

(案)

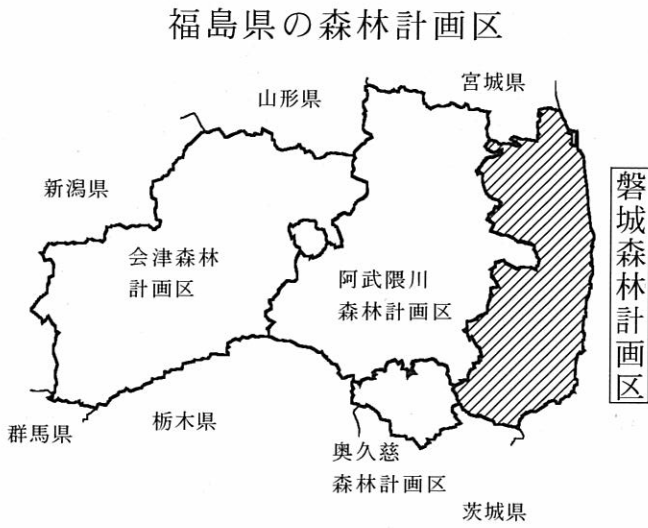
磐城地域森林計画書

(磐城森林計画区)

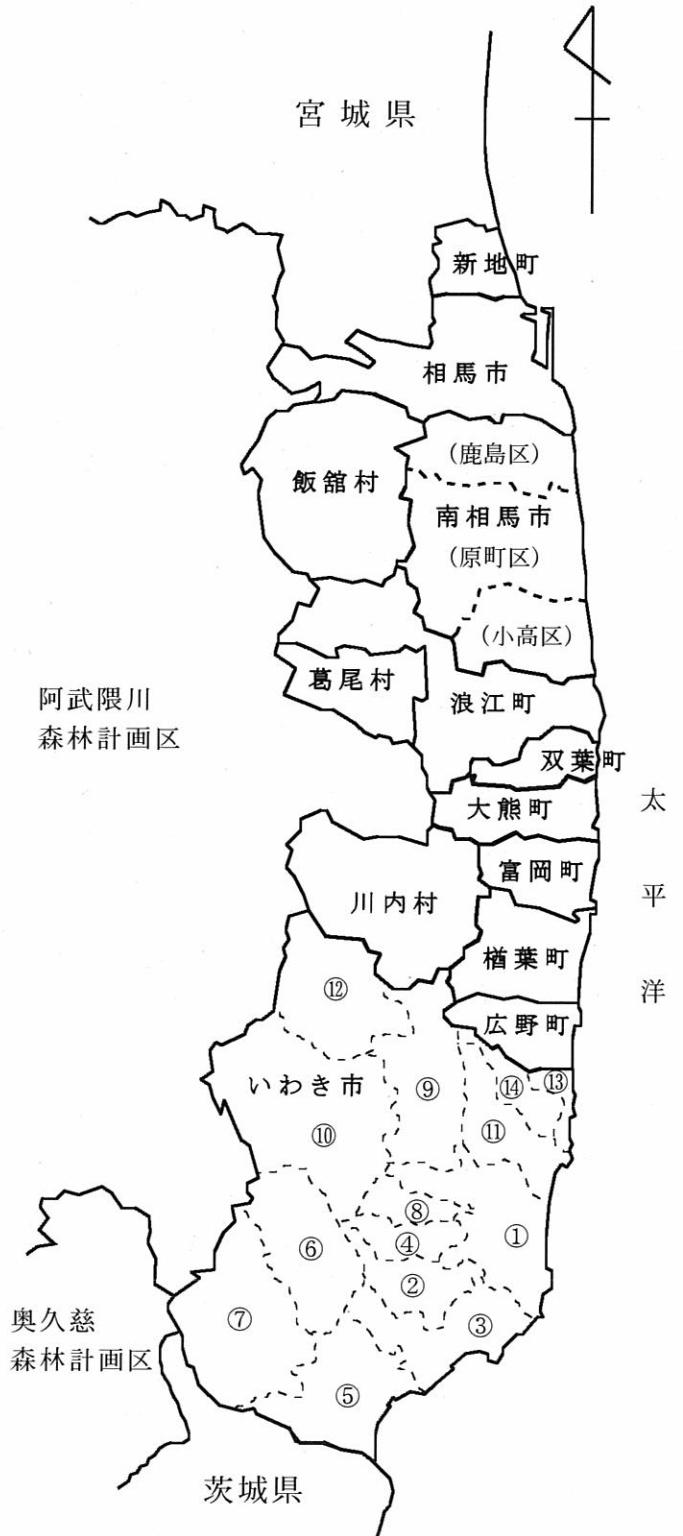
計画期間 自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月 31日

福 島 県

磐城森林計画区位置図



- いわき市地区名
- | | |
|------|------|
| ①平 | ⑧好間 |
| ②常磐 | ⑨小川 |
| ③小名浜 | ⑩三和 |
| ④内郷 | ⑪四倉 |
| ⑤勿来 | ⑫川前 |
| ⑥遠野 | ⑬久之浜 |
| ⑦田人 | ⑭大久 |



□ 森林計画制度について

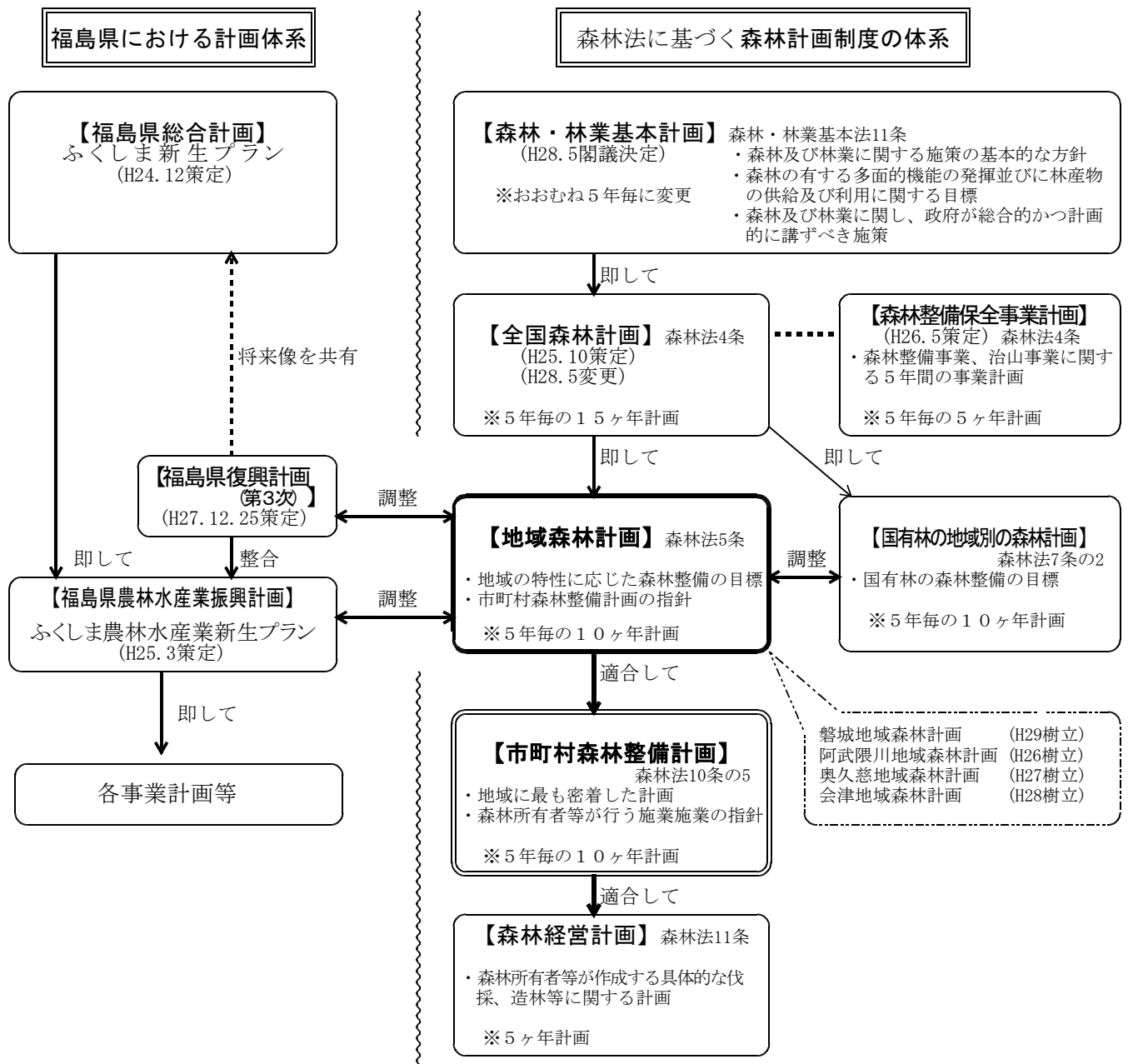
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

森林林業に関する計画



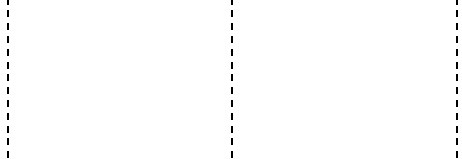
全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○全国森林計画（計画期間15年）

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
平成25年度樹立 全国森林計画 (平成26～40年度)	← 前期 5 年					中期 5 年					後期 5 年 →					

○地域森林計画（計画期間10年）

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
平成29年度樹立 磐城地域森林計画 (平成30～39年度)					← 前期 5 年					後期 5 年 →						



目 次

I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
（1）森林の整備及び保全の目標	8
（2）森林の整備及び保全の基本方針	8
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2 その他必要な事項	
（1）森林における放射性物質対策の推進	8
（2）木質バイオマスの利活用の推進	8
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	15
（2）立木の標準伐期齢に関する指針	16
（3）その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	
（1）人工造林に関する指針	18
（2）天然更新に関する指針	20
（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
（4）その他必要な事項	21
3 間伐及び保育に関する事項	
（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
（2）保育の標準的な方法に関する指針	24
（3）その他必要な事項	25
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	26
（2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	26
（3）その他必要な事項	26

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …………… 3 1
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 …………… 3 1
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林整備を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 …………… 3 1
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 …………… 3 2
- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 …… 3 2
- (6) その他必要な事項 …………… 3 2

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 …………… 3 3
- (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …………… 3 3
- (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …………… 3 4
- (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 …………… 3 5
- (5) その他必要な事項 …………… 3 5

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 …… 3 6
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 …………… 3 6
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …………… 3 6
- (4) その他必要な事項 …………… 3 6

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針 …………… 3 7
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針 …………… 3 7
- (3) 治山事業の実施に関する方針 …………… 3 7
- (4) 特定保安林の整備に関する事項 …………… 3 7
- (5) その他必要な事項 …………… 3 7

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 …………… 3 8
- (2) その他必要な事項 …………… 3 8

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 …………… 3 9
- (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） …………… 3 9
- (3) 林野火災の予防の方針 …………… 3 9
- (4) その他必要な事項 …………… 3 9

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(1) 保健機能森林の区域の基準	4 0
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	4 0
第6	計画量等	
	1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 1
	2 間伐面積	4 1
	3 人工造林及び天然更新別の造林面積	4 1
	4 林道の開設及び拡張に関する計画	4 2
	5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 2
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 3
	(3) 実施すべき治山事業の数量	4 3
	6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 3
第7	その他必要な事項	
	1 保安林その他制限林の施業方法	4 4
	2 その他必要な事項	4 4
別 表		
別表1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 6
別表2	人工造林及び天然更新別の造林面積	4 7
別表3	林道の開設及び拡張に関する計画	4 8
別表4	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5 9
別表5	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	6 1
別表6	実施すべき治山事業の数量	6 6
別表7	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7 0
別表8	保安林その他制限林の施業方法	7 2

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1 0 1
(2) 地 況	1 0 2
(3) 土地利用の現況	1 0 3
(4) 産業別生産額	1 0 4
(5) 産業別就業者数	1 0 5

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	1 0 6
(2) 制限林普通林別森林資源表	1 1 0
(3) 市町村別森林資源表	1 1 2
(4) 所有形態別森林資源表	1 1 6
(5) 制限林の種類別面積	1 1 8
(6) 樹種別材積表	1 2 2
(7) 特定保安林の指定状況	1 2 3
(8) 荒廃地等の面積	1 2 4
(9) 森林の被害	1 2 6
(10) 防火線等の整備状況	1 2 8

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	1 2 9
(2) 森林経営計画の認定状況	1 3 0
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	1 3 1
(4) 林業事業体等の現況	1 3 3
(5) 林業労働力の概況	1 3 4
(6) 林業機械化の概況	1 3 5
(7) 作業路網等の整備の概況	1 3 6

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	1 3 7
(2) 間伐面積	1 3 7
(3) 人工造林・天然更新別面積	1 3 7
(4) 林道の開設及び拡張の数量	1 3 7
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	1 3 8
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	1 3 8

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	1 3 9
(2) 森林以外より森林への異動	1 3 9

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	1 4 0
(2) 分期別期首別資源表	1 4 1

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）から6年が経過しました。

本計画区では、原子力発電所事故に伴う避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域をいう。以下同じ。）の指定により、福島第一原子力発電所を中心とする広い範囲で立ち入り等が制限されましたが、被災した施設の復旧や除染事業の進捗により、避難指示区域の一部が解除されています。現在、避難生活を余儀なくされてきた住民の帰還が進められています。

(1) 位置及び面積

本計画区は県の東部に位置し、太平洋と阿武隈高地に挟まれた南北に細長い「浜通り」と呼ばれる地域で、相馬市、南相馬市、いわき市、双葉郡、相馬郡の13市町村からなり、総土地面積は297千haと県土の22%を占めています。

県の行政区分では、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡が相双地域（相双農林事務所）、いわき市がいわき地域（いわき農林事務所）となっています。

(2) 自然的背景

ア 地 勢

北は宮城県境から南は茨城県境に接し、西に阿武隈高地（鹿狼山、霊山、日山、大滝根山、矢大臣山、芝山、朝日山等）が南北に連なっています。

主な河川は、北から宇多川、真野川、新田川、請戸川、高瀬川、木戸川、夏井川、鮫川で、阿武隈高地に源を發し太平洋に注ぎ込むため、延長は短く、河床勾配は急です。

耕地や市街地はこの流域沿いに拓かれています。

イ 地質及び土壌

地質は、阿武隈高地側の畑川破碎帯と山裾の双葉断層の大きな2本の断層が南北に走り、畑川破碎帯の東西に中生代の花崗岩類が分布し、双葉断層まで続いています。双葉断層から太平洋にかけては新生代の第三紀上部層、第四紀の洪積層、沖積層が分布しています。いわき市周辺部はいくつもの断層が走り、山側に御在所式結晶片岩、花崗閃緑岩が分布し、海側には新生代の白水層、湯長谷層、沖積層が分布しています。

土壌は、阿武隈高地の平坦部及び東縁地帯には褐色森林土が分布しています。北部低山地帯は土壌の発達が悪く、未熟土壌や、黄褐色系褐色森林土が大半を占め、南部低山地帯も、黄褐色系褐色森林土が大半を占めています。

ウ 気 候

太平洋に面しているため海洋性の温暖な気象条件に恵まれ、年間を通じて比較的温暖で年平均気温は山間部で10℃、平野部で12～14℃となっています。年間降水量は山間部で約1,400mm、海岸平野部は1,500mmであり、太平洋岸の平野部は、県内でも積雪の少ない地域となっています。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は204千haで、民有林が118千ha（58%）、国有林が86千ha（42%）となっています。林野率は69%で、ほぼ県平均と同じ比率になっています。

森林以外では、農地が14千ha（5%）、宅地が14千ha（5%）等となっています。

イ 人口の推移

本計画区の人口は454千人（平成29年10月）で、県全体の24%を占めています。前回樹立時と比較すると88%となっており、減少しています。また、東日本大震災及び原子力災害の影響により、計画区内の多くの住民が県内外への避難を余儀なくされてきましたが、避難指示区域の解除等に伴い帰還が進められています。

ウ 交通網

本計画区の南北には、常磐自動車道、国道6号、JR常磐線が太平洋岸沿いに並行し、東西には磐越自動車道、国道は北から115号、114号、288号、49号、289号の各線、JR磐越東線のほか、東北中央自動車道も相馬市と伊達市の一部区間で供用されています。

海路においては、小名浜港が重要港湾、国際貿易港として大きな役割を果たしており、相馬港も重要港湾として整備されています。

しかし、東日本大震災により交通基盤や港湾施設に甚大な被害が発生し、また、原子力災害による避難指示区域の指定等により、本計画区は南北間の交通が分断される状態となりましたが、現在では常磐自動車道の全線開通や国道6号の再開通、JR常磐線は平成31年の全線復旧に向けて進められているところです。

エ 地域産業の概要

本計画区の総生産額（平成26年度）は20,741億円で、県全体の28%を占めています。内訳は、第一次産業0.7%、第二次産業38%、第三次産業61.3%となっています。

(4) 森林・林業の現況

東日本大震災によって、林地、林道の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害が発生しました。また、原子力災害に伴う避難指示区域での生産活動の停止等により、計画区内の森林・林業・木材産業は大きな影響を受けています。

一方、国・県による放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積が進んでおり、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う事業や特用林産物の出荷制限解除に向けた実証など、森林林業の再生に向けた取組が進められています。

ア 森林の概要

当地域の林相は、大きく3つに分けられます。いわき市夏井川付近より南側の山間地域は、土壌条件がスギの適地であることから、スギを主体とした人工林率の高い地域となっており、それより以北の地域は、アカマツ林が多く、山頂にかけてコナラ・ミズナラ・クヌギ等の広葉樹が見られ、比較的肥沃な沢筋はスギの造林地が分布しています。また、海岸線沿いにはクロマツが広がり、スダジイ・シロダモ・ヤブツバキなども見られます。

民有林のうち、天然林は54千ha（46%）、人工林は62千ha（52%）、未立木地等は2千ha（2%）となっています。気象や地況等の自然条件に恵まれていることから、人工林率は県平均を大幅に上回っていますが、木材価格の低迷、造林経費の高騰で新たな造林面積は減少しています。人工林を齢級別でみると9齢級以上が8割以上を占めています。

民有林の総蓄積は38,442千m³で、人工林が30,560千m³（平均493m³/ha）、天然林が7,882千

m³（平均147m³/ha）となっており、人工林が79%を占めています。

森林の機能別では、水源涵養機能の^{かん}高い森林が76%、木材生産機能の高い森林が84%を占めています。

イ 林業・木材産業の概要

（ア）森林所有形態・林家数・林業所得

民有林の所有形態は、私有林82%、公有林16%、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター1%、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社1%となっています。

林家数は6千戸で、保有山林規模別にみると50ha以上の所有者は0.7%にすぎず、5ha未満の零細な所有が75%を占めています。平成26年度の林業生産額は21億円で、総生産に占める割合は、県平均と同じ0.1%となっています。

（イ）森林組合

計画区内は組合員所有の森林面積が90千ha、民有林の77%を占めており、4つの森林組合が地域林業に対し重要な役割を果たしています。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故により、営林活動の制限や事務所の移転を余儀なくされており、地域の森林管理に重大な影響を及ぼしています。

（ウ）林道

既設林道の延長は平成28年度末で1,078km、林道密度は9.0m/haと県平均7.2m/haを大きく上回っています。

（エ）林産・木材産業

本計画区は、素材生産量は県内の約3割、木材需要量は県内の約4割を占めるなど、林産・木材産業が盛んですが、東日本大震災及び原子力災害により、事故から6年が経過した現在でも、相双地区を中心に大きな影響を受けています。

平成27年における状況は以下のとおりです。

- ・素材生産量は、民有林、国有林を合わせ229千m³（県全体の29%）、うち91%が針葉樹
- ・木材需要量は285千m³（県全体の37%）、うち54%が製材用
- ・木材市場はいわき市に2箇所
- ・製材工場は39社、総出力数は36百kw（1工場当たり平均出力92kw）
- ・製材工場の年間素材入荷量は143千m³ほか、集成材工場、プレカット工場、木毛工場、繊維板工場、丸棒加工工場など多様な木材加工工場が存立
- ・小名浜港の外材入荷量は105千m³（県内における外材流通量の97%）
- ・製材工場の外材入荷量は70千m³（入荷量の49%）
- ・外材輸入量は年々減少傾向にありましたが、平成27年度は微増しました。平成23年以降、素材の輸入はなく、全て製材となっています。

（オ）特用林産物

東日本大震災及び原子力災害より6年が経過した現在でも、出荷制限や風評被害、原木安定供給への影響等、大きな影響を受けています。

平成28年の主な生産量は、生しいたげがいわき市、川内村を中心に984t（県の40%）、なめこがいわき市、新地町を中心に337t（同17%）、木炭はいわき市のみで4t（同2%）となっています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

前半5年間に主伐1,042千 m^3 、間伐495千 m^3 を計画し、実績は主伐1,010千 m^3 (97%)、間伐437千 m^3 (88%)でした。伐採立木材積全体としては、計画1,537千 m^3 に対し、実績1,447千 m^3 (94%)と概ね計画どおりの実績となりました。

(2) 間伐面積

前半5年間に9,965haを計画し、実績は3,905ha (39%)となりました。避難指示区域等により実施が困難な箇所もあることから、今後は実施可能なところから計画的に行っていきます。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前半5年間に人工造林3,289ha、天然更新2,842haを計画し、実績はそれぞれ245ha (7%)、388ha (14%)でした。造林面積全体としては、計画6,131haに対し、実績633ha (10%)でした。人工造林については、森林所有者の造林意欲の低下に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響による実績減少がみられます。天然更新については、更新完了の現地確認できない箇所が発生しています。なお、今後とも天然更新の活用や低コスト造林の推進等により、森林資源の持続的な育成を図ることとします。

(4) 基幹路網の開設又は拡張

前半5年間に基幹路網の開設を6.7km、拡張を32箇所計画し、実績は開設2.4km (36%)、拡張39箇所 (122%)でした。本計画区の林道計画については、優先して開設する必要のある路線を中心に進めたため実績は減少していますが、引き続き工事を進め、早期完成を目指します。拡張箇所については、森林整備や既存道の改良が進んだ結果、計画を上回りました。今後も市町村の要望を基に、計画的な事業執行を行います。

(5) 保安林の整備

前半5年間に、指定については、水源涵養を目的とする保安林を218ha、災害防備を目的とする保安林を313ha、保健・風致の保存等を目的とする保安林を8ha計画し、実績はそれぞれ56ha (26%)、31ha (10%)、指定なし、でした。

また、解除については、水源涵養目的の保安林を1ha、災害防備目的の保安林を17ha、保健・風致の保存等を目的とする保安林を4ha計画しましたが、それぞれ0.0065ha (0.65%)、24ha (141%)、4ha (100%)となっています。指定については、原子力災害による避難指示区域の指定等により森林所有者への対応等に時間を要したため、低位な実行量となっています。解除については、ほぼ計画どおりの進捗となっています。

(6) 治山事業

前半5年間に46箇所を計画し、47箇所 (102%)で事業を実施しており、概ね計画どおりの実績となりました。

(7) 要整備森林の整備

前半5年間に間伐を10.48ha計画し、実績は8.58ha (82%)でした。震災により早期の実施が困難な箇所もあることから、今後は優先順位を考え実施可能なところから、改めて所有者に森林の現況を伝え、森林整備の実施に向け呼びかけを行っていきます。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。

このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴い発生した原子力災害などにより、本県は甚大な被害を受け、県民はあらゆる面で困難に直面しています。そのため県は、同年8月11日に福島県復興ビジョンを策定し、放射性物質に汚染された環境の回復や生活基盤・産業インフラの早期復旧、産業の再生、災害に強い地域づくり、再生可能エネルギーによる新たな社会づくりなど、復興に向けての基本理念と主要施策を取りまとめるとともに、このビジョンに基づく福島県復興計画を策定し、県民一丸となった復興に取り組んでいるところです。

また、本県を取り巻く社会経済情勢の急激な変化を踏まえ、平成24年12月に福島県総合計画（ふくしま新生プラン）を策定し、平成25年3月にはその部門別計画である福島県農林水産業振興計画（ふくしま農林水産業新生プラン）を策定して農林水産業の復興再生に向け取り組んでいるところです。

こうした状況を受け、磐城地域森林計画を変更するに当たっては、全国森林計画に即しつつ、福島県復興計画や福島県農林水産業振興計画（ふくしま農林水産業新生プラン）などの関係する計画等を踏まえて、次の4つの事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、計画の実施に当たっては、これら関係する計画等と調整を図り進めるものとします。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画を指針として、避難指示区域の指定や住民帰還の状況等各市町村の実情に応じて森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

（1）東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興

森林・林業・木材産業の生産基盤や地域の生活基盤の早期復旧に努めるとともに、被災した海岸防災林の復旧や放射性物質の影響を受けた森林環境の回復を推進するものとします。

また、森林は多面的な機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するとともに、県産材の安定供給体制の構築、木材の新たな製品・技術の開発や、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用など、木材需要の創出を推進するものとします。

（2）森林資源の質的な充実

本計画区の人工林は、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく、偏った年齢構成となっているため、主伐・更新による資源構成の適正化を図るものとします。

また、若齢林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた択伐や間伐を進め、自然条件等に応じた長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の適確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、循環させるものとします。

(3) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を適確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。

また、地球温暖化防止に向けた森林整備や頻発する局地的な集中豪雨等による大規模災害に対応するための効果的な治山対策、森林とのふれあいの場を提供するための森林整備、良好な水資源の維持・確保に向けた森林整備を推進し、安全で安心のできる県土の形成を進めるものとします。

なお、森林の整備や林道・作業道等の路網の整備は、自然環境の保全など公益的機能の維持に十分配慮するものとします。

(4) 持続可能な林業経営の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、多様な森林整備を展開するに当たっては、新たな造林技術や伐採・搬出技術等も取り入れながら、森林施業の集約化、林業従事者の養成・確保、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの導入、木材流通・加工体制の地域一帯となった整備推進により、効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指すものとします。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です*¹。

森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可*²、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出*³の対象となります。

※1 地震や津波により立木等が失われた箇所についても、土地の性質や土地利用の状況等を勘案し、引き続き計画の対象としています

※2 保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く

※3 保安林及び保安施設地区内の森林を除く

<市町村別面積>

単位 面積：ha

区 分		面 積	区 分		面 積
相 双 農 林 事 務 所	相 馬 市	7,321	い わ き 市	い わ き 市	58,039
	南 相 馬 市	12,771		平	(4,781)
	原 町	(4,698)		常 磐	(2,422)
	鹿 島	(4,773)		小 名 浜	(3,194)
	小 高	(3,300)		内 郷	(1,801)
	新 地 町	1,545		勿 来	(4,732)
	飯 舘 村	7,273		遠 野	(5,322)
	広 野 町	2,899		田 人	(6,287)
	檜 葉 町	2,029		好 間	(1,358)
	富 岡 町	2,701		小 川	(3,773)
	川 内 村	11,940		三 和	(11,935)
	大 熊 町	2,512		四 倉	(2,546)
	双 葉 町	2,598		川 前	(6,302)
	浪 江 町	4,461		久 之 浜	(883)
葛 尾 村	2,006	大 久	(2,704)		
計	60,055	計	58,039		
森林計画区計			118,095 ha		

(注)四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能ごとの望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。また、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を進めるものとします。

本計画では、この事項及び以下の各事項で、この望ましい姿に誘導するための考え方や重点的に取り組むべき事項、計画量等を明らかにしています。

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情報の変化等も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとします。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等により、多様な森林資源の整備及び保全を図るものとします。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮に配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策の推進を図るものとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、表2のとおりです。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2)の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」、第6の2の「間伐面積」、第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」、第6の4の「林道の開設及び拡張に関する計画」並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮した計画期末における森林の状態は、表3のとおりです。

なお、期待する機能の発揮に向けた誘導の考え方については、表4のとおりです。

2 その他必要な事項

(1) 森林における放射性物質対策の推進

森林整備を進めるに当たっては、森林の有する多面的機能の維持向上に努め、適正な森林整備と併せた放射性物質の拡散抑制対策を推進するものとします。

なお、森林における放射性物質による影響は長期に及ぶと考えられることから、国・市町村等と連携して放射性物質のモニタリングや知見の集積、情報共有及び公表に努めます。

(2) 木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用を図る観点から、製材時の端材や林地における未利用間伐材等について、再生可能エネルギーとして利活用を推進するものとします。

表 1 森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

表2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 2 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。</p> <p>なお、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p> <p>また、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。</p> <p>なお、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。</p>

(注1)森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注2)これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	60,206	60,646
	育成複層林	3,189	4,100
	天然生林	52,423	51,072
森 林 蓄 積		332	348

(注1)表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

(注2)育成単層林、育成複層林及び天然生林の区分は、次のとおりです。

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 ^{*1} により成立させ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ^{*2} を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林。
天然生林	主として天然力 ^{*3} を活用することにより成立させ維持される森林。

※1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

表4 森林の区分に応じた誘導の考え方

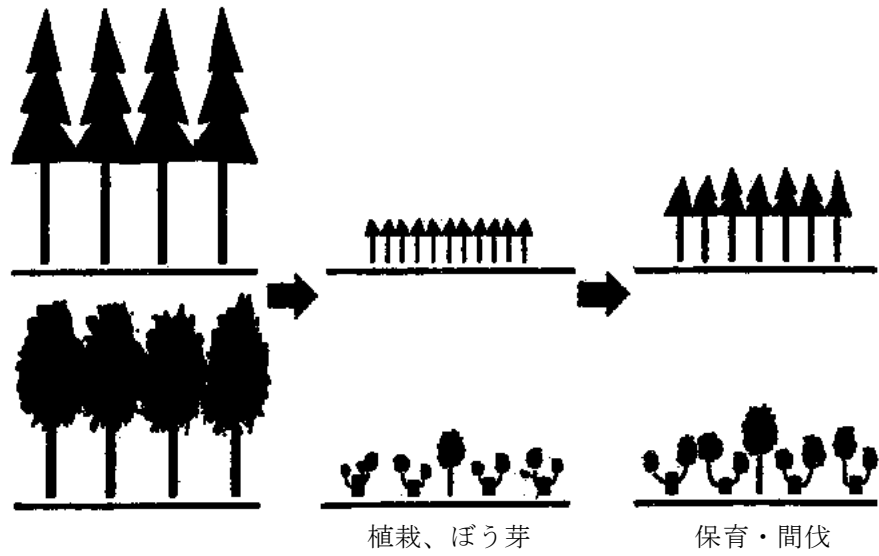
森林の区分		森林の区分に応じた誘導の考え方
育成林	育成単層林	<p>1 現況が育成単層林となっている森林のうち、生長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。</p> <p>この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。</p> <p>2 急傾斜の森林又は生長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図る。</p> <p>公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導する。</p> <p>3 上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。</p> <p>また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。</p>
	育成複層林	<p>1 現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。</p> <p>2 希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。</p>
天然生林		<p>1 現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。</p> <p>2 その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。</p>

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

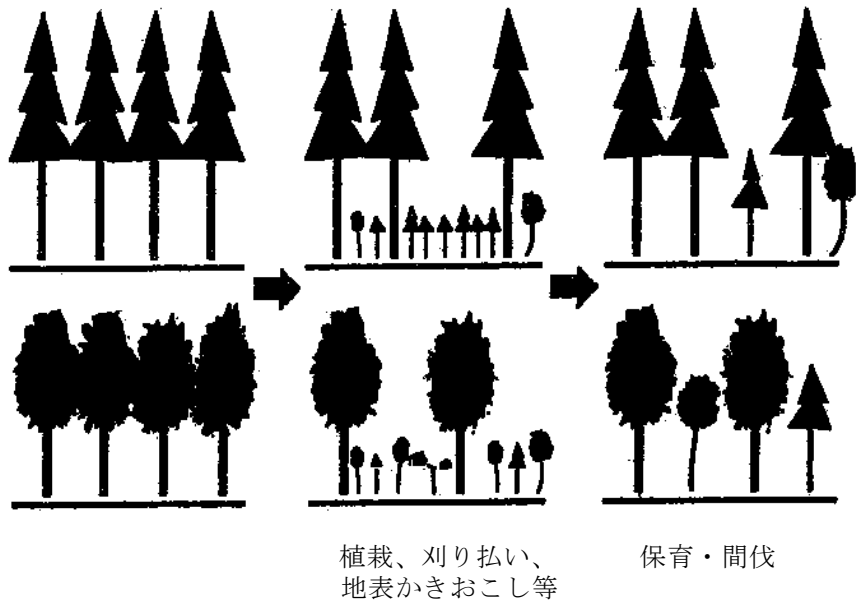
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採

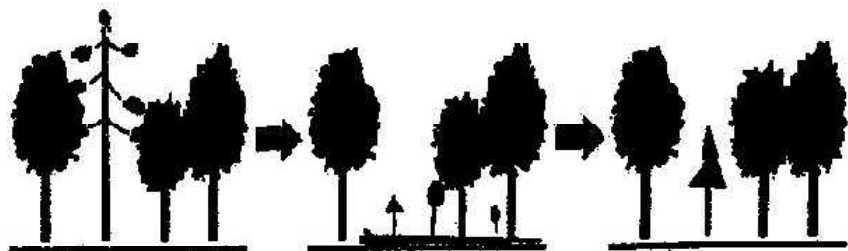


育成複層林

択伐等により部分的に伐採



天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



第3 森林の整備に関する事項

民有林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、施業の集約化や機械化等により、効率的かつ効果的に行うこととします。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法及び標準伐期齢については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

(*更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になること。

伐採方法	内容及び標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

イ 伐採における留意事項

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意するものとします。

項目	留意すべき事項
1 箇所当たりの伐採面積	<p>a 保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林（別表 8 参照）については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。</p> <p>b 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1 箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。</p>
生物多様性の保全	森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。
伐採跡地の連続性の回避	森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。
伐採後の適確な更新の確保	<p>a 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。</p> <p>b 特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。</p> <p>c 自然条件が劣悪なため、伐採方法を特定する必要がある森林については、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法にするものとする。</p>
保護樹帯の設置	林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。
放射性物質の拡散抑制対策	放射性物質の拡散抑制対策に関するさまざまな知見等も踏まえながら、地域の実情や現場の状況等に応じた伐採・搬出方法にするものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種ごとに定めます。

その際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を別に区分します。

<樹種別の立木の標準伐期齢>

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	40	40	55	15	65	20

※ 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うにあたり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

2 造林に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び伐採跡地を更新する期間並びに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

なお、造林に当たっては、多様な森林資源の整備に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を確保するため、確実な更新が図られるよう努めるものとします。

また、技術開発や知見の集積を図りながら、荒廃地や伐採跡地の速やかな更新による放射性物質の拡散抑制や地域の実情に応じた伐採・更新による森林再生を推進するものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものです。

(ア) 幅広い樹種の選択

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とするとともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとします。

(イ) 標準的な樹種以外の取り扱い

風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべきことを明らかにした上で樹種を定めるものとします。

<人工造林の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムの導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとします。

a 樹下植栽本数

複層林化を図る場合の樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとします。

b 標準的な植栽本数によらない場合の取り扱い

森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持、又は新たな施業技術の開発等により、標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。

また、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

<標準的な植栽本数>

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です（アカマツ、クロマツを除く）。 樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	密仕立て	5,000	
クロマツ	密仕立て	10,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	6,000	

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

表5のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、人工造林地で、皆伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の

翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

また、択伐による伐採については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

<天然更新の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として定めるものとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 天然更新補助作業に関する指針

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して、表5に示す天然更新補助作業を行うこととします。

(イ) 適確な天然更新の確保

天然更新による場合は、ウに定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

また、天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとします。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

○立木度は、幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において定めるものとします。

(4) その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

海岸防災林等の復旧に向けたマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に向けた特定母樹等から生産した優良種苗の供給を推進します。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、無花粉スギや花粉の少ないスギ種苗の使用を推進します。

ウ 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

エ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林に関する届出制度の普及に努めます。

表5 人工造林及び天然更新の標準的な方法の指針

項目		標準的な方法の指針	
人工造林	地拵えの方法	<p>a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>c 傾斜角30°以上の傾斜地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>	
	植付けの方法	<p>a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>b 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p>	
	植栽時期	<p>a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>	
天然更新補助作業	天然下種更新	地表処理の方法	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出しの方法	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
	天然下種更新及びぼう芽更新	植込みの方法	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
	ぼう芽更新	芽かきの方法	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育の標準的な方法については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」並びに2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

間伐及び保育に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進や地球温暖化の防止に配慮し、必要な施業を適時・適切に行うとともに、高齢級林分においても間伐を推進するなど、健全な森林の育成が図られるよう努めるものとします。

また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林については、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進するものとします。

なお、間伐等については、林床植生の生長促進を通じて放射性物質の拡散抑制効果もあることから、知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に基づき、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとします。

また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において規範として定めるものとします。

ア 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。
ヒノキ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

イ 保育の標準的な方法

保育作業	保 育 の 方 法
下刈り	雑草木が造林木の生長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。
除 伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うにあたり空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の整備については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の区域は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下それぞれ「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」という。）に区分されます。

区域の設定に当たっては、第2の1（1）の「森林の整備及び保全の目標」を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限のある森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考にしながら、表6に基づき設定するものとします。

なお、この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、当該森林が地域森林計画対象森林である場合にあっては、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、第2の1（2）の「森林整備及び保全の基本方針」や機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、表6及び表7に基づき公益的機能別施業森林ごとに定めるものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定に当たっては、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、表6に基づき設定するものとします。

この際、区域内において（1）の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、表6のとおりとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や森林施業の集約化等による効率的な森林整備を推進するものとします。

(3) その他必要な事項

特になし

(参考) 公益的機能別施業森林等の区分

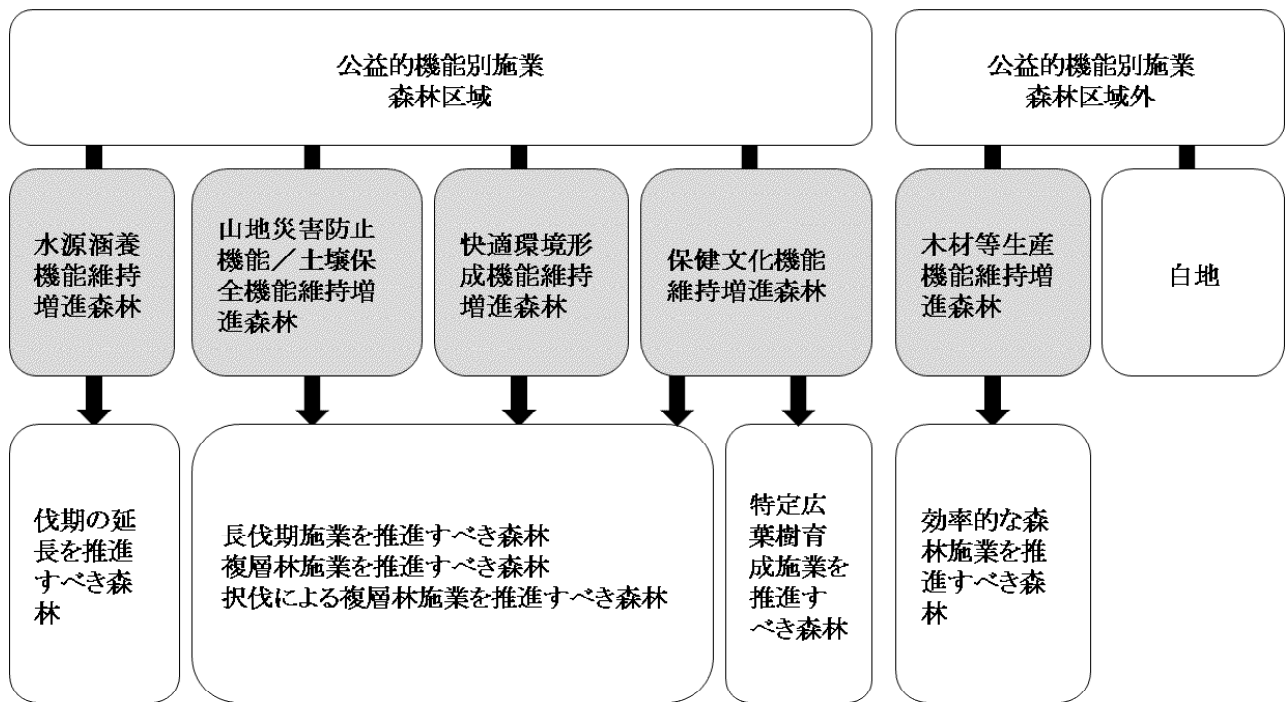


表6 公益的機能別施業森林等における区域の基準と施業の方法に関する指針

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養機能維持増進森林	①水源かん養保安林、干害防備保安林 ②ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ③地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等周辺の森林 ④水源涵養機能の評価が高い森林、等	1 伐期の延長を推進する。 2 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進する。(表7参照) 3 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
土地適環境形成の防止及び保健文化機能 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能又は保健文化機能維持増進森林	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等	1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を推進する。 3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。 5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。
	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林 ⑤放射性物質による生活圈への影響を踏まえ生活環境保全機能を回復すべき森林、等	
	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林 ⑧放射性物質による入林者等への影響を踏まえ保健文化機能を回復すべき森林、等	

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる次の森林等 ① 林木の生育に適した森林 ② 林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林 ③ 木材等生産機能の評価区分が高い森林	1 木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 2 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

表7 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

伐採方法	理由	機能	区域の基準
<p>択伐による複層林施業を推進すべき森林</p> <p>注)適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林</p>	<p>人家、農地森林の土地又は道路その他の施設の保全のため</p>	<p>山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林</p>	<p>①傾斜が急な箇所 ②傾斜の著しい変移点を持っている箇所 ③山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 ④基岩の風化が異常に進んだ箇所 ⑤基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 ⑥破碎帯又は断層線上にある箇所 ⑦流れ盤となっている箇所 ⑧火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 ⑨土層内に異常な滞水層がある箇所 ⑩石礫地から成っている箇所 ⑪表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所</p>
	<p>生活環境の保全及び形成のため</p>	<p>快適環境形成機能維持増進森林</p>	<p>①都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
	<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため</p>	<p>保健文化機能維持増進森林</p>	<p>①湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ②紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④希少な生物の保護のため必要な森林</p>
<p>伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林</p>	<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため</p>	<p>水源涵養機能維持増進森林</p>	<p>①標高の高い地域 ②傾斜が急峻な地域 ③谷密度の大きい地域 ④起伏量の大きい地域 ⑤溪床又は河床勾配の急な地域 ⑥掌状型集水区域 ⑦年平均又は季節的降水量の多い地域 ⑧短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ⑨大面積の伐採が行われがちな地域</p>

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で、不可欠な施設となっています。

また、森林整備と一体的に行う放射性物質対策を進めるとともに、建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るためにも、林内路網の整備を推進するものとします。

林道等の整備に当たっては、自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両も走行する「林道」と林業用車両が走行する「林業専用道」、林業機械が走行する「森林作業道」の適切な組合せによる路網整備（既設路網の改良を含む）を推進するとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの整備とその普及・定着を図るものとします。

なお、計画期間内の林道（林業専用道も含む。以下同じ。）の開設量については、第6の4「林道の開設及び拡張に関する計画」のとおりです。

また、開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させ、森林の利用形態や地形・地質に応じて林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

なお、森林整備と一体的に放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や土砂流出防止対策の実施、敷砂利などによる路面洗掘防止等、土砂等流出の抑制措置を講じるものとします。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	504	1,078
うち林業専用道	0	0

(注) 基幹路網とは、車道である林道及び林業専用道

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(1) で記載した林道と森林作業道の適切な組合せによる路網整備の目安となる、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表8のとおりです。

また、傾斜に応じた伐採搬出方法や高性能林業機械の組み合わせ等の作業システムについては、6の(3)の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」のとおりです。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により、低コストで効率的な森林施業を推進する「路網整備等推進区域」については、地形、地質、気象条件、森林の構成、木材生産機能、傾斜に応じた路網密度の水準（表8）等を勘案し、幹線となる林道の利用区域等を考慮しながら、市町村森林整備計画において区域を指定するものとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網の整備に当たっては、「林道規程」(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、県が定める「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」(平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知)、「福島県森林作業道作設指針」(平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知)に則り開設するものとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

特になし

表8 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0 ~15°)	車両系	100以上	35以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	75以上	25以上
	架線系	25以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60以上	15以上
	架線系	15以上	
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、森林所有者が施業できない場合等は、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。このため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとします。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用、林地台帳の整備など、森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の経営基盤の強化

林業従事者の養成及び確保を進めるためには、林業事業者の経営基盤の強化を図る必要があります。そのため、事業者は以下の点について条件整備を行うものとします。

- ①生産管理手法の導入
- ②集約化による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③生産性の向上と収益性の確保
- ④林業事業者間の事業協力や共同組織化
- ⑤収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥新規就労者が魅力を感じる労働条件の整備と就労環境の整備

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者を確保するために県や事業者は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①事業者の体質強化（上記ア参照）
- ②林業従事者確保のための職員の募集（就業相談会の開催、就業体験等の実施）
- ③林業従事者に対する技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等によるキャリア形成支援
- ④新たな森林整備の担い手として期待されるNPO、ボランティア等への支援

ウ 林業後継者の育成

林業後継者の養成のために県や事業者は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ②林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③地域林業の中核となるリーダーの養成と後継者が育ちやすい環境の構築

エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために事業者や県・市町村等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
- ②安全衛生教育や新たな作業システムに対応した研修等の実施
- ③振動障害予防のための特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
- ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
- ⑤長袖、手袋、マスクの使用等による被ばく軽減対策の実施
- ⑥被ばく管理、作業上の措置、健康診断等除染電離則(*)の遵守

*1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」

*2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、労働強度の軽減や労働災害の減少を図るため、高性能機械の開発や従来型機械の改良等の状況を踏まえつつ、高性能林業機械等の導入を促進するものとします。

また、高性能林業機械等の導入及び効率的な利用を確保するため、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者や技能者の養成を計画的に推進するとともに、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備を推進するものとします。

なお、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、5(2)の表8を目安として林道及び森林作業道を整備するものとします。

イ 伐出作業における機械作業システムの目標

素材生産を行う事業者の目標を次のとおりとします。

区分		作業システム	作業内容
緩傾斜地	高性能	ハーベスタ・フォワーダタイプ	ハーベスタ → フォワーダ (伐木・造材) (短幹集材)
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソー → トラクタ → チェンソー (伐木) (集材) (造材)
急傾斜地	高性能	タワーヤーダ・プロセッサタイプ	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ (伐木) (全木集材) (造材)
	改良在来	集材機タイプ	チェンソー → 集材機 → チェンソー (伐木) (集材) (造材)

ウ 放射性物質対策における機械作業

外部被ばく線量を低減する方法として、作業時間の短縮や作業機械による遮へいが、作業員の被ばく線量低減につながることから、高性能林業機械の使用を推進するものとします。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等による安定的な取引関係の確立を推進し、木材の安定供給体制の構築に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図り、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

その際、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

(5) その他必要な事項

ア 山村地域の生活環境の整備

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び林業産業での就業機会の創出や生活環境の整備、森林空間の総合的な利用の推進に努めるものとします。

また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

イ 国有林と民有林の連携

関東森林管理局と締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき、民有林・国有林の枠を超え関係者が連携して、福島県の豊かな森林づくりに取り組むこととします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、下記のとおりとします。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵養や土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林は、別表4のとおりです。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

イ 土石の切取・盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

なお、土砂の流出又は崩壊、水害等の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

(4) その他必要な事項

森林内の土壌が流出するおそれがある箇所には、表土の保全や放射性物質の拡散抑制の観点から、適切な間伐等の実施により植生の早期回復に努め、併せて、柵工等により土壌の移動や流出を防ぐ措置を適切に行うものとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配置を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

本計画における保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、第6の5の(1)のとおりです。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壌等自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源涵養又は災害の防備の目的のために、保安施設事業（森林の造成事業、又は、森林の造成若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認めるとき、その事業を行うために必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

阿武隈高地は、風化の進行した非常に脆弱な地質に代表される古期花崗閃緑岩が広く分布し、また、双葉断層や破砕帯が数多く発達しているため、山腹崩壊や溪流崩壊、地滑りの発生が見られます。また、海岸付近は段丘が発達し、住宅地が密集している丘陵地の裾地には、山腹崩壊危険地が数多く存在しています。

このため、荒廃箇所や東日本大震災で被害を受けた森林等の復旧を進めるとともに、山地災害危険地区における災害を未然に防止するため、事前防災・減災の考え方に立ち、治山事業を計画的に進め、地域住民の生活の安全を図るものとします。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとします。

また、計画区域内の河川延長は短く、中小の河川とため池が多いため、阿武隈山系の森林は各市町村の水源地域となっており、また、海岸沿いの森林は潮害、飛砂を防止する防災林として位置付けられていることから、水源涵養機能等、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため森林整備を合わせて進めるとともに、被災した海岸防災林の復旧に当たっては、津波等に対して減災効果が十分に発揮されるよう林帯幅を拡大するなど、従来より災害に強い多機能な防災林の造成を図ります。

本計画における治山事業の種類別、箇所別数量については、第6の5の(3)のとおりです。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる「特定保安林」のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業方法や実施時期等を定めた上で、その実施の確保を図ることとします。

本計画における要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6のとおりです。

(5) その他必要な事項

特になし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の設定等については、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域について設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害獣害や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとします。

なお、避難指示区域内の保全すべき森林については現時点で立ち入り等の制限があります。本計画の計画期間（10年）内に行われる特定復興再生拠点の整備や区域の見直し等、状況の変化に即して、速やかに防除対策を講じていくこととします。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等、健全な森林整備を推進していくこととします。

(3) 林野火災の予防の方針

地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくこととします。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

（1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情や利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在するとともに、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う水源涵養や^{かん}県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については、当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないように十分に配慮するものとします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び安全で円滑な交通の確保に留意するものとします。

第6 計画量等

本計画区における計画量を次のとおり計画しました。

なお、避難指示区域は現時点で立ち入り等の制限がありますが、本計画の計画期間（10年）内には除染の状況や区域の見直し等により状況が変化します。そこで、森林の有する多面的機能の高度発揮や放射性物質の拡散抑制対策を推進する観点から、状況の変化に即し速やかに対応するため、避難指示区域内であっても計画量を計上しております。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積を次表のとおり定めます。

なお、市町村ごとの計画量については、別表1のとおりとしました。

単位 材積：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,638	2,958	680	2,225	1,545	680	1,413	1,413	—
うち前半5年分	1,777	1,490	287	1,086	799	287	691	691	—

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

2 間伐面積

間伐に係る伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	24,527
うち前半5年分	12,157

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案して、次のとおり計画しました。

なお、市町村ごとの計画量については、造林の計画が伐採と連動していることから、伐採材積と同じく別表2のとおりとしました。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	6,753	6,484
うち前半5年分	3,394	3,168

4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別の数量は、次のとおりとします。
 なお、市町村毎の数量等については、別表3のとおりです。

単位 延長：m

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	72	138,710
	改 築	14	14,459
拡 張	改 良	50	(119) 22,406
	舗 装	69	145,444

※ () は箇所数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数 (実面積)	18,869	17,664	
水源涵養のための保安林	8,888	8,194	
災害防備のための保安林	9,899	9,404	
保健、風致の保存等のための保安林	1,420	1,404	

(注1)複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2)「水源涵養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源涵養のための保安林 ^{かん}	—	—	1,808	2,078	749
災害防備のための保安林	—	—	2,308	3,923	614
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	279	691	213

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表6のとおり計画しました。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
要整備森林の計画については、別表7のとおりです。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表8のとおり定めます。

2 その他必要な事項

特になし

別 表

別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	合計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総 数	3,638	2,958	680	2,225	1,545	680	1,413	1,413		
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	126	103	23	76	53	23	50	50	
	新地町	50	31	19	35	16	19	15	15	
	南相馬市	1,282	1,026	256	786	530	256	496	496	
	飯館村									
	広野町									
	檜葉町									
	富岡町									
	川内村									
	大熊町									
	双葉町									
	浪江町									
	葛尾村									
	計	1,458	1,160	298	897	599	298	561	561	-
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	2,180	1,798	382	1,328	946	382	852	852	-
	計	2,180	1,798	382	1,328	946	382	852	852	

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表2 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分		人工造林	天然更新	備考
総数		6,753	6,484	
相双農林事務所	相馬市	292	579	
	新地町	59	69	
	南相馬市	2,841	3,049	
	飯舘村			
	広野町			
	檜葉町			
	富岡町			
	川内村			
	大熊町			
	双葉町			
	浪江町			
	葛尾村			
計	3,192	3,697		
いわき農林事務所	いわき市	3,561	2,787	
	計	3,561	2,787	

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表3 林道の開設及び拡張に関する計画

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種 類	農林事務所	路線数	延 長 及 び 箇所数	備 考
開設	新 設	相双農林事務所	29	41,610	
		いわき農林事務所	43	97,100	
		計	72	138,710	
	改 築	相双農林事務所	10	9,919	
		いわき農林事務所	4	4,540	
		計	14	14,459	
	計	相双農林事務所	39	51,529	
		いわき農林事務所	47	101,640	
	合 計			86	153,169
拡張	改 良	相双農林事務所	17	5,425	
				57	箇所数
		いわき農林事務所	33	16,981	
			62	箇所数	
	計	50	22,406		
			119	箇所数	
	舗 装	相双農林事務所	20	31,626	
		いわき農林事務所	49	113,818	
		計	69	145,444	
	計	相双農林事務所	37	37,051	
			57	箇所数	
	いわき農林事務所	82	130,799		
		62	箇所数		
合 計			119	167,850	
			119	119	箇所数

相双農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備 考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林道	相馬市	栃窪一本木	3,400	530		1	基幹 2225
				山ヶ平	1,300	70		2	その他 4004
				計 2	4,700				
			南相馬市	深沢	1,100	62		原町-1	その他 4027
				東山信田沢	1,600	66		原町-2	その他 4028
				明星入	1,700	31		原町-3	その他 5231
				栃窪一本木	1,500	530		鹿島-1	基幹 2225
				巳の和	1,000	54		鹿島-2	その他 4058
				皆原	500	59		鹿島-3	その他 14780
					(120)				
		中塚		1,340	256		鹿島-4	その他 3397	
		唐神3号		300	83	○	鹿島-5	その他 4012	
		計 8	9,040						
		林道	新地町	白子下	1,700	75		1	その他 1477
				鈴山	1,400	64		2	その他 14569
				計 2	3,100				
		林業専用道	飯舘村	牧場長泥	3,200	60		1	その他 14782
				前乗	4,000	220	○	2	その他 13328
				計 2	7,200				
		林道	広野町	平鈴	3,400	300		1	その他 3387
				柴橋東黒森	1,800	40	○	2	その他 5782
				計 2	5,200				
		林道	檜葉町	鳩の小屋(支)	700	45		1	その他 5794
				山神	500	16		2	その他 6350
				松ヶ岡	700	21		3	その他 6309
				七曲巻返	700	25	○	4	その他 6463
				計 4	2,600				
		林道	川内村	館	800	33		1	その他 5832
				山梨作	1,100	68		2	その他 4647
				バク(支)	1,400	331	○	3	その他 13329
計 3	3,300								
林道	大熊町	湯ノ神	1,300	122		1	その他 6314		
		道平	300	26		2	その他 4059		
		六郎沢	600	57		3	その他 3021		
		計 3	2,200						
	葛尾村	広谷地(支)	1,200	124	(110)	1	その他 3010		
		梨木平敷井畑	1,800	94	(15)	2	その他 14787		
		大笹	1,270	37	○	3	その他 15015		
計 3	4,270								
合計			29	41,610					

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

相双農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)	
開設 (改築)	自動 車道	林道	相馬市			(380)				
				焼切	2,880	538		3	2001	
				計	1	2,880				
			南相馬市	落葉松	2,100	305		鹿島-6	3005	
				計	1	2,100				
			飯舘村			(5)			6069	
				大倉宮内	1,020	108		3	4655	
				宮内	540	50	(18)	4	6069	
				大平	400	23		5	6189	
				岡部前乗	240	213	(157)	○	6	4759
				計	4	2,200				
			川内村	赤原遠山Ⅱ	500	566		4	2230	
				計	1	500				
			大熊町	六郎沢	1,229	57		4	3021	
				長沢	800	45		5	4062	
				計	2	2,029				
			葛尾村	広谷地(支)	210	112		4	3010	
計	1	210								
合計			10	9,919						
拡張 (改良)	自動 車道	林道	相馬市		1,000				4007	
				卒都婆	14	138		4	局部改良 7 法面保全 7	
				計	1	1,000 14				
			南相馬市		30				4017	
				信田沢内城	1	62		原町-4	法面保全 1	
					60				4028	
				東山信田沢	2	66		原町-5	橋梁改良 1 法面保全 1	
				銅屋坂	2	33		原町-6	法面保全 2	
				100					5485	
				松落合	2	362		原町-7	法面保全 2	
				500					4026	
				深沢	2	48		原町-8	法面保全 2	
				100					4027	
				深野仲山	3	62		原町-9	局部改良 3	
100					4021					
社地神	4	141	<53>	原町-10	法面保全 4					
150					4022					

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

相双農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)		
拡張 (改良)	自動 車道	林道	南相馬市		100				3005		
				落葉松	2	305		鹿島-7	排水施設 2		
				北の入横川	60	549		鹿島-8	法面保全 2		
				榑原小山田	550	138		鹿島-9	局部改良 3		
				栃窪大倉	100	(62) 585		鹿島-10	排水施設 2		
			計	11	1,850 25						
			飯館村		1,060	(157)			4759		
				岡部前乗	1	213		7	局部改良 1		
			計	1	1,060 1						
			川内村		70	(67)			3018		
				滝ヶ谷	8	689		5	局部改良 8		
				南境川	100	(52) 304		6	法面保全 2		
			計	2	170 10						
			大熊町		100				5466		
				望洋平	2	56		6	法面保全 2		
				道平	1,245	26		7	局部改良 5		
			計	2	1,345 7						
			合計				17	5,425 57			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

相双農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備 考 (路線番号)		
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	相馬市			(33)					
				坂下新宿	5,457	188		5	4006		
				計 1	5,457						
			南相馬市		<53>						
				社地神	4,011	141		原町-11	4022		
				北の入横川	600	549		鹿島-11	12119		
				栃窪大倉	1,000	585	(62)	鹿島-12	2132		
				計 3	5,611						
			飯館村	滝下	790	32	○	8	14280		
				市沢	460	25		9	6395		
				岩部	522	56	○	10	6405		
				牧野	550	112	○	11	4678		
				花塚	1,840	411	○	12	5184		
				二枚橋	760	107	○	13	4249		
				栃窪大倉	2,530	720	○	14	2132		
				計 7	7,452						
			檜葉町	グダ水無	1,704	72		5	14246		
				ハネ合センベイ	2,000	43		6	14247		
				南作	884	61		7	5123		
				袖山	557	12	○	8	11012		
				石名坂1号	921	64		9	5147		
				計 5	6,066						
			川内村	東小猿合	1,000	68		7	4043		
				田ノ入	3,090	88		8	4924		
				計 2	4,090						
			大熊町	湯ノ神	900	122		8	6314		
				計 1	900						
			葛尾村	静田和	2,050	36		5	5463		
				計 1	2,050						
			合 計			20	31,626				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林道	いわき市 (平)	南茨	1,600	38	○	1	その他 6059
				上片寄石森	1,100	35		2	その他 5182
				計 2	2,700				
			いわき市 (内郷)	板橋大畑	2,900	130		1	その他 2009
				計 1	2,900				
			いわき市 (勿来)	瀬戸後山	1,000	42		1	その他 5781
				道端江畑	2,400	120		2	その他 4795
				猿田鹿堀	3,400	550	○	3	基幹 2032
				計 3	6,800				
			いわき市 (常磐)	田代立沢	3,200	230	○	1	基幹 2010
				森	500	29		2	その他 6452
				高倉大山	3,200	129		3	その他 2185
				計 3	6,900				
			いわき市 (遠野)	清道西根	800	15	○	1	基幹 2211
				御林	1,400	51	○	2	その他 4796
						(70)			
				官沢中ノ内	9,300	559	○	3	基幹 2212
				小藪成沢	3,800	238		4	その他 2229
		計 4	15,300						
		いわき市 (小川)	小玉水石	4,100	205	○	1	基幹 2200	
			計 1	4,100					
		いわき市 (三和)			(12)	○			
			下市萱上三坂	3,800	226		1	基幹 2213	
			合戸下市萱	5,800	340	○	2	基幹 1027	
			佐太郎	1,200	40	○	3	その他 5753	
			根古屋	1,900	45		4	その他 5761	
			水田立町	2,400	100		5	基幹 2013	
			坂下谷合	2,000	550	○	6	基幹 2014	
			高戸	900	103		7	その他 4138	
			大堀	800	43		8	その他 5449	
			和久火沢	2,200	69		9	その他 2203	
			渡戸川前2号	1,500	39		10	その他 15009	
		計 10	22,500						
		林道	いわき市 (四倉)	玉山	1,200	168		1	その他 4094
				駒込片倉	1,700	75		2	その他 2216
		高倉紫竹		2,900	201		3	その他 2223	
		計 3		5,800					
		いわき市 (川前)	矢久保宇津川	2,100	229		1	基幹 2214	
			荻桜沢	1,700	54		2	その他 4117	
			小久田大平	2,000	67		3	その他 4118	
			小白井双又山	1,600	44		4	その他 5787	
			永井川前	1,200	814	○	5	基幹 2014	

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林道 <small>林業専用道</small>	いわき市 (川前)	永井川前(支)	2,800	56		6	その他 4945
				精才	1,100	42	○	7	その他 6453
				下岐	800	23		8	その他 6454
				下高部	1,400	48		9	その他 15014
				小久田	900	22	○	10	その他 6462
				計 10	15,600				
		林道	いわき市 (田人)	塩ノ平風越	1,200	516	○	1	基幹 2208
				吉沼	1,700	90	○	2	その他 3399
				古田藤ノ木沢	4,000	600		3	その他 2015
				計 3	6,900				
			いわき市 (大久)	長曾根中倉	900	110		1	その他 4080
				芦沢	2,500	70		2	その他 4754
				末続北田	4,200	600		3	その他 12240
				計 3	7,600				
合計				43	97,100				
開設 (改築)	自動 車道	林道	いわき市 (内郷)	広町白狐	540	26		2	その他 5202
				計 1	540				
		林道	いわき市 (三和)	鶴石山	1,500	(723) 1,057		11	基幹 3379
				二本川	1,000	64		12	その他 5287
				日渡高野	1,500	395		13	その他 12134
				計 3	4,000				
合計				4	4,540				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	いわき市 (平)	大倉	2,000				3037
				大倉	3	291		3	法面保全 3
					860				5260
				羊栖平	3	52		4	法面保全 2 局部改良 1
					50				4790
				小鍛冶	1	34		5	法面保全 1
					245				6322
				藤ヶ岡	1	53		6	法面保全 1
			計 4	3,155					
				8					
いわき市 (小名浜)	上神白御代	400					4616		
	上神白御代	1	63		1	局部改良 1			
		計 1	400						
		計 1	1						

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	いわき市 (内郷)	板橋沼平	200 2	43		3	5709 法面保全 2
				広町入藪	25 1	229		4	4792 橋梁改良 1
				計 2	225 3				
			いわき市 (勿来)	松ノ下	50 1	11		4	6360 法面保全 1
				計 1	50 1				
			いわき市 (遠野)	清道	1,018 4	57	○	5	14599 橋梁改良 1 局部改良 3
				西根	27 1	(126) 503	○	6	2126 橋梁改良 1
				計 2	1,045 5				
			いわき市 (田人)	弥太郎	1,300 2	(14) 592	○	4	3057 局部改良 2
				塩ノ平	100 2	68		5	4155 局部改良 2
				鮫川	141 2	136	○	6	2016 法面保全 1 橋梁改良 1
				藤の木沢	626 3	100	○	7	4675 橋梁改良 1 局部改良 2
				横川仏具	2,800 6	114	○	8	14592 局部改良 6
				江尻横川	22 1	(53) 103		9	4915 橋梁改良 1
				金子沢	21 1	45		10	5278 橋梁改良 1
				計 7	5,010 17				
			いわき市 (小川)	高萩	400 1	40		2	3033 局部改良 1

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(路線番号)		
拡張(改良)	自動車道	林道	いわき市(小川)		200	(11)			4088		
				畑刈	2	39		3	法面保全 1 幅員拡張 1		
				計	2	3					
			いわき市(三和)	浮矢	400						3050
					2	88		14	局部改良	2	
				細戸	600						13222
					2	276		15	局部改良	2	
				湯本梅田	100						5192
					1	9		16	局部改良	1	
				寺下	450						3226
				3	152		17	法面保全	3		
			いわき市(四倉)	坂下南山	21						5129
					1	34	○	18	橋梁改良	1	
				計	5	9					
			いわき市(川前)	薬王寺	400						4092
					1	30		4	局部改良	1	
				高倉	600						3034
					1	250		5	局部改良	1	
			いわき市(大久)	藤四郎	65						6042
					2	31		6	橋梁改良 法面保全	1 1	
				計	3	4					
いわき市(大久)	小白井大日前	500						14595			
		1	158		11	局部改良	1				
	土橋大平	100						4130			
いわき市(大久)		1	123		12	局部改良	1				
	計	2	2								
	足沢	800						4079			
いわき市(大久)		3	103		4	幅員拡張	3				
	南沢	60						4082			
		2	41		5	橋梁改良 法面保全	1 1				
いわき市(大久)	黒森大内	2,000	(172)					3029			
		3	508		6	局部改良	3				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備 考 (路線番号)		
拡張 (改良)	自動車道	林道	いわき市 (大久)		400	<17> (11)			3371		
				五社山黒森大内	1	511		7	局部改良	1	
				計	4	3,260 9					
				合計	33	16,981 62					
拡張 (舗装)	自動車道	林道	いわき市 (平)	下大越菅波	2,040	65		7	5682		
				三滝堂	2,520	123		8	4927		
				上荒川(支)	1,647	67		9	6043		
				藤ヶ岡	900	53	○	10	6322		
				計	4	7,107					
			いわき市 (常磐)		(30)						
				大滝	276	53		4	4114		
				松久須根	1,046	58		5	14286		
			計	2	1,322						
			いわき市 (小名浜)	上神白御代	1,758	63		2	4616		
				計	1	1,758					
			いわき市 (内郷)	板橋沼平	1,271	43		5	5709		
						(1,179)					
				桐合折松	6,887	1,437		6	12133		
			計	2	8,158						
			いわき市 (勿来)	大平	2,963	96		5	14590		
				滝富士	1,996	76		6	14593		
				佐倉大藪	1,600	89		7	4120		
				長沢	1,410	65	○	8	4122		
				山玉滝沢	1,834	77		9	14670		
			計	5	9,803						
			いわき市 (遠野)	清道	1,935	57	○	7	14599		
				皿貝	550	41		8	6047		
				福井	955	71		9	4583		
				計	3	3,440					
			いわき市 (田人)	鮫川	4,337	136	○	11	2016		
				平草	947	31		12	5277		
				石寄	2,496	217		13	3058		
藤の木沢	2,771	100			14	4675					
計	4	10,551									

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (路線番号)			
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	いわき市 (小川)	高崎釜ノ瀬	2,100	119	○	4	14662			
				高萩	2,709	40		5	3033			
				曲ブナ(支)	1,050	36		6	14292			
				西小川	2,522	78		7	3225			
				桐ヶ岡	3,660	(48) 228	○	8	4797			
				柴原	2,933	(41) 235		9	3031			
				計	6	14,974						
			いわき市 (三和)	白石沢	1,140	45	○	19	5222			
				日渡高野	5,392	395		20	12134			
				滝ノ上	5,175	430		21	3054			
				水田	2,518	144		22	4695			
				羽生綱木	1,466	26		23	6194			
				遅川掘ノ内	2,782	154		24	14681			
				細戸	3,000	276	○	25	13222			
				計	7	21,473						
			いわき市 (四倉)	光平駒込	2,092	96		7	6331			
				中島	1,100	(25) 137		8	4090			
				長友古屋敷	2,792	94		9	5262			
				計	3	5,984						
			いわき市 (川前)	志田名 I	4,451	93		13	4125			
				土橋大平	1,226	123		14	4130			
				中里	560	25		15	6032			
				花畑	840	45		16	5151			
				桜沢	1,400	57		17	4133			
				会合松	1,455	113		18	4580			
				花作	700	104		19	4123			
				芹ヶ作	500	40		20	4127			
				小白井大日前Ⅱ	3,835	158	○	21	24364			
				岩の作将監小屋	8,195	460		22	3046			
			計	10	23,162							
			いわき市 (大久)	足沢	1,849	103		8	4079			
				洞	4,237	197		9	4078			
				計	2	6,086						
			合計				49	113,818				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

別表4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面積	留意すべき事項	
市 町 村	地 区 (林 班)			
総 数		37,268.49	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	林班の全部 40, 42, 44-53, 55-57, 83, 90, 91, 94, 97, 104, 110-112, 119, 120, 122, 124, 125, 127, 128 林班の一部 7, 13, 22, 23, 25, 32, 34-36, 38, 39, 41, 43, 54, 58-60, 67-69, 77-82, 84, 85, 87-89, 92, 93, 95, 102, 113, 117, 121, 123, 126, 129, 130, 134, 135, 137-139		2,936.68
	南相馬市			4,773.61
	(原町)	林班の全部 9, 22, 36-38, 48-50 林班の一部 1, 3-5, 10, 15, 19-21, 23, 27-29, 31, 34, 35, 39, 42, 43, 46, 47, 51, 52, 54-60, 65, 66, 70		1,428.70
	(鹿島)	林班の全部 17, 20, 21, 25-29, 36, 37, 48-51, 54-56, 59, 60, 64-66 林班の一部 1, 3, 9, 14, 16, 22, 24, 30, 31, 33, 38-43, 45, 46, 52, 53, 57, 58, 61-63, 67, 74, 75, 77, 82, 84-86		2,674.09
	(小高)	林班の全部 26, 37 林班の一部 1, 14, 22, 27-29, 31, 33-36, 38, 39, 42, 44-46, 49-51		670.82
	新地町	林班の全部 林班の一部 2-5, 9, 14-20, 22-25		716.26
	飯舘村	林班の全部 6, 15 林班の一部 3, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 24, 26, 28, 34, 36, 44, 45, 57, 62, 65, 73, 74		579.21
	広野町	林班の全部 11, 18-29, 34, 35 林班の一部 1, 4, 7, 9, 12-15, 17, 30, 33, 36-38, 41-45		1,310.97
	檜葉町	林班の全部 9, 14 林班の一部 1, 2, 5, 11-13, 15, 17, 20, 23, 25, 28-32		478.66
	富岡町	林班の全部 8, 10, 20, 24, 33 林班の一部 4-7, 9, 12-14, 16, 18, 19, 21, 23, 25, 30, 31		958.33
	川内村	林班の全部 7-12, 27-29, 34, 35, 46-48, 54, 57, 58, 63, 64, 72-76 林班の一部 3, 5, 6, 13, 19, 21, 23, 25, 26, 30, 32, 33, 36, 38, 39, 44, 45, 49, 51, 53, 55, 56, 59-61, 65-69, 71, 80, 82, 84, 85, 87, 88, 90		5,417.95
	大熊町	林班の全部 16-19, 23, 24, 28 林班の一部 1-4, 6, 8, 9, 13, 15, 20, 21, 27, 30, 32		1,081.21
	双葉町	林班の全部 24, 28, 31, 45-47, 49, 53, 63 林班の一部 1-3, 8, 20, 23, 26, 33, 34, 37, 48, 55		978.57
	浪江町	林班の全部 3, 16, 20, 21, 23, 28, 29, 41, 62, 65 林班の一部 2, 4, 9-11, 13-15, 17-19, 22, 24-26, 30, 31, 33, 35-40, 63, 64		1,379.99
	葛尾村	林班の全部 9 林班の一部 3, 5, 6, 8, 10, 11	194.54	
計		20,805.98		

所 在		面 積	留意すべき事項	
市 町 村	地 区 (林 班)			
いわき 農 林 事 務 所	いわき市	16,462.51	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。	
	(平)	林班の全部 4, 10, 44, 50-52, 54, 55, 63 林班の一部 2, 3, 8, 13, 15, 18-22, 24, 28, 42, 49, 53, 56-58, 61, 62, 64-68, 70, 71, 74-77, 79, 81-85, 87, 88		1,358.56
	(常磐)	林班の全部 2, 9, 10, 21-23 林班の一部 1, 3, 5, 7, 17, 20, 24-32, 34, 36, 38, 40, 41		939.30
	(小名浜)	林班の全部 8, 10, 11, 13-16, 29, 34, 38, 39, 41, 57-63 林班の一部 1, 2, 12, 17-19, 23, 32, 51, 52, 68, 72		920.59
	(内郷)	林班の全部 8, 13, 22-24 林班の一部 2, 4, 5, 7, 9, 10, 16, 20, 25-27, 29, 30		588.59
	(勿来)	林班の全部 8, 9, 36, 37, 46, 58, 59, 92, 95 林班の一部 1, 7, 10, 29, 32, 34, 35, 40-45, 47-49, 55, 57, 60, 61, 64-66, 78, 89, 90, 94, 100-103		716.20
	(遠野)	林班の全部 9, 10, 18, 21, 23, 25, 38-40, 44, 51, 53-55, 64, 73-77 林班の一部 2-5, 7, 8, 11-15, 17, 19, 20, 24, 26, 34, 36, 46, 47, 50, 56, 58-60, 67, 69		1,768.58
	(田人)	林班の全部 1-8, 20, 23, 80-84 林班の一部 9, 12, 16, 19, 21, 22, 24-26, 40, 45-47, 55, 56, 58-60, 72, 76, 79, 87, 88, 90, 92		1,402.52
	(好間)	林班の全部 4-6, 11, 12, 19, 25 林班の一部 1, 3, 7, 9, 10, 13, 15, 17, 18, 20-24, 26, 27		734.10
	(小川)	林班の全部 20, 21, 24, 25, 27, 28, 33 林班の一部 3-18, 22, 23, 26, 30-32, 34-39		1,399.23
	(三和)	林班の全部 9, 23-25, 31, 38, 48, 49, 64, 93 林班の一部 4, 5, 7, 8, 11, 12, 14, 17-19, 21, 22, 36, 37, 39-41, 43-47, 53, 62, 63, 65, 83, 87, 91, 92, 95-98, 104, 108, 111, 122, 138, 140, 141, 143, 144, 148-152, 154, 155		1,615.14
	(四倉)	林班の全部 1, 6, 11-13, 15, 17-23, 25-32, 43 林班の一部 2, 4, 7-10, 14, 24, 33-36, 38-42		1,679.09
	(川前)	林班の全部 1, 2, 32 林班の一部 3-7, 10, 11, 18, 19, 21, 26-31, 33, 35, 36, 38, 39		1,626.91
	(久之浜)	林班の全部 7, 9, 10 林班の一部 1, 2, 4-6, 8, 11, 14, 16		258.10
	(大久)	林班の全部 9, 11, 16-28, 30 林班の一部 5-8, 10, 12-15, 29, 31-33, 37		1,455.60
計		16,462.51		

(注) 1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、森林計画図に表示する森林とする。

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

総括表

単位 面積：ha

指定/解除	種類	森林の所在		面積	備考
		農林事務所	うち前半5年分		
指定	水源かん養保安林	相 双		1,051	464
		い わ き		107	-
		計		1,158	464
	土砂流出防備保安林	相 双		389	190
		い わ き		253	-
		計		642	190
	土砂崩壊防備保安林	相 双		5	5
		い わ き		18	1
		計		23	6
	潮害防備保安林	相 双		529	529
		い わ き		1	1
		計		530	530
	干害防備保安林	相 双		52	25
		い わ き		-	-
		計		52	25
	保健保安林	相 双		37	33
		い わ き		12	-
		計		49	33
	合 計	相 双		2,063	1,246
		い わ き		391	2
		計		2,454	1,248
解除	水源かん養保安林	相 双		1	1
		い わ き		-	-
		計		1	1
	土砂流出防備保安林	相 双		3	3
		い わ き		0	0
		計		3	3
	防風保安林	相 双		2	2
		い わ き		-	-
		計		2	2
	水害防備保安林	相 双		-	-
		い わ き		0	0
		計		0	0
	潮害防備保安林	相 双		9	8
		い わ き		3	3
		計		12	11
	保健保安林	相 双		3	3
		い わ き		2	2
		計		5	5
	合 計	相 双		18	17
		い わ き		5	5
		計		23	22

(注) 「-」は該当なしを示す。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養 保安林	相馬市	46, 47, 112, 1 22, 125, 128, 129	100	50	水源の涵養 ^{かん}	
		南相馬市（原町）	35, 37	70	30		
		南相馬市（鹿島）	25, 26, 27, 28 , 29, 30, 57, 5 9	50	20		
		南相馬市（小高）	35, 36, 38, 39 , 40, 41, 42	50	20		
		新地町	5, 22	41	21		
		飯舘村	8, 9, 10, 11, 1 2, 52, 53, 62, 70, 74, 79, 80	80	10		
		広野町	26, 27, 28, 30 , 31, 32, 35	40	23		
		檜葉町	13, 14, 15	50	25		
		富岡町	27, 28, 29, 30	60	26		
		川内村	19, 35, 36, 43	80	33		
		大熊町	14, 15, 16, 17 , 18	60	26		
		双葉町	24, 28, 31, 33	60	30		
		浪江町	20, 21, 22, 23 , 36, 37, 38, 3 9, 40, 41, 65	250	120		
		葛尾村	6, 7, 8, 9	60	30		
	小計			1, 051	464		
	土砂流出 防備保安林	相馬市	46, 50, 51, 52 , 89, 92, 94, 1 24, 125, 137, 138	70	35	土砂の流出の防備	
		南相馬市（原町）	46, 47, 48, 51	30	15		
		南相馬市（鹿島）	31, 32, 33, 41 , 42, 50	44	22		
		南相馬市（小高）	42, 46, 49	18	9		
		新地町	4, 16, 17, 18	16	8		
		飯舘村	3, 6, 13, 14, 1 5, 16, 28, 36, 57, 58	82	40		
		広野町	9, 11, 12, 38	12	6		
		檜葉町	17, 29	10	5		
		富岡町	9, 10, 23	31	13		
		川内村	21, 42, 60, 61 , 63	41	20		
		大熊町	23, 24, 28	6	3		
		双葉町	37, 38	11	5		
		浪江町	38, 63	12	6		
		葛尾村	3, 10	6	3		
	小計			389	190		
	土砂崩壊 防備保安林	南相馬市（鹿島）	16	1	1	土砂の崩壊の防備	
		広野町	16	1	1		
		檜葉町	9	1	1		
川内村		70	1	1			
浪江町		34	1	1			
小計			5	5			

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	潮害防備 保安林	相馬市	1, 3, 6, 13	101	101	潮害の防備		
		南相馬市（原町）	1, 4, 10, 65, 66	63	63			
		南相馬市（鹿島）	86	90	90			
		南相馬市（小高）	11, 14, 20, 26	124	124			
		檜葉町	28, 31, 32	29	29			
		富岡町	5	30	30			
		双葉町	63	20	20			
		浪江町	3, 9	72	72			
		小計		529	529			
	干害防備 保安林	相馬市	123	5	2	干害の防備		
		南相馬市（原町）	32	5	2			
		飯館村	29	24	12			
		浪江町	23	18	9			
		小計		52	25			
	保健保安林	南相馬市（原町）	10	5	5	公衆の保健		
		南相馬市（鹿島）	48	8	4			
		南相馬市（小高）	26	1	1			
		飯館村	29	1	1			
		広野町	38	1	1			
		川内村	7	1	1			
		双葉町	63	10	10			
		浪江町	1	10	10			
		小計		37	33			
	合 計				2,063	1,246		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
解除	水源かん養 保安林	相馬市	111	1	1	指定理由の消滅		
		小計		1	1			
	土砂流出 防備保安林	飯館村	14, 16	1	1	指定理由の消滅		
		富岡町	24	1	1			
		浪江町	21	1	1			
		小計		3	3			
	防風保安林	檜葉町	32	1	1	指定理由の消滅		
		浪江町	9	1	1			
		小計		2	2			
	潮害防備 保安林	南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅		
		南相馬市（小高）	27	2	2			
		広野町	38	2	1			道路用地
		浪江町	3, 9	4	4			指定理由の消滅
		小計		9	8			
	保健保安林	南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅		
		南相馬市（鹿島）	1	1	1			
		南相馬市（小高）	27	1	1			
		小計		3	3			
	合 計				18	17		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	水源かん養保安林	いわき市(小川)	2	25		水源の ^{かん} 涵養		
		(川前)	35	82				
		小計		107				
	土砂流出防備保安林	いわき市(田人)	4, 5	72		土砂の流出の防備		
		(遠野)	1, 3	80				
		(三和)	39	56				
		(川前)	11, 14	45				
		小計		253				
	土砂崩壊防備保安林	いわき市(平)	28	1	1	土砂の崩壊の防備		
		(遠野)	4	17				
		小計		18	1			
	潮害防備保安林	いわき市(平)	19	1	1	潮害の防備		
		小計		1	1			
	保健保安林	いわき市(平)	84	12		公衆の保健		
		小計		12				
合計				391	2			
解除	土砂流出防備保安林	いわき市(平)	56	1	1	指定理由の消滅道路用地		
		(遠野)	2, 55	1	1			
		(小川)	11	1	1			
		小計		0	0			
	水害防備保安林	いわき市(小川)	24	1	1	道路用地及び河川堤防用地		
		小計		0	0			
	潮害防備保安林	いわき市(平)	77	2	2	海岸保全施設用地 指定理由の消滅道路用地 河川堤防用地		
		(勿来)	65, 90	1	1			
		(四倉)	2	1	1			
		小計		3	3			
	保健保安林	いわき市(平)	19, 20	2	2	海岸保全施設用地		
		小計		2	2			
	合計				5	5		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
相馬市	中州(13)	1	1	森林造成	
	白谷(44,45)	2		溪間工・山腹工	
	山上(79)	1		溪間工	
	柚木(23)	1		山腹工	
	大洲(7,13)	2	1	森林造成	
	古磯部(2,3,4,6)	1	1	森林造成	
	立切南(1)	1	1	森林造成	
	小計	9	4		
南相馬市					
(原町)	社地神(51)	1		溪間工	
	大原(52,54)	2		溪間工・本数調整伐	
	下渋佐(10)	1		植栽工等	
	北泉(65)	1	1	森林造成	
	萱浜(10)	1	1	森林造成	
	小沢(1)	1	1	森林造成	
	小計	7	3		
(鹿島)	上栢窪(50,51,56,57)	4		溪間工	
	栢窪(65,66)	3		溪間工	
	瀬ノ沢(54)	1		溪間工・本数調整伐	
	小山田(30,31,33)	2		溪間工	
	櫛原(36,38,39,41-43)	6		山腹工・溪間工・ 本数調整伐	
	小池(16)	1		山腹工	
	北海老(86)	1	1	森林造成	
	南海老(86)	1	1	森林造成	
	南右田(86)	1	1	森林造成	
	烏崎(1)	1	1	森林造成	
	小計	21	4		
(小高)	村上(26)	2	1	山腹工・森林造成	
	大富(49)	1		溪間工	
	金谷(37)	2		山腹工・溪間工	
	前谷地(14)	1	1	森林造成	
	浦尻(1,13)	1	1	森林造成	
	小計	7	3		
計		35	10		

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
新地町	駒ヶ嶺(4)	1		山腹工	
	谷地小屋(18)	1		溪間工	
	一ツ滝(23)	2		溪間工・山腹工	
	小計	4			
飯舘村	木戸木(6)	1		溪間工	
	佐須(9)	1		溪間工	
	岩部(53)	1		溪間工	
	飯樋(58)	1	1	溪間工	
	大倉(3)	1	1	溪間工	
	小計	5	2		
広野町	上浅見川(35)	1		溪間工	
	下浅見川(38)	1		山腹工・本数調整伐	
	上北迫(43)	1		山腹工	
	折木(12)	1	1	山腹工	
	小計	4	1		
檜葉町	波倉(28,29)	2	1	山腹工・森林造成	
	松倉(48)	1		溪間工	
	大阪(9)	1	1	山腹工	
	井出(31)	1	1	森林造成	
	山田浜(32)	1	1	森林造成	
	小計	6	4		
富岡町	上手岡(23)	2		溪間工・山腹工	
	赤木(19)	1		溪間工	
	岩井戸(10)	1		山腹工	
	毛萱(5)	1	1	森林造成	
	小計	5	1		
川内村	下川内(38,46,70,71,82)	5		山腹工・本数調整伐	
	上川内(7,90)	2		溪間工・山腹工	
	小計	7			
大熊町	大川原(16)	1		溪間工	
	野上(28,29)	6		山腹工・溪間工	
	熊川(2)	1		森林造成	
	小計	8			

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
双葉町	山田(23)	1		溪間工	
	石熊(26)	1		溪間工	
	松倉(49)	1		溪間工	
	上羽鳥(46,47,49)	3		溪間工・山腹工	
	中野(63)	5	3	植栽工・本数調整伐・ 防潮工・山腹工・ 森林造成	
	羽山前(1,2)	2	2	防潮工・森林造成	
	小計	13	5		
浪江町	室原(28)	1		溪間工	
	川房(37,64)	3		溪間工	
	大堀(20,24)	2	1	山腹工	
	高倉(17)	1		山腹工	
	井出(13)	1		溪間工	
	川添(25)	1		山腹工	
	棚塩(8)	1	1	森林造成	
	請戸(3,9)	2	2	森林造成	
	小計	12	4		
葛尾村	落合(9)	1		溪間工	
	小計	1			
合 計		109	31		

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
いわき市					
(平)	新舞子(19,20,77)	1		下刈り	
	寺前(7)	1		山腹工	
	小計	2	2		
(内郷)	平太郎(25)	1		山腹工	
	小計	1	1		
(常磐)	湯ノ岳(28)	1		下刈り	
	小計	1	1		
(田人)	井戸沢(7,8)	2		本数調整伐	
	大久保(76)	1		山腹工	
	小計	3	2		
(三和)	細戸(5,6)	1		溪間工	
	根古屋(97)	1		山腹工	
	小計	2	1		
(四倉)	新舞子(1,2)	1		植栽工	
	玉山(32)	1		山腹工	
	中山(7)	1		山腹工	
	田戸(40)	1		山腹工	
	小計	4	3		
(川前)	中ノ萱(2)	1		溪間工	
	小計	1	1		
(久之浜)	金ヶ沢(6,8)	1		山腹工	
	小計	1	1		
(大久)	寺ノ作(12)	1		下刈り	
	滝尻(37)	1		溪間工	
	小計	2	2		
計		17	14		
合 計		17	14		

別表7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

単位 面積:ha

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等												その他必要事項	備考	
		番号	位置	林班	小班	面積	造林			保育			伐採			その他				
						種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期			
9 水源かん養	富岡町	1	大字本岡字日向132の1 ほか1字2筆	13	110,121	-	1.60	-	-	-	-	-	-	-	1.60	III	H35.3	-	-	-
		2		14	103,104	-	4.05	-	-	-	-	-	-	-	4.05	III	H35.3	-	-	-
10 水源かん養	大熊町	1	大字小良浜字高平124の1	1	61	-	0.40	-	-	-	-	-	-	0.40	III	未	-	-	-	-
11 水源かん養	大熊町	1	大字小良浜字高平123の1	1	60	-	1.00	-	-	-	-	-	-	1.00	III	未	-	-	-	-
12 土砂流出防備	広野町	1	大字折木字南沢255の1 ほか1筆	11	9,10	-	1.05	-	-	-	-	-	-	1.05	III	H32.3	-	-	-	-
		2		11	118	-	0.35	-	-	-	-	-	-	-	0.35	III	H32.3	-	-	-
13 土砂流出防備	双葉町	1	大字上羽鳥字蛇神62	45	1	-	0.90	-	-	-	-	-	-	0.90	III	未	-	-	-	-
14 干害防備	新地町	1	大字小川字長清水76 ほか1大字1字1筆	16	96,438	-	0.50	-	-	-	-	-	-	0.50	III	H32.3	-	-	-	-

- (注)1 特定保安林には特定保安林の指定の順に付する一連番号と保安林種を記載する。
- 2 要整備森林の番号は特定保安林ごとに一連番号を記載する。
- 3 造林の方法には、更新樹種、植栽本数、その他必要な事項を記載する。
- 4 保育の方法には、除伐の場合の目的外樹種の除去の程度その他必要な事項を記載する。
- 5 伐採の方法には、伐採率(71～100%を「Ⅰ」、31～70%を「Ⅱ」、30%以下を「Ⅲ」と区分する。)、伐区の形状その他必要な事項を記載する。
- 6 その他の方法には、林産物の搬出方法、病虫害等の防除の方法等を必要に応じて記載する。
- 7 時期は、当該事業を完了すべき期限を年月日で記載する。
- 8 その他必要な事項は、要整備森林についての一連の施業と一体的に行う必要のある事項について記載する。

別表 8 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	相馬市	42-44, 54, 55, 67-69, 87, 88, 90, 91, 93, 94, 111-113, 119, 122, 125-129, 134, 135, 139	677.17	皆伐		68林班49.20ha 保健保安林と重複 68林班49.76ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 113林班4.89ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班15.69ha 土砂流出防備保安林と重複
		122	0.10	択伐		
	南相馬市 (原町)	37	63.76	皆伐		
		35	43.85	択伐		35林班43.85ha 保健保安林と重複
	(鹿島)	49-52, 55-67, 74, 75	983.30	皆伐		65林班9.21ha 土砂流出防備保安林と重複
		51, 64-67	22.12	択伐		65林班0.03ha 土砂流出防備保安林と重複
	新地町	3, 5, 18, 22, 23	240.42	皆伐		3林班23.48ha 土砂流出防備保安林と重複
	飯館村	74	20.06	皆伐		
	広野町	19-25, 29	459.65	皆伐		24林班2.07ha 土砂流出防備保安林と重複
		19-24, 26	71.26	択伐		22林班2.17ha 保健保安林と重複 23林班13.60ha 保健保安林と重複 26林班19.00ha 保健保安林と重複
	富岡町	13, 14, 19, 20, 23, 24, 33	370.50	皆伐		
		19, 23	3.54	択伐		
	川内村	6, 7, 9, 11-13, 19, 27-29, 34-36, 58-61, 73-76	2,298.35	皆伐		7林班147.42ha 保健保安林と重複 7林班98.75ha 県立自然公園普通地域と重複 9林班14.77ha 県立自然公園普通地域と重複 27林班0.78ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 28林班108.83ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 29林班6.31ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 73林班2.25ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		6	1.03	択伐		
	大熊町	1, 15, 32	94.98	皆伐		32林班0.01ha 保健保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他		
水源かん養保安林	大熊町	15, 32	101.19	択伐		32林班63.72ha 保健保安林と重複	
	いわき市 (平)	54, 55, 82, 83	176.31	皆伐		54林班56.63ha 県立自然公園普通地域と重複 55林班112.92ha 県立自然公園普通地域と重複 82林班0.14ha 保健保安林と重複 83林班6.62ha 保健保安林と重複	
		53, 82, 83	75.62	択伐		53林班1.77ha 県立自然公園普通地域と重複 82林班6.06ha 保健保安林と重複 83林班67.79ha 保健保安林と重複	
	(常磐)	24-30, 38	206.79	皆伐		25林班6.65ha 保健保安林と重複	
		24, 25, 27, 28	20.69	択伐		25林班9.19ha 保健保安林と重複	
		25	3.45	禁伐		25林班3.45ha 保健保安林と重複	
	(内郷)	2, 7-10	182.47	皆伐			
		9	0.10	禁伐			
	(田人)	22-24	156.40	皆伐			
		22	6.22	択伐			
	(小川)	37	0.91	択伐			
	(三和)	7-9, 17-19, 21, 43, 44, 46, 47, 64, 65	343.17	皆伐		43林班41.80ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 43林班7.04ha 県立自然公園普通地域と重複 44林班20.86ha 県立自然公園普通地域と重複 46林班19.68ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 46林班12.77ha 県立自然公園普通地域と重複 47林班6.22ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 47林班3.91ha 県立自然公園普通地域と重複	
		17-19, 21, 43	117.81	択伐		43林班12.61ha 県立自然公園普通地域と重複	
	(四倉)	28-30	96.54	皆伐			
	(川前)	19, 30-33	544.31	皆伐			
	(大久)	24-26	268.31	皆伐			
		計		7,650.38			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	相馬市	32, 39, 40, 45-47, 49-53, 58-60, 77-80, 82, 83, 89, 91-93, 113, 121, 137-139	593.96	皆伐		50林班0.19ha 砂防指定地と重複 83林班0.64ha 砂防指定地と重複 113林班4.89ha 水源かん養保安林と重複 139林班15.69ha 水源かん養保安林と重複
		25, 32, 42, 44, 46, 47, 50, 58, 77, 80, 81, 83, 84, 88-90, 92, 117, 122-125, 128	107.84	択伐		
	南相馬市 (原町)	27-29, 31, 35, 37-39, 46-52, 54, 56	456.43	皆伐		
		4, 19-22, 28, 29, 31, 35, 42, 43, 46, 47, 50, 51, 54-58	94.87	択伐		
	(鹿島)	48	0.13	禁伐		
		21, 25, 27, 29-31, 33, 36, 38-43, 45, 50-52, 54, 55, 57, 59, 60, 63-67	600.25	皆伐		45林班7.68ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 65林班9.21ha 水源かん養保安林と重複
		3, 9, 14, 20, 21, 29, 33, 36-38, 40, 42, 48, 50, 52-54, 59-61, 64, 65	259.75	択伐		42林班1.16ha 砂防指定地と重複 48林班63.70ha 保健保安林と重複 65林班0.03ha 水源かん養保安林と重複
		22, 34, 35, 37, 42, 46, 50	151.43	皆伐		35林班0.59ha 砂防指定地と重複
	(小高)	22, 31, 33-35, 46, 50, 51	9.73	択伐		
		新地町	3, 4, 16-18, 22	166.98	皆伐	
	2-5, 16, 17		41.67	択伐		16林班31.16ha 保健保安林と重複
	飯舘村	3, 6, 9, 13, 14, 16, 17, 36, 44, 45, 57, 62	254.99	皆伐		
		3, 6, 9, 10, 13, 15, 16, 28, 45, 65	16.01	択伐		
	広野町	11, 18, 24, 33, 34, 42	57.23	皆伐		24林班2.07ha 水源かん養保安林と重複
		1, 9, 11, 12, 15, 17, 18, 22, 33, 37, 42-45	76.32	択伐		18林班19.83ha 保健保安林と重複
	檜葉町	15, 17	41.70	皆伐		
		14, 17, 20, 23, 25, 29, 30	14.44	択伐		23林班0.19ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	富岡町	10, 18, 20, 21, 23, 24, 9, 10, 18, 20, 21, 23, 24, 30	36.31	皆伐		
			112.64	択伐		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	川内村	3, 26, 36, 39, 45-47, 49, 53, 54, 56-58, 60, 61, 63-66, 69, 80, 82, 84, 88, 90	791.05	皆伐		47林班0.72ha 砂防指定地と重複 64林班1.25ha 砂防指定地と重複
		3, 5, 38, 39, 47, 60, 64, 67, 69, 82, 84, 85, 90	65.26	択伐		82林班12.62ha 保健保安林と重複
	大熊町	19, 21	11.42	皆伐		
		21, 23, 24, 28	56.90	択伐		
	双葉町	20, 23, 24, 26, 28, 33, 45-49, 53	473.26	皆伐		
	双葉町	23, 28, 33, 37, 49	104.38	択伐		
	浪江町	4, 13, 20, 21, 24, 28, 36, 38, 40, 63, 65	94.92	皆伐		13林班2.10ha 砂防指定地と重複 21林班0.57ha 砂防指定地と重複
		13, 18, 20, 21, 24-26, 28, 29, 63-65	60.25	択伐		18林班3.69ha 砂防指定地と重複 20林班0.14ha 砂防指定地と重複 21林班0.38ha 砂防指定地と重複
	葛尾村	3, 5, 9	36.55	皆伐		9林班0.51ha 砂防指定地と重複
		3, 6, 10	13.20	択伐		
		5	1.04	禁伐		
	いわき市 (平)	15, 44, 49, 50, 52, 56, 57, 61-65, 67, 74, 79, 83	259.44	皆伐		50林班0.41ha 県立自然公園第三種 特別地域と重複 52林班3.03ha 県立自然公園普通地 域と重複 56林班0.50ha 県立自然公園普通地 域と重複
		42, 44, 57, 58, 74, 84	10.37	択伐		74林班1.18ha 土砂崩壊防備保安林 と重複
	(常磐)	2, 23, 26	19.78	皆伐		2林班7.50ha 保健保安林と重複
		2, 3, 20, 25, 26	38.70	択伐		2林班31.55ha 保健保安林と重複 3林班2.35ha 保健保安林と重複
	(小名浜)	17, 34, 57, 60	45.71	皆伐		
	(内郷)	22-24, 27	6.13	皆伐		
		24, 27	18.06	択伐		
	(勿来)	9, 40, 44-48, 59, 61, 66	110.99	皆伐		
		32, 40, 41, 43, 44, 47, 57, 58, 60, 89	29.33	択伐		
(遠野)	2, 3, 44, 46, 50, 55, 56, 58, 59, 64, 67, 69, 75, 77	200.87	皆伐		3林班8.21ha 保健保安林と重複 56林班12.44ha 鳥獣保護区特別保護 地区と重複	
	2, 3, 11, 12, 26, 50, 58, 64, 69	37.72	択伐		3林班4.33ha 保健保安林と重複	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂流出防備 保安林	(田人)	2, 3, 5, 7, 8, 45, 46, 79-81, 92	184.09	皆伐		7林班0.46ha 保健保安林と重複 79林班1.59ha 特定保安林と重複 80林班0.89ha 特定保安林と重複 81林班0.89ha 要整備森林と重複
		1-5, 7, 8, 56, 58, 83, 87, 92	78.47	択伐		7林班3.41ha 保健保安林と重複 7林班3.63ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 8林班8.32ha 保健保安林と重複 8林班8.32ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
		76	0.03	禁伐		
	(好間)	3, 6, 7, 9-12, 18, 21, 24, 26	169.39	皆伐		9林班5.33ha 砂防指定地と重複 12林班29.70ha 県立自然公園普通地 域と重複 21林班3.61ha 県自然環境保全地域 特別地区と重複 21林班4.53ha 県自然環境保全地域 普通地区と重複
		1, 3, 6, 7, 9-12, 17, 18, 20, 24-27	115.38	択伐		9林班2.94ha 砂防指定地と重複 10林班9.68ha 砂防指定地と重複 11林班20.14ha 砂防指定地と重複 11林班20.14ha 県立自然公園普通地 域と重複 17林班5.68ha 県自然環境保全地域 特別地区と重複 17林班14.50ha 県自然環境保全地域 普通地区と重複
		3-13, 15-18, 21, 22, 24-28, 32-39	634.44	皆伐		27林班13.04ha 県立自然公園普通地 域と重複 33林班167.63ha 県立自然公園第三種 特別地域と重複 34林班1.30ha 砂防指定地と重複
	(三和)	4, 8, 14-18, 24, 26, 35	27.63	択伐		
		12, 14, 19, 48, 62, 83, 87, 92, 95	63.95	皆伐		87林班7.39ha 保健保安林と重複
	(四倉)	4, 5, 19, 22, 48, 49, 83, 87, 91, 95, 98, 104, 108	104.66	択伐		87林班26.92ha 保健保安林と重複
		7, 13-15, 17-20, 33, 35, 40, 42	169.70	皆伐		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他		
土砂流出防備 保安林	(四倉)	7-10, 12-15, 17-20, 22, 23, 25, 31, 32, 35, 36, 39-42	203.90	択伐		23林班0.03ha 保健保安林と重複 25林班38.15ha 保健保安林と重複 31林班52.84ha 保健保安林と重複 32林班38.29ha 保健保安林と重複	
	(川前)	1-3, 5, 18, 26-29, 38	393.41	皆伐		2林班7.88ha 保健保安林と重複	
		2-7, 11, 21, 26-28, 30, 31, 33, 35, 36, 39	100.20	択伐		2林班41.29ha 保健保安林と重複	
	(久之浜)	7, 8	9.88	皆伐			
		2, 5, 7, 8, 16	11.55	択伐		5林班0.58ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複	
	(大久)	5, 8-10, 12-17, 20-23, 28-30	360.73	皆伐			
		5, 9, 10, 12-15, 21, 22, 27, 32	174.69	択伐		22林班105.22ha 保健保安林と重複	
	計			8,380.11			
	土砂崩壊防備	相馬市	23, 56, 88	3.69	択伐		
		南相馬市 (原町)	1, 23, 58	4.78	択伐		
(鹿島)		58, 59	15.47	皆伐			
		16, 24, 77, 82	4.08	択伐			
(小高)		22, 28, 29, 34, 44	10.45	択伐			
		26	0.41	禁伐			
飯館村		24, 26	2.02	択伐			
広野町		13	0.55	皆伐			
		7, 14, 38	2.64	択伐			
檜葉町		31	0.73	皆伐			
		9, 11, 12, 20, 23, 25, 32	11.24	択伐		23林班0.19ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		9	0.09	禁伐			
富岡町		5, 21	0.45	皆伐			
		5, 7, 16, 21, 23, 31	4.43	択伐			
川内村		23, 71	1.86	皆伐			
		23, 36, 44, 85, 88	4.97	択伐			
大熊町		6	0.72	択伐			
双葉町		26	0.21	皆伐			
		23, 26, 55	1.78	択伐			
浪江町		24, 31, 37	1.86	皆伐			
		10, 14, 16, 17, 31, 33, 35	14.33	択伐			
葛尾村		3, 9, 10	1.62	択伐			
いわき市 (平)		3, 13, 19, 57, 65, 66, 76, 79	4.57	皆伐			
		2, 3, 18, 19, 22, 65, 67, 68, 74, 76, 79, 85, 87, 88	22.70	択伐		2林班1.26ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 22林班0.39ha 砂防指定地と重複 74林班1.18ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		68, 75	0.69	禁伐			

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備 保安林	(常磐)	34	0.09	皆伐		
		3, 5, 7, 34	2.00	択伐		
	(小名浜)	11, 15, 18, 32, 52, 72	2.74	皆伐		
		2, 10, 11, 13, 19, 23, 51, 52, 72	12.94	択伐		
	(内郷)	16	0.05	皆伐		
		22, 25, 26, 29	6.40	択伐		
	(勿来)	1, 7, 10, 35, 47, 64, 103	3.83	択伐		103林班0.98ha 県立自然公園普通地 域と重複
	(遠野)	13	1.81	皆伐		
	(田人)	40	2.63	皆伐		
		26, 47, 56, 58, 59, 72, 88	20.00	択伐		
	(好間)	24, 27	2.79	択伐		
	(小川)	9, 24, 26, 31	1.52	皆伐		
		4, 9, 14, 24, 27, 31	8.98	択伐		4林班3.23ha 干害防備保安林と重 複 27林班1.82ha 県立自然公園普通地 域と重複
	(三和)	31, 36, 111, 140	3.77	皆伐		
		31, 37, 38, 111, 144,	8.12	択伐		
	(四倉)	7, 38, 39	12.20	択伐		38林班0.39ha 航行目標保安林と重 複 38林班0.39ha 保健保安林と重複
		41	1.28	禁伐		41林班1.28ha 航行目標保安林と重 複 41林班1.28ha 県立自然公園普通地 域と重複
	(川前)	11	0.18	皆伐		
		29	0.60	択伐		
	(久之浜)	5, 11	1.11	択伐		
(大久)	32, 37	2.38	皆伐			
	9, 37	4.08	択伐			
	37	0.81	禁伐			
	計		216.65			
防風保安林	南相馬市 (原町)	1, 3, 10	6.79	択伐		1林班4.93ha 保健保安林と重複 3林班0.14ha 保健保安林と重複
		(鹿島)	86	1.04	択伐	
	新地町	9	0.03	択伐		
	檜葉町	1, 32	0.62	択伐		
	富岡町	4	2.78	択伐		
	大熊町	2	0.31	択伐		
	双葉町	3	4.03	皆伐		
		2, 3, 63	3.39	択伐		63林班2.71ha 保健保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
防風保安林	浪江町	3, 9	4.13	択伐		3林班0.92ha 保健保安林と重複 9林班2.20ha 保健保安林と重複
	いわき市 (平)	20	1.69	皆伐		
		20, 77	1.79	択伐		
	(勿来) (久之浜)	65	0.23	択伐		
		8, 16	21.05	皆伐		
		5, 6, 16	16.20	択伐		5林班1.60ha 潮害防備保安林と重複 6林班6.33ha 潮害防備保安林と重複 16林班7.63ha 潮害防備保安林と重複
計			64.08			
水害防備保安林	相馬市	36, 95	1.49	択伐		
	南相馬市 (原町)	35	16.48	皆伐		
		47	0.76	択伐		
	(鹿島) 浪江町	61	0.16	択伐		
		24	0.40	皆伐		
		24	0.18	択伐		
	いわき市 (小川)	24	0.63	択伐		
		24, 35	4.19	択伐		
計			24.29			
潮害防備保安林	相馬市	13, 104	54.32	択伐		13林班49.17ha 保健保安林と重複 13林班49.17ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 104林班3.93ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
		13	3.49	禁伐		13林班3.39ha 保健保安林と重複 13林班3.49ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	南相馬市 (原町)	10	1.19	皆伐		
		1, 10, 65, 66	10.45	択伐		65林班2.83ha 保健保安林と重複 66林班1.31ha 保健保安林と重複
	(鹿島)	1, 85, 86	19.06	択伐		1林班1.96ha 保健保安林と重複 85林班4.87ha 保健保安林と重複 86林班9.32ha 保健保安林と重複
	(小高)	14	0.85	皆伐		
		1, 14, 26, 27	15.56	択伐		26林班8.47ha 保健保安林と重複
	新地町	14, 20	0.16	択伐		
	檜葉町	28	0.32	皆伐		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
潮害防備保安林	檜葉町	1, 29, 31	7.29	択伐		1林班1.71ha 保健保安林と重複 29林班0.58ha 保健保安林と重複 31林班3.50ha 保健保安林と重複
	富岡町	5, 6	0.58	択伐		
	大熊町	2-4	4.71	択伐		
	双葉町	2, 63	0.25	皆伐		
		1, 2, 63	9.66	択伐		1林班1.67ha 保健保安林と重複 2林班0.59ha 保健保安林と重複
	双葉町	63	0.17	禁伐		63林班0.11ha 保健保安林と重複
	浪江町	9	0.61	皆伐		
		3, 9	3.77	択伐		9林班2.87ha 保健保安林と重複
	いわき市 (平)	20	0.34	皆伐		
		2, 19, 20, 77	28.20	択伐		2林班3.37ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 20林班18.17ha 保健保安林と重複
		19	3.80	禁伐		19林班2.22ha 保健保安林と重複 19林班3.80ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(小名浜)	13, 41	3.02	択伐		41林班1.83ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(勿来)	89, 90, 92, 100, 101	4.97	択伐		90林班1.34ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(四倉)	1, 2	5.68	択伐		1林班3.07ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(久之浜)	4-6, 8, 16	17.16	択伐		4林班0.02ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 5林班1.60ha 防風保安林と重複 6林班6.33ha 防風保安林と重複 16林班7.63ha 防風保安林と重複
	計	195.61				
干害防備保安林	南相馬市 (原町)	37	19.57	皆伐		
	(鹿島)	45, 46	31.63	皆伐		
	新地町	15, 16, 19	7.15	皆伐		
	大熊町	8	0.34	皆伐		8林班0.34ha 保健保安林と重複
		8, 9	18.75	択伐		8林班13.83ha 保健保安林と重複 9林班4.92ha 保健保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
干害防備保安林	浪江町	10, 64, 65	46.83	皆伐		
		10, 11, 63	17.96	択伐		10林班11.88ha 保健保安林と重複 11林班0.35ha 保健保安林と重複
	いわき市 (小川)	4	3.23	択伐		4林班3.23ha 土砂崩壊防備保安林 と重複
	(三和)	148, 149, 151, 152,	51.26	皆伐		
	計			196.72		
魚つき保安林	相馬市	13	0.01	皆伐		13林班0.01ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
		13	0.92	禁伐		13林班0.92ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	南相馬市 (原町)	65, 66	0.83	択伐		
	新地町	14	0.83	択伐		
	計			2.59		
航行目標保安林	いわき市 (四倉)	38	0.39	択伐		38林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林 と重複 38林班0.39ha 保健保安林と重複
		38, 41	2.73	禁伐		38林班0.07ha 保健保安林と重複 41林班1.28ha 土砂崩壊防備保安林 と重複 41林班1.31ha 保健保安林と重複 41林班2.59ha 県立自然公園普通地 域と重複
	(久之浜)	1	0.79	択伐		1林班0.79ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
		1	0.12	禁伐		
	計			4.03		
保健保安林	相馬市	68	49.20	皆伐		68林班49.20ha 水源かん養保安林と 重複 68林班49.20ha 県立自然公園第三種 特別地域と重複
		13	49.17	択伐		13林班49.17ha 潮害防備保安林と重 複 13林班49.17ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
		13	16.47	禁伐		13林班3.39ha 潮害防備保安林と重 複 13林班16.47ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	南相馬市 (原町)	1, 3, 35, 65, 66	53.06	択伐		1林班4.93ha 防風保安林と重複 3林班0.14ha 防風保安林と重複 35林班43.85ha 水源かん養保安林と 重複 65林班2.83ha 潮害防備保安林と重 複 66林班1.31ha 潮害防備保安林と重 複
	(鹿島)	1, 48, 85, 86	81.29	択伐		1林班1.96ha 潮害防備保安林と重 複 48林班63.70ha 土砂流出防備保安林 と重複 85林班4.87ha 潮害防備保安林と重 複 86林班1.04ha 防風保安林と重複 86林班9.32ha 潮害防備保安林と重 複
	(小高)	26	8.47	択伐		26林班8.47ha 潮害防備保安林と重 複
	新地町	16	31.16	択伐		16林班31.16ha 土砂流出防備保安林 と重複
	広野町	18, 22, 23, 26	54.60	択伐		18林班19.83ha 土砂流出防備保安林 と重複 22林班2.17ha 水源かん養保安林と 重複 23林班13.60ha 水源かん養保安林と 重複 26林班19.00ha 水源かん養保安林と 重複
	檜葉町	1, 29, 31	7.51	択伐		1林班1.71ha 潮害防備保安林と重 複 29林班0.58ha 潮害防備保安林と重 複 31林班3.50ha 潮害防備保安林と重 複
	川内村	7	200.86	皆伐		7林班147.42ha 水源かん養保安林と 重複 7林班127.40ha 県立自然公園普通地 域と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	川内村	82	12.62	択伐		82林班12.62ha 土砂流出防備保安林と重複
	大熊町	8, 32	0.35	皆伐		8林班0.34ha 干害防備保安林と重複 32林班0.01ha 水源かん養保安林と重複
	大熊町	8, 9, 32	82.47	択伐		8林班13.83ha 干害防備保安林と重複 9林班4.92ha 干害防備保安林と重複 32林班63.72ha 水源かん養保安林と重複
	双葉町	1, 2, 63	6.00	択伐		1林班1.67ha 潮害防備保安林と重複 2林班0.59ha 潮害防備保安林と重複 63林班2.71ha 防風保安林と重複
		63	0.36	禁伐		63林班0.11ha 潮害防備保安林と重複
	浪江町	3, 9-11	18.29	択伐		3林班0.92ha 防風保安林と重複 9林班2.20ha 防風保安林と重複 9林班2.87ha 潮害防備保安林と重複 10林班11.88ha 干害防備保安林と重複 11林班0.35ha 干害防備保安林と重複
	いわき市 (平)	82, 83	6.76	皆伐		82林班0.14ha 水源かん養保安林と重複 83林班6.62ha 水源かん養保安林と重複
		2, 20, 82, 83	95.84	択伐		2林班3.49ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 20林班18.17ha 潮害防備保安林と重複 82林班6.06ha 水源かん養保安林と重複 83林班67.79ha 水源かん養保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	いわき市 (平)	19	2.22	禁伐		19林班2.22ha 潮害防備保安林と重複 19林班2.22ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(常磐)	2, 25	14.15	皆伐		2林班7.50ha 土砂流出防備保安林 と重複 25林班6.65ha 水源かん養保安林と 重複
		2, 3, 25	43.09	択伐		2林班31.55ha 土砂流出防備保安林 と重複 3林班2.35ha 土砂流出防備保安林 と重複 25林班9.19ha 水源かん養保安林と 重複
		25	3.45	禁伐		25林班3.45ha 水源かん養保安林と 重複
	(遠野)	3	8.21	皆伐		3林班8.21ha 土砂流出防備保安林 と重複
		3	4.33	択伐		3林班4.33ha 土砂流出防備保安林 と重複
	(田人)	7	0.46	皆伐		7林班0.46ha 土砂流出防備保安林 と重複
		7, 8	11.73	択伐		7林班3.41ha 土砂流出防備保安林 と重複 7林班3.13ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複 8林班8.32ha 土砂流出防備保安林 と重複 8林班8.32ha 県立自然公園第二種 特別地域と重複
	(好間)	25	14.35	択伐		
	(三和)	87	7.39	皆伐		87林班7.39ha 土砂流出防備保安林 と重複
		87	26.92	択伐		87林班26.92ha 土砂流出防備保安林 と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	(四 倉)	23, 25, 31, 32, 38	129.70	択伐		23林班0.03ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班38.15ha 土砂流出防備保安林と重複 31林班52.84ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班38.29ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林と重複 38林班0.39ha 航行目標保安林と重複
		38, 41	2.22	禁伐		38林班0.07ha 航行目標保安林と重複 41林班1.31ha 航行目標保安林と重複 41林班1.31ha 県立自然公園普通地域と重複
	(川 前)	2	7.88	皆伐		2林班7.88ha 土砂流出防備保安林と重複
		2	41.29	択伐		2林班41.29ha 土砂流出防備保安林と重複
	(大 久)	22	105.22	択伐		22林班105.22ha 土砂流出防備保安林と重複
	計			1,197.09		
	風致保安林	いわき市 (平)	50	0.20	皆伐	
50, 51			17.16	禁伐		50林班16.42ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 51林班0.74ha 県立自然公園普通地域と重複
計			17.36			
砂防指定地	相馬市	38, 41, 49, 50, 69, 83, 92, 94	38.79	皆伐		50林班0.19ha 土砂流出防備保安林と重複 83林班0.64ha 土砂流出防備保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
砂防指定地	南相馬市 (原町)	34, 50	3.60	皆伐		
	(鹿島)	42, 43	27.19	皆伐		
		42	1.16	択伐		42林班1.16ha 土砂流出防備保安林 と重複
	(小高)	35, 49	2.05	皆伐		35林班0.59ha 土砂流出防備保安林 と重複
	新地町	3, 4	0.61	皆伐		
	飯館村	65	5.03	皆伐		
	広野町	21, 35, 41	4.93	皆伐		
	川内村	30, 47, 64, 85, 87, 88, 90	72.22	皆伐		47林班0.72ha 土砂流出防備保安林 と重複 64林班1.25ha 土砂流出防備保安林 と重複
	大熊町	13, 16, 18	1.51	皆伐		
	双葉町	33	2.28	皆伐		
	浪江町	13, 17, 18, 20, 21, 29, 39, 40	66.85	皆伐		13林班2.10ha 土砂流出防備保安林 と重複 18林班0.71ha 県立自然公園第三種 特別地域と重複 21林班0.57ha 土砂流出防備保安林 と重複
		13, 18, 20, 21, 40	11.93	択伐		18林班3.69ha 土砂流出防備保安林 と重複 20林班0.14ha 土砂流出防備保安林 と重複 21林班0.38ha 土砂流出防備保安林 と重複
	葛尾村	8, 9, 11	13.41	皆伐		9林班0.51ha 土砂流出防備保安林 と重複 11林班0.16ha 県立自然公園普通地 域と重複
		11	0.25	択伐		
	いわき市	4, 81	1.87	皆伐		
		22	0.40	択伐		22林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林 と重複
	(常磐)	25, 31, 32	2.97	皆伐		
	(小名浜)	68	2.22	皆伐		
	(内郷)	4, 5, 20, 23, 29	19.16	皆伐		
		22	1.88	禁伐		
(勿来)	78, 95	4.68	皆伐			
(遠野)	4, 5, 7, 11, 13-15, 17, 19-21, 23, 24, 47, 54, 60	15.28	皆伐			
(田人)	55, 59, 60, 83	29.08	皆伐			

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
砂防指定地	(好間)	6, 9, 10, 13, 15	93.00	皆伐		9林班5.33ha 土砂流出防備保安林と重複
		9-11	32.76	択伐		9林班2.94ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班9.68ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班20.14ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班20.14ha 県立自然公園普通地域と重複
	(小川)	14, 34	6.42	皆伐		34林班1.30ha 土砂流出防備保安林と重複
		30	1.27	禁伐		
	(三和)	11, 38-41, 43, 53, 62, 63, 83, 96-98, 122	28.88	皆伐		43林班1.17ha 県立自然公園普通地域と重複
		97, 122	0.95	択伐		
	(四倉)	4, 6, 7, 14, 18, 21, 23	16.49	皆伐		
		21	0.09	択伐		
	(川前)	5, 6, 28, 39	7.93	皆伐		39林班0.08ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
	(大久)	6, 16, 31-33	8.86	皆伐		
	計			526.00		
地すべり防止	いわき市	22	2.04	皆伐		
	計			2.04		
急傾斜地崩壊危険区域	広野町	4, 13	0.83	皆伐		
	いわき市(平)	10	2.27	皆伐		
		28, 70	1.69	禁伐		
	(常磐)	40, 41	0.87	皆伐		
		1	0.01	禁伐		
	(内郷)	30	0.23	皆伐		
		29	0.03	禁伐		
	(勿来)	29	0.31	皆伐		
		29	0.60	択伐		
		66, 95	0.68	禁伐		
	(田人)	56	1.23	禁伐		
	(小川)	32	0.09	禁伐		
	(川前)	39	1.04	皆伐		39林班0.08ha 砂防指定地と重複
計			9.88			
県立自然公園第一種特別地域	いわき市(勿来)	102	7.39	禁伐		
	計			7.39		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
県立自然公園 第二種特別地 域	相馬市	13	0.39	皆伐		13林班0.01ha 魚つき保安林と重複
		13, 104	75.74	択伐		13林班49.17ha 潮害防備保安林と重複 13林班49.17ha 保健保安林と重複 104林班3.93ha 潮害防備保安林と重複
		13	18.95	禁伐		13林班3.49ha 潮害防備保安林と重複 13林班0.92ha 魚つき保安林と重複 13林班16.47ha 保健保安林と重複
	浪江町	18	0.37	皆伐		
		18	3.73	択伐		
	いわき市	2, 3	1.23	皆伐		
		2-4, 19, 51	66.01	択伐		2林班1.26ha 土砂崩壊防備保安林 と重複 2林班3.37ha 潮害防備保安林と重複 2林班3.49ha 保健保安林と重複
		19	5.10	禁伐		19林班3.80ha 潮害防備保安林と重複 19林班2.22ha 保健保安林と重複
	(小名浜)	41	0.33	皆伐		
		41	6.62	択伐		41林班1.83ha 潮害防備保安林と重複
	(勿来)	65, 90, 92, 103	2.02	皆伐		
		90, 92, 102, 103	23.85	択伐		90林班1.34ha 潮害防備保安林と重複
	(田人)	7, 8	11.95	択伐		7林班3.63ha 土砂流出防備保安林 と重複 7林班3.13ha 保健保安林と重複 8林班8.32ha 土砂流出防備保安林 と重複 8林班8.32ha 保健保安林と重複
	(小川)	14	0.17	皆伐		
		14	7.86	択伐		
	(四倉)	1	4.26	択伐		1林班3.07ha 潮害防備保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
県立自然公園 第二種特別地 域	(久之浜)	1, 4, 5	11.71	択伐		1林班0.79ha 航行目標保安林と重複 1林班3.79ha 文化財保護法による 史跡名勝天然記念物 にかかると重複 4林班0.02ha 潮害防備保安林と重複 5林班0.58ha 土砂流出防備保安林 と重複
	計		240.29			
県立自然公園 第三種特別地 域	相馬市	68	51.23	皆伐		68林班49.76ha 水源かん養保安林と 重複 68林班49.20ha 保健保安林と重複
	浪江町	17-19	62.69	皆伐		18林班0.71ha 砂防指定地と重複
	いわき市 (平)	50, 51	68.94	皆伐		50林班0.41ha 土砂流出防備保安林 と重複 50林班0.20ha 風致保安林と重複
		50	16.47	禁伐		50林班16.42ha 風致保安林と重複
	(勿来)	90, 92, 102, 103	30.81	皆伐		
	(小川)	33	167.63	皆伐		33林班167.63ha 土砂流出防備保安林 と重複
	(三和)	43, 45-47	174.75	皆伐		43林班41.80ha 水源かん養保安林と 重複 46林班19.68ha 水源かん養保安林と 重複 47林班6.22ha 水源かん養保安林と 重複
	計		572.52			
県立自然公園 普通地域	川内村	7, 9	166.96	皆伐		7林班98.75ha 水源かん養保安林と 重複 7林班127.40ha 保健保安林と重複 9林班14.77ha 水源かん養保安林と 重複
	葛尾村	11	0.16	皆伐		11林班0.16ha 砂防指定地と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他		
県立自然公園 普通地域	いわき市 (平)	52, 54-56	173.08	皆伐		52林班3.03ha 土砂流出防備保安林 と重複 54林班56.63ha 水源かん養保安林と 重複 55林班112.92ha 水源かん養保安林と 重複 56林班0.50ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		53	1.77	択伐		53林班1.77ha 水源かん養保安林と 重複	
		51	0.74	禁伐		51林班0.74ha 風致保安林と重複	
	(勿来)	103	0.98	択伐		103林班0.98ha 土砂崩壊防備保安林 と重複	
	(好間)	12	29.70	皆伐		12林班29.70ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		11	20.14	択伐		11林班20.14ha 土砂流出防備保安林 と重複 11林班20.14ha 砂防指定地と重複	
	(小川)	27	13.04	皆伐		27林班13.04ha 土砂流出防備保安林 と重複	
		27	1.82	択伐		27林班1.82ha 土砂崩壊防備保安林 と重複	
	(三和)	43, 44, 46, 47	45.75	皆伐		43林班7.04ha 水源かん養保安林と 重複 43林班1.17ha 砂防指定地と重複 44林班20.86ha 水源かん養保安林と 重複 46林班12.77ha 水源かん養保安林と 重複 47林班3.91ha 水源かん養保安林と 重複	
		43	12.61	択伐		43林班12.61ha 水源かん養保安林と 重複	
	(四倉)	41	2.59	禁伐		41林班1.28ha 土砂崩壊防備保安林 と重複 41林班2.59ha 航行目標保安林と重 複 41林班1.31ha 保健保安林と重複	
	計			469.34			

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
鳥獣保護区特別保護地区	広野町	26	77.66	皆伐		
	川内村	27-29, 73	121.03	皆伐		27林班0.78ha 水源かん養保安林と重複 28林班108.83ha 水源かん養保安林と重複 29林班6.31ha 水源かん養保安林と重複 73林班2.25ha 水源かん養保安林と重複
	いわき市 (遠野)	56	14.72	皆伐		56林班12.44ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		213.41			
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林	南相馬市 (原町)	70	0.01	皆伐		
	(小高)	1, 33	1.34	皆伐		
	いわき市 (平)	21	5.15	皆伐		
	(内郷)	24	10.10	択伐		
	(勿来)	90	0.41	禁伐		
	(久之浜)	1	3.79	択伐		1林班3.79ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
計		20.80				
県自然環境保全地域特別地区	いわき市 (田人)	59	20.47	択伐		
	(好間)	21	3.61	皆伐		21林班3.61ha 土砂流出防備保安林と重複
		17	5.68	択伐		17林班5.68ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		29.76			
県自然環境保全地域普通地区	南相馬市 (鹿島)	45	7.68	皆伐		45林班7.68ha 土砂流出防備保安林と重複
	いわき市 (好間)	21	4.53	皆伐		21林班4.53ha 土砂流出防備保安林と重複
		17	14.50	択伐		17林班14.50ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		26.71			
要整備森林	新地町	15,16	0.50	択伐		15林班0.24ha 干害防備保安林と重複 16林班0.30ha 干害防備保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
要整備森林	広野町	11	1.40	択伐		11林班1.40ha 土砂流出防備保安林と重複
	富岡町	13, 14	5.65	択伐		13林班1.60ha 水源かん養保安林と重複 14林班4.05ha 水源かん養保安林と重複
	大熊町	60, 61	1.40	択伐		60林班1.00ha 水源かん養保安林と重複 61林班0.40ha 水源かん養保安林と重複
	双葉町	45	0.90	択伐		45林班0.90ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		9.85			
特定保安林	新地町	15,16	0.50	択伐		15林班0.24ha 干害防備保安林と重複 16林班0.30ha 干害防備保安林と重複
	広野町	11	1.40	択伐		11林班1.40ha 土砂流出防備保安林と重複
	富岡町	13, 14	5.65	択伐		13林班1.60ha 水源かん養保安林と重複 14林班4.05ha 水源かん養保安林と重複
	大熊町	60, 61	1.40	択伐		60林班1.00ha 水源かん養保安林と重複 61林班0.40ha 水源かん養保安林と重複
	双葉町	45	0.90	択伐		45林班0.90ha 土砂流出防備保安林と重複
計		9.85				

別記1 (県立自然公園第一種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐によることができる。
- イ 単木択伐の伐期齢は本計画区で定める標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。
- ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記2 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。
- イ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
 - (ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようにつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。
 - (イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区、樹種、林型の変更をする場合がある。
- カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

別記3 (県立公園第三種特別地域の施業方法)

伐採にあたっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別記4 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林にあっては、伐採種は定めない。
- イ 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除した面積の5倍とする。
- ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記5 (文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林の施業方法)

伐採にあたっては、あらかじめ文化財保護法に基づく許可を要する。

別記6 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要のあるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在材積の10%以内）を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。
- ウ 保安林の指定されている地域においては、崩壊地の周辺で放置すれば崩壊の拡大が予想される場合等保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する必要が現に生じている場合又は10年以内に生ずると見込まれる場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、上記アの単木択伐（択伐率現在蓄積の10%以内）を森林法施業規則第22条の3に規定する択伐率による択伐（均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ha未満とすること）とすることができるものとする。

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(二) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

<p>3 植 栽</p>	<p>(二) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(一) 方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
--------------	---

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙2 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林 (1号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林 (2号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊 防備保安林 (3号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
飛砂防備保安林 (4号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
防風保安林 防霧保安林 (5号)	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林 (5号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
干害防備保安林 (5号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐採の方法
なだれ防止保安林 落石防止保安林 (6号)	1 緩傾斜地の森林そのかなだれ又は落石による被害を生ずるおそれ が比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林 (7号)	禁伐
魚つき保安林 (8号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林 (9号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林 (10号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施 設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めな い。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林 (11号)	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、 禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

(注) 保安林の種類覧の () 書きは、森林法第25条第1項の目的の号数。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①× 100	備考
		総数②	国有林	民有林		
総 数	297,076	204,362	86,267	118,095	69	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	19,779	10,072	2,751	7,321	51
	南相馬市	39,858	21,660	8,889	12,771	54
	新地町	4,653	1,553	8	1,545	33
	飯館村	23,013	17,472	10,199	7,273	76
	広野町	5,869	4,450	1,551	2,899	76
	檜葉町	10,364	7,915	5,886	2,029	76
	富岡町	6,839	4,053	1,352	2,701	59
	川内村	19,735	17,548	5,608	11,940	89
	大熊町	7,871	4,828	2,316	2,512	61
	双葉町	5,142	2,930	332	2,598	57
	浪江町	22,314	16,282	11,821	4,461	73
	葛尾村	8,437	6,969	4,963	2,006	83
計	173,874	115,732	55,676	60,055	67	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	123,202	88,630	30,591	58,039	72
	計	123,202	88,630	30,591	58,039	72

(注) 区域面積:平成29年版福島県勢要覧(全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院))

国有林:磐城国有林の地域別の森林計画書(関東森林管理局)、森林計画課資料(林野庁所管外分)

民有林:平成29年度地域森林計画編成調査(森林計画課)

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温(°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
相 馬	28.1	-2.7	12.3	1,372.6	—	—	
飯 館	27.3	-6.4	10.0	1,361.6	—	—	
広 野	27.4	-1.9	12.6	1,597.6	—	—	
川 内	27.6	-5.8	10.3	1,465.1	—	—	
浪 江	28.3	-3.0	12.3	1,511.0	—	—	
小 名 浜	27.5	-0.5	13.4	1,408.9	—	北	

(注) 気象統計情報(気象庁)

※ 平年値(統計期間1981年～2010年)

イ 地 勢

「I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (2) 自然的背景」のとおり

ウ 地質、土壌等

「I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (2) 自然的背景」のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	297,076	204,362	13,634	11,470	1,999	79,080	14,264	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	19,779	10,072	2,620	2,348	224	7,087	1,290
	南相馬市	39,858	21,660	4,293	3,714	552	13,905	2,161
	新地町	4,653	1,553	1,042	809	205	2,058	479
	飯館村	23,013	17,472	-	-	-	5,541	203
	広野町	5,869	4,450	111	102	9	1,308	213
	檜葉町	10,364	7,915	-	-	-	2,449	349
	富岡町	6,839	4,053	-	-	-	2,786	453
	川内村	19,735	17,548	245	156	86	1,942	94
	大熊町	7,871	4,828	-	-	-	3,043	429
	双葉町	5,142	2,930	-	-	-	2,212	227
	浪江町	22,314	16,282	-	-	-	6,032	563
	葛尾村	8,437	6,969	-	-	-	1,468	61
計	173,874	115,732	8,311	7,129	1,076	49,831	6,521	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	123,202	88,630	5,323	4,341	923	29,249	7,742
	計	123,202	88,630	5,323	4,341	923	29,249	7,742

(注)農地:2015年農林業センサス

東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。)内については、調査を実施できなかったため、調査結果には含まれていない。

宅地:第131回福島県統計年鑑2017

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

※農地総数には樹園地が含まれるので、田と畑の計とは一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額:百万円

区 分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
総 数	2,074,092	13,864	7,630	2,107	4,127	781,281	1,261,293	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	190,552	1,632	1,499	75	59	110,083	77,215
	南相馬市	326,649	738	609	130	0	102,154	220,976
	新地町	67,578	718	687	31	0	31,712	34,573
	飯舘村	22,609	0	0	0	0	19,562	2,854
	広野町	129,064	153	153	0	0	11,831	115,981
	檜葉町	8,001	2	2	0	0	3,666	4,266
	富岡町	23,577	0	0	0	0	19,512	3,863
	川内村	10,158	641	413	219	9	4,484	4,946
	大熊町	31,787	0	0	0	0	28,715	2,801
	双葉町	3,036	0	0	0	0	1,032	1,978
	浪江町	17,247	0	0	0	0	11,712	5,388
	葛尾村	14,817	0	0	0	0	13,548	1,143
計	845,074	3,885	3,363	454	68	358,010	475,986	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	1,229,018	9,979	4,267	1,653	4,059	423,271	785,308
	計	1,229,018	9,979	4,267	1,653	4,059	423,271	785,308

(注)福島県市町村経済計算年報(平成26(2014)年度版、福島県統計課)

※総生産額は帰属利子等を控除した額なので内訳とは一致しない。

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分	人口	就業者総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
			計	農 業	林 業	水産業			
総 数	453,550	216,454	7,136	5,917	417	802	70,512	129,632	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	38,171	18,709	1,238	888	35	315	6,589	10,138
	南相馬市	55,364	28,949	1,232	1,127	48	57	11,976	15,264
	新地町	8,278	4,071	437	382	9	46	1,475	2,153
	飯舘村	-	-	-	-	-	-	-	-
	広野町	4,083	2,659	63	60	2	1	737	1,840
	檜葉町	-	759	9	8	-	-	520	215
	富岡町	-	-	-	-	-	-	-	-
	川内村	1,987	1,146	132	114	-	-	301	713
	大熊町	-	-	-	-	-	-	-	-
	双葉町	-	-	-	-	-	-	-	-
	浪江町	-	-	-	-	-	-	-	-
	葛尾村	-	10	-	-	-	-	2	8
計	107,883	56,303	3,092	2,579	94	419	21,600	30,331	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	345,667	160,151	4,044	3,338	323	383	48,912	99,301
	計	345,667	160,151	4,044	3,338	323	383	48,912	99,301

(注) 人口:福島県現住人口調査月報(H29.10.1、福島県統計課)

※富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村については、平成27年10月1日現在全域が原子力災害による避難指示区域のため、また檜葉町については、平成27年9月4日まで全域が避難指示区域だったため、調査結果には含まれていない。

産業別人口:平成27年国勢調査

※分類不能の産業があるので総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表 その1

区 分		立 木 地											
		総 数			人			工			林		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	115,470	70,442	45,029	62,021	61,506	515	60,208	59,706	501	1,813	1,799	14
	材 積	38,441,937	32,971,301	5,470,636	30,560,032	30,513,683	46,349	29,418,270	29,373,344	44,926	1,141,762	1,140,339	1,423
	成長量	430,791	375,926	54,865	358,609	357,587	1,022	346,277	345,292	985	12,332	12,295	37
1 齢級	面 積	546	161	384	158	136	22	154	132	22	4	4	-
	材 積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	成長量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 齢級	面 積	887	289	598	309	263	47	307	261	47	2	2	-
	材 積	10,825	-	10,825	889	-	889	889	-	889	-	-	-
	成長量	1,766	-	1,766	142	-	142	142	-	142	-	-	-
3 齢級	面 積	1,742	386	1,356	438	375	63	419	358	62	19	17	2
	材 積	89,470	41,251	48,219	43,090	40,446	2,644	41,711	39,132	2,579	1,379	1,314	65
	成長量	9,880	5,027	4,853	5,176	4,925	251	4,999	4,754	245	177	171	6
4 齢級	面 積	1,564	752	811	795	736	58	786	732	55	8	4	4
	材 積	168,159	125,025	43,134	127,270	123,904	3,366	126,561	123,485	3,076	709	419	290
	成長量	12,886	9,999	2,887	10,151	9,909	242	10,087	9,864	223	64	45	19
5 齢級	面 積	1,740	1,078	662	1,074	1,056	17	1,063	1,046	17	11	10	0
	材 積	284,986	237,338	47,648	236,137	234,734	1,403	233,836	232,466	1,370	2,301	2,268	33
	成長量	34,866	32,715	2,151	32,645	32,589	56	32,371	32,317	54	274	272	2
6 齢級	面 積	3,934	1,741	2,193	1,715	1,687	28	1,668	1,640	28	46	46	-
	材 積	672,742	482,128	190,614	476,096	473,689	2,407	462,264	459,857	2,407	13,832	13,832	-
	成長量	25,898	20,462	5,436	20,233	20,159	74	19,660	19,586	74	573	573	-
7 齢級	面 積	5,376	3,016	2,361	2,945	2,928	17	2,644	2,627	17	301	300	0
	材 積	1,366,976	1,132,906	234,070	1,118,562	1,116,794	1,768	981,778	980,053	1,725	136,784	136,741	43
	成長量	37,306	32,534	4,772	32,117	32,082	35	28,691	28,657	34	3,426	3,425	1
8 齢級	面 積	6,095	4,105	1,990	3,977	3,964	13	3,754	3,742	12	224	223	1
	材 積	2,022,717	1,812,858	209,859	1,785,629	1,784,044	1,585	1,653,421	1,651,939	1,482	132,208	132,105	103
	成長量	42,332	38,676	3,656	38,021	37,998	23	35,485	35,465	20	2,536	2,533	3
9 齢級	面 積	7,099	5,358	1,741	5,290	5,261	29	5,260	5,232	29	30	30	0
	材 積	2,676,857	2,470,409	206,448	2,452,468	2,449,049	3,419	2,435,486	2,432,117	3,369	16,982	16,932	50
	成長量	38,956	36,612	2,344	36,273	36,240	33	36,054	36,022	32	219	218	1
10 齢級	面 積	9,508	7,726	1,782	7,537	7,472	65	7,420	7,355	65	117	117	-
	材 積	3,695,920	3,480,410	215,510	3,427,583	3,419,910	7,673	3,354,411	3,346,738	7,673	73,172	73,172	-
	成長量	44,464	42,679	1,785	41,793	41,729	64	41,043	40,979	64	750	750	-
11 齢級	面 積	16,220	12,134	4,085	11,514	11,487	27	11,244	11,217	27	270	270	0
	材 積	6,381,824	5,861,106	520,718	5,693,657	5,690,051	3,606	5,514,854	5,511,272	3,582	178,803	178,779	24
	成長量	59,260	55,955	3,305	53,954	53,931	23	52,503	52,480	23	1,451	1,451	-
12 齢級	面 積	22,899	13,432	9,467	12,263	12,203	59	11,837	11,778	59	426	425	0
	材 積	8,100,979	6,838,656	1,262,323	6,519,400	6,511,342	8,058	6,204,969	6,196,971	7,998	314,431	314,371	60
	成長量	58,886	51,377	7,509	48,121	48,082	39	46,327	46,288	39	1,794	1,794	-
13 齢級	面 積	20,491	9,875	10,616	7,988	7,937	51	7,749	7,703	45	239	234	5
	材 積	6,655,913	5,192,162	1,463,751	4,672,206	4,665,255	6,951	4,494,895	4,488,640	6,255	177,311	176,615	696
	成長量	40,369	31,644	8,725	26,976	26,944	32	26,161	26,134	27	815	810	5
14 齢級	面 積	8,335	3,961	4,373	2,774	2,762	11	2,720	2,709	11	53	53	0
	材 積	2,692,391	2,069,993	622,398	1,729,016	1,727,366	1,650	1,686,721	1,685,096	1,625	42,295	42,270	25
	成長量	13,300	9,758	3,542	7,671	7,668	3	7,524	7,521	3	147	147	-
15 齢級	面 積	3,190	1,889	1,302	1,095	1,090	5	1,064	1,059	5	30	30	-
	材 積	1,160,285	972,584	187,701	740,463	739,799	664	715,854	715,190	664	24,609	24,609	-
	成長量	4,883	3,856	1,027	2,538	2,534	4	2,472	2,468	4	66	66	-

竹 林		無 立 木 地			更新困難地	森 林 合 計			
面 積	束 数	総 数	伐採跡地	未立木地	面 積	面 積	材 積	成長量	
363	289,352	945	349	597	1,317	118,095	38,441,937	430,791	

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

立 天			木 然			地 林			天 然 生 林		
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林		
総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
53,450	8,936	44,514	-	-	-	1,376	30	1,346	52,074	8,906	43,168
7,881,905	2,457,618	5,424,287	-	-	-	198,764	8,110	190,654	7,683,141	2,449,508	5,233,633
72,182	18,339	53,843	-	-	-	1,239	75	1,164	70,943	18,264	52,679
388	25	363	-	-	-	-	-	-	388	25	363
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
578	26	552	-	-	-	2	-	2	576	26	550
9,936	-	9,936	-	-	-	52	-	52	9,884	-	9,884
1,624	-	1,624	-	-	-	6	-	6	1,618	-	1,618
1,305	11	1,293	-	-	-	8	-	8	1,297	11	1,285
46,380	805	45,575	-	-	-	310	-	310	46,070	805	45,265
4,704	102	4,602	-	-	-	31	-	31	4,673	102	4,571
769	16	753	-	-	-	-	-	-	769	16	753
40,889	1,121	39,768	-	-	-	-	-	-	40,889	1,121	39,768
2,735	90	2,645	-	-	-	-	-	-	2,735	90	2,645
666	21	645	-	-	-	6	-	6	661	21	639
48,849	2,604	46,245	-	-	-	366	-	366	48,483	2,604	45,879
2,221	126	2,095	-	-	-	15	-	15	2,206	126	2,080
2,220	55	2,165	-	-	-	14	1	13	2,206	53	2,152
196,646	8,439	188,207	-	-	-	1,369	194	1,175	195,277	8,245	187,032
5,665	303	5,362	-	-	-	40	7	33	5,625	296	5,329
2,431	88	2,344	-	-	-	23	0	22	2,409	88	2,321
248,414	16,112	232,302	-	-	-	2,495	24	2,471	245,919	16,088	229,831
5,189	452	4,737	-	-	-	48	-	48	5,141	452	4,689
2,118	140	1,977	-	-	-	34	2	32	2,084	139	1,945
237,088	28,814	208,274	-	-	-	4,247	433	3,814	232,841	28,381	204,460
4,311	678	3,633	-	-	-	72	9	63	4,239	669	3,570
1,809	97	1,712	-	-	-	32	0	32	1,777	97	1,680
224,389	21,360	203,029	-	-	-	4,059	19	4,040	220,330	21,341	198,989
2,683	372	2,311	-	-	-	46	-	46	2,637	372	2,265
1,971	254	1,717	-	-	-	40	3	37	1,931	251	1,679
268,337	60,500	207,837	-	-	-	5,492	405	5,087	262,845	60,095	202,750
2,671	950	1,721	-	-	-	43	5	38	2,628	945	1,683
4,706	648	4,058	-	-	-	139	10	129	4,567	638	3,929
688,167	171,055	517,112	-	-	-	21,399	2,744	18,655	666,768	168,311	498,457
5,306	2,024	3,282	-	-	-	126	30	96	5,180	1,994	3,186
10,636	1,228	9,408	-	-	-	308	3	305	10,328	1,225	9,103
1,581,579	327,314	1,254,265	-	-	-	42,158	951	41,207	1,539,421	326,363	1,213,058
10,765	3,295	7,470	-	-	-	212	11	201	10,553	3,284	7,269
12,503	1,937	10,565	-	-	-	431	1	430	12,071	1,936	10,135
1,983,707	526,907	1,456,800	-	-	-	63,907	315	63,592	1,919,800	526,592	1,393,208
13,393	4,700	8,693	-	-	-	328	3	325	13,065	4,697	8,368
5,561	1,199	4,362	-	-	-	199	1	198	5,362	1,198	4,164
963,375	342,627	620,748	-	-	-	29,689	280	29,409	933,686	342,347	591,339
5,629	2,090	3,539	-	-	-	148	2	146	5,481	2,088	3,393
2,096	799	1,297	-	-	-	36	1	35	2,060	798	1,261
419,822	232,785	187,037	-	-	-	5,508	322	5,186	414,314	232,463	181,851
2,345	1,322	1,023	-	-	-	26	1	25	2,319	1,321	998

(1) 齡級別森林資源表 その2

区 分		立 木 地											
		総 数			人 工			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
16 齡級	面 積	2,076	1,375	700	746	745	1	736	735	1	10	10	-
	材 積	829,894	715,418	114,476	529,813	529,722	91	521,641	521,550	91	8,172	8,172	-
	成 長 量	2,790	2,178	612	1,378	1,378	-	1,360	1,360	-	18	18	-
17 齡級	面 積	1,338	1,095	243	532	532	0	519	519	0	13	13	-
	材 積	577,151	541,000	36,151	372,005	371,955	50	361,114	361,064	50	10,891	10,891	-
	成 長 量	1,175	987	188	629	629	-	613	613	-	16	16	-
18 齡級	面 積	841	719	122	328	327	1	324	323	1	4	4	-
	材 積	378,156	359,112	19,044	243,364	243,294	70	240,380	240,310	70	2,984	2,984	-
	成 長 量	671	567	104	354	353	1	352	351	1	2	2	-
19 齡級	面 積	605	538	67	232	232	-	229	229	-	3	3	-
	材 積	273,998	262,811	11,187	168,903	168,903	-	166,375	166,375	-	2,528	2,528	-
	成 長 量	466	411	55	239	239	-	237	237	-	2	2	-
20 齡級	面 積	403	361	42	131	131	0	129	129	0	2	2	-
	材 積	169,713	164,216	5,497	94,699	94,678	21	93,251	93,230	21	1,448	1,448	-
	成 長 量	233	209	24	77	77	-	76	76	-	1	1	-
21 齡級	面 積	218	174	44	84	83	0	83	83	-	1	1	0
	材 積	95,898	89,134	6,764	59,687	59,653	34	58,878	58,878	-	809	775	34
	成 長 量	145	101	44	57	57	-	56	56	-	1	1	-
22 齡級	面 積	147	143	4	44	44	-	44	44	-	0	0	-
	材 積	64,412	63,971	441	33,112	33,112	-	32,998	32,998	-	114	114	-
	成 長 量	101	99	2	29	29	-	29	29	-	-	-	-
23 齡級	面 積	57	45	13	16	16	-	16	16	-	-	-	-
	材 積	22,333	20,165	2,168	12,027	12,027	-	12,027	12,027	-	-	-	-
	成 長 量	35	23	12	7	7	-	7	7	-	-	-	-
24 齡級	面 積	40	20	20	8	8	-	8	8	-	-	-	-
	材 積	12,646	9,279	3,367	6,105	6,105	-	6,105	6,105	-	-	-	-
	成 長 量	24	6	18	3	3	-	3	3	-	-	-	-
25 齡級	面 積	18	17	1	5	5	-	5	5	-	-	-	-
	材 積	6,180	6,058	122	2,696	2,696	-	2,696	2,696	-	-	-	-
	成 長 量	11	10	1	4	4	-	4	4	-	-	-	-
26 齡級	面 積	26	9	17	6	6	-	6	6	-	-	-	-
	材 積	7,681	4,494	3,187	3,414	3,414	-	3,414	3,414	-	-	-	-
	成 長 量	23	6	17	4	4	-	4	4	-	-	-	-
27 齡級	面 積	15	6	9	3	3	-	3	3	-	-	-	-
	材 積	5,246	3,506	1,740	2,724	2,724	-	2,724	2,724	-	-	-	-
	成 長 量	12	3	9	2	2	-	2	2	-	-	-	-
28 齡級	面 積	3	2	0	1	1	-	1	1	-	-	-	-
	材 積	1,285	1,245	40	926	926	-	926	926	-	-	-	-
	成 長 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 齡級	面 積	25	8	17	4	4	-	4	4	-	-	-	-
	材 積	5,535	3,106	2,429	2,160	2,160	-	2,160	2,160	-	-	-	-
	成 長 量	25	8	17	5	5	-	5	5	-	-	-	-
30 齡級	面 積	6	5	1	2	2	-	2	2	-	-	-	-
	材 積	2,980	2,917	63	1,936	1,936	-	1,936	1,936	-	-	-	-
	成 長 量	3	3	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
31 齡級 以上	面 積	27	23	5	8	8	-	8	8	-	-	-	-
	材 積	8,785	8,043	742	3,995	3,995	-	3,995	3,995	-	-	-	-
	成 長 量	25	21	4	9	9	-	9	9	-	-	-	-

竹	林	無	立	木	地	更新困難地	森 林 合 計		
面 積	束 数	総 数	伐採跡地	未立木地	面 積	面 積	材 積	成 長 量	
363	289,352	945	349	597	1,317	118,095	38,441,937	430,791	

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

立			木			地					
天			然			林					
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林		
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
1,330	630	699	-	-	-	49	0	49	1,281	630	651
300,081	185,696	114,385	-	-	-	7,887	46	7,841	292,194	185,650	106,544
1,412	800	612	-	-	-	45	-	45	1,367	800	567
806	563	243	-	-	-	16	4	12	790	559	231
205,146	169,045	36,101	-	-	-	2,995	1,373	1,622	202,151	167,672	34,479
546	358	188	-	-	-	17	5	12	529	353	176
513	392	121	-	-	-	17	-	17	497	392	104
134,792	115,818	18,974	-	-	-	2,467	-	2,467	132,325	115,818	16,507
317	214	103	-	-	-	15	-	15	302	214	88
373	306	67	-	-	-	4	-	4	368	306	63
105,095	93,908	11,187	-	-	-	614	-	614	104,481	93,908	10,573
227	172	55	-	-	-	5	-	5	222	172	50
272	230	42	-	-	-	1	1	0	271	229	42
75,014	69,538	5,476	-	-	-	427	406	21	74,587	69,132	5,455
156	132	24	-	-	-	1	1	-	155	131	24
134	90	44	-	-	-	0	-	0	134	90	44
36,211	29,481	6,730	-	-	-	49	-	49	36,162	29,481	6,681
88	44	44	-	-	-	-	-	-	88	44	44
103	99	4	-	-	-	0	-	0	102	99	3
31,300	30,859	441	-	-	-	20	-	20	31,280	30,859	421
72	70	2	-	-	-	-	-	-	72	70	2
41	29	13	-	-	-	3	2	0	38	26	12
10,306	8,138	2,168	-	-	-	666	598	68	9,640	7,540	2,100
28	16	12	-	-	-	1	1	-	27	15	12
32	12	20	-	-	-	4	-	4	27	12	15
6,541	3,174	3,367	-	-	-	823	-	823	5,718	3,174	2,544
21	3	18	-	-	-	4	-	4	17	3	14
13	12	1	-	-	-	-	-	-	13	12	1
3,484	3,362	122	-	-	-	-	-	-	3,484	3,362	122
7	6	1	-	-	-	-	-	-	7	6	1
20	3	17	-	-	-	-	-	-	20	3	17
4,267	1,080	3,187	-	-	-	-	-	-	4,267	1,080	3,187
19	2	17	-	-	-	-	-	-	19	2	17
12	3	9	-	-	-	9	-	9	3	3	1
2,522	782	1,740	-	-	-	1,645	-	1,645	877	782	95
10	1	9	-	-	-	9	-	9	1	1	-
1	1	0	-	-	-	-	-	-	1	1	0
359	319	40	-	-	-	-	-	-	359	319	40
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	4	17	-	-	-	-	-	-	21	4	17
3,375	946	2,429	-	-	-	-	-	-	3,375	946	2,429
20	3	17	-	-	-	-	-	-	20	3	17
4	3	1	-	-	-	-	-	-	4	3	1
1,044	981	63	-	-	-	-	-	-	1,044	981	63
2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
19	14	5	-	-	-	1	-	1	18	14	4
4,790	4,048	742	-	-	-	120	-	120	4,670	4,048	622
16	12	4	-	-	-	1	-	1	15	12	3

(注) 森林計画課資料

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分			総 数			
			面 積	材 積	成 長 量	
総 数			118,095	38,441,937	430,791	
立 木 地	総 数	針葉樹	70,442	32,971,301	375,926	
		広葉樹	45,029	5,470,636	54,865	
		総 数	115,470	38,441,937	430,791	
	人	総 数	針葉樹	61,506	30,513,683	357,587
			広葉樹	515	46,349	1,022
			総 数	62,021	30,560,032	358,609
	工	育成単層林	針葉樹	59,706	29,373,344	345,292
			広葉樹	501	44,926	985
			総 数	60,208	29,418,270	346,277
	林	育成複層林	針葉樹	1,799	1,140,339	12,295
			広葉樹	14	1,423	37
			総 数	1,813	1,141,762	12,332
	天 然 林	総 数	針葉樹	8,936	2,457,618	18,339
			広葉樹	44,514	5,424,287	53,843
			総 数	53,450	7,881,905	72,182
		育成単層林	針葉樹	—	—	—
			広葉樹	—	—	—
			総 数	—	—	—
		育成複層林	針葉樹	30	8,110	75
			広葉樹	1,346	190,654	1,164
			総 数	1,376	198,764	1,239
天然生林		針葉樹	8,906	2,449,508	18,264	
		広葉樹	43,168	5,233,633	52,679	
		総 数	52,074	7,683,141	70,943	
竹 林			363	289,352	—	
無 立 木 地	総 数		945	—	—	
	伐 採 跡 地		349	—	—	
	未 立 木 地		597	—	—	
更 新 困 難 地			1,317	—	—	

(単位 面積:ha 材積:立木はm3、竹は束)

普通林			制限林		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
100,306	32,675,407	359,747	17,789	5,766,530	71,044
59,003	28,037,001	312,035	11,438	4,934,300	63,891
38,931	4,638,406	47,712	6,098	832,230	7,153
97,934	32,675,407	359,747	17,537	5,766,530	71,044
50,907	25,832,540	295,454	10,599	4,681,143	62,133
383	34,311	719	132	12,038	303
51,290	25,866,851	296,173	10,731	4,693,181	62,436
49,253	24,770,722	284,140	10,453	4,602,622	61,152
374	33,413	689	127	11,513	296
49,627	24,804,135	284,829	10,580	4,614,135	61,448
1,653	1,061,818	11,314	146	78,521	981
9	898	30	5	525	7
1,663	1,062,716	11,344	150	79,046	988
8,097	2,204,461	16,581	839	253,157	1,758
38,547	4,604,095	46,993	5,967	820,192	6,850
46,644	6,808,556	63,574	6,806	1,073,349	8,608
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
25	6,647	65	5	1,463	10
823	114,561	667	522	76,093	497
848	121,208	732	528	77,556	507
8,071	2,197,814	16,516	834	251,694	1,748
37,724	4,489,534	46,326	5,444	744,099	6,353
45,795	6,687,348	62,842	6,278	995,793	8,101
352	280,760	—	11	8,592	—
761	—	—	185	—	—
327	—	—	21	—	—
434	—	—	163	—	—
1,260	—	—	57	—	—

(注) 森林計画課資料

(3) 市町村別森林資源表

その1

区 分		立木地													
		総数			人工林										
					総数			育成単層林			育成複層林				
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広		
総 数		面積	115,470	70,442	45,029	62,021	61,506	515	60,208	59,706	501	1,813	1,799	14	
		材積	38,441,439	32,970,894	5,470,545	30,559,652	30,513,303	46,349	29,417,890	29,372,964	44,926	1,141,762	1,140,339	1,423	
相双農林事務所	総 数		面積	58,686	34,915	23,772	28,982	28,731	250	28,620	28,377	243	362	354	8
			材積	16,234,100	13,470,617	2,763,483	11,848,343	11,828,109	20,234	11,691,427	11,672,193	19,234	156,916	155,916	1,000
	相馬市		面積	7,111	3,076	4,034	2,155	2,136	19	2,138	2,121	16	17	14	3
			材積	1,681,190	1,271,680	409,510	1,050,593	1,049,060	1,533	1,045,265	1,044,068	1,197	5,328	4,992	336
	南相馬市		面積	12,351	7,442	4,910	5,073	4,995	77	5,060	4,984	76	13	12	1
			材積	3,682,436	3,051,191	631,245	2,405,253	2,401,133	4,120	2,402,413	2,398,493	3,920	2,840	2,640	200
	(原町)		面積	4,460	2,847	1,613	1,966	1,939	27	1,965	1,938	27	1	1	-
			材積	1,371,158	1,161,932	209,226	919,659	918,892	767	919,306	918,539	767	353	353	-
	(鹿島)		面積	4,676	2,488	2,188	1,802	1,773	29	1,795	1,768	27	7	5	1
			材積	1,321,147	1,038,874	282,273	870,753	868,254	2,499	869,678	867,349	2,329	1,075	905	170
	(小高)		面積	3,216	2,107	1,109	1,305	1,283	22	1,300	1,278	22	5	5	0
			材積	990,131	850,385	139,746	614,841	613,987	854	613,429	612,605	824	1,412	1,382	30
	新地町		面積	1,453	754	699	564	549	15	564	549	15	-	-	-
			材積	467,341	377,134	90,207	315,660	314,392	1,268	315,660	314,392	1,268	-	-	-
	飯館村		面積	7,194	3,098	4,096	2,741	2,719	21	2,703	2,682	20	38	37	1
			材積	1,518,136	1,088,813	429,323	991,607	989,974	1,633	982,077	980,517	1,560	9,530	9,457	73
	広野町		面積	2,790	2,045	745	1,832	1,822	10	1,820	1,810	9	12	12	0
			材積	857,982	757,075	100,907	690,772	690,252	520	685,305	684,805	500	5,467	5,447	20
	檜葉町		面積	1,950	1,376	574	1,329	1,318	11	1,324	1,312	11	6	6	-
			材積	629,198	565,212	63,986	549,639	548,913	726	547,659	546,933	726	1,980	1,980	-
	富岡町		面積	2,591	1,736	855	1,523	1,506	17	1,501	1,484	17	22	22	-
			材積	818,879	714,571	104,308	658,672	656,856	1,816	645,060	643,244	1,816	13,612	13,612	-
	川内村		面積	11,890	8,905	2,985	8,688	8,638	50	8,663	8,614	50	25	25	-
			材積	3,357,563	2,999,990	357,573	2,933,554	2,928,308	5,246	2,921,482	2,916,236	5,246	12,072	12,072	-
	大熊町		面積	2,424	1,340	1,083	1,123	1,113	10	1,052	1,042	10	72	72	0
			材積	635,573	497,962	137,611	448,515	447,081	1,434	413,072	411,640	1,432	35,443	35,441	2
双葉町		面積	2,519	1,705	815	1,112	1,111	1	1,108	1,106	1	5	5	-	
		材積	776,322	675,405	100,917	510,982	510,921	61	508,619	508,558	61	2,363	2,363	-	
浪江町		面積	4,418	2,522	1,895	2,072	2,057	14	1,963	1,951	12	109	106	3	
		材積	1,359,201	1,136,258	222,943	1,002,613	1,001,100	1,513	951,550	950,406	1,144	51,063	50,694	369	
葛尾村		面積	1,995	915	1,080	769	765	4	725	721	4	44	44	-	
		材積	450,279	335,326	114,953	290,483	290,119	364	273,265	272,901	364	17,218	17,218	-	

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

天然林												竹林	無立木地			更新困難地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
53,450	8,936	44,514	-	-	-	1,376	30	1,346	52,074	8,906	43,168	363	945	349	597	1,317
7,881,787	2,457,591	5,424,196	-	-	-	198,764	8,110	190,654	7,683,023	2,449,481	5,233,542	289,352	-	-	-	-
29,705	6,184	23,521	-	-	-	404	18	386	29,301	6,165	23,135	143	565	166	399	661
4,385,757	1,642,508	2,743,249	-	-	-	58,808	4,815	53,993	4,326,949	1,637,693	2,689,256	114,448	-	-	-	-
4,956	941	4,015	-	-	-	63	5	58	4,893	936	3,957	9	115	10	105	87
630,597	222,620	407,977	-	-	-	7,943	954	6,989	622,654	221,666	400,988	7,176	-	-	-	-
7,279	2,446	4,832	-	-	-	104	5	99	7,174	2,441	4,733	35	211	60	152	174
1,277,183	650,058	627,125	-	-	-	15,672	1,529	14,143	1,261,511	648,529	612,982	27,680	-	-	-	-
2,494	908	1,586	-	-	-	14	3	11	2,480	905	1,575	21	105	39	66	112
451,499	243,040	208,459	-	-	-	2,070	654	1,416	449,429	242,386	207,043	16,960	-	-	-	-
2,874	715	2,159	-	-	-	16	1	16	2,858	714	2,144	6	46	4	42	46
450,394	170,620	279,774	-	-	-	2,023	148	1,875	448,371	170,472	277,899	4,448	-	-	-	-
1,911	823	1,087	-	-	-	75	2	73	1,836	821	1,015	8	60	16	44	16
375,290	236,398	138,892	-	-	-	11,579	727	10,852	363,711	235,671	128,040	6,272	-	-	-	-
889	204	684	-	-	-	26	-	26	863	204	659	5	19	10	9	67
151,681	62,742	88,939	-	-	-	4,298	-	4,298	147,383	62,742	84,641	4,296	-	-	-	-
4,454	379	4,075	-	-	-	13	2	11	4,441	377	4,064	0	15	5	10	63
526,529	98,839	427,690	-	-	-	1,474	151	1,323	525,055	98,688	426,367	264	-	-	-	-
959	223	735	-	-	-	47	1	46	912	222	690	8	30	3	28	70
167,210	66,823	100,387	-	-	-	7,230	273	6,957	159,980	66,550	93,430	6,160	-	-	-	-
620	58	562	-	-	-	4	-	4	616	58	558	4	27	3	24	49
79,559	16,299	63,260	-	-	-	718	-	718	78,841	16,299	62,542	2,896	-	-	-	-
1,068	230	838	-	-	-	26	6	20	1,042	225	817	20	44	32	12	46
160,207	57,715	102,492	-	-	-	5,114	1,876	3,238	155,093	55,839	99,254	16,080	-	-	-	-
3,202	266	2,936	-	-	-	77	-	77	3,125	266	2,859	2	24	24	0	24
424,009	71,682	352,327	-	-	-	9,837	-	9,837	414,172	71,682	342,490	1,256	-	-	-	-
1,300	227	1,073	-	-	-	19	-	19	1,282	227	1,055	12	27	7	20	49
187,058	50,881	136,177	-	-	-	2,602	-	2,602	184,456	50,881	133,575	9,968	-	-	-	-
1,407	593	813	-	-	-	1	0	1	1,406	593	812	28	33	9	24	18
265,340	164,484	100,856	-	-	-	194	32	162	265,146	164,452	100,694	22,424	-	-	-	-
2,346	465	1,881	-	-	-	25	-	25	2,321	465	1,856	18	15	1	15	10
356,588	135,158	221,430	-	-	-	3,726	-	3,726	352,862	135,158	217,704	14,160	-	-	-	-
1,226	150	1,076	-	-	-	-	-	-	1,226	150	1,076	3	4	3	1	4
159,796	45,207	114,589	-	-	-	-	-	-	159,796	45,207	114,589	2,088	-	-	-	-

(注)森林計画課資料

(3) 市町村別森林資源表

その2

区分		立木地											
		総数			人工林								
					総数			育成単層林			育成複層林		
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	56,784	35,527	21,257	33,039	32,775	265	31,588	31,329	259	1,451	1,445	6
	材積	22,207,339	19,500,277	2,707,062	18,711,309	18,685,194	26,115	17,726,463	17,700,771	25,692	984,846	984,423	423
いわき市	面積	56,784	35,527	21,257	33,039	32,775	265	31,588	31,329	259	1,451	1,445	6
	材積	22,207,339	19,500,277	2,707,062	18,711,309	18,685,194	26,115	17,726,463	17,700,771	25,692	984,846	984,423	423
(平)	面積	4,682	2,655	2,027	2,103	2,049	54	2,101	2,048	54	1	1	0
	材積	1,374,434	1,137,600	236,834	964,668	957,564	7,104	964,214	957,145	7,069	454	419	35
(常磐)	面積	2,381	1,102	1,279	1,076	1,063	13	1,071	1,058	13	4	4	-
	材積	806,967	645,836	161,131	633,830	632,593	1,237	630,446	629,209	1,237	3,384	3,384	-
(小名浜)	面積	3,120	1,379	1,740	1,074	1,071	4	1,073	1,069	4	1	1	-
	材積	867,239	653,933	213,306	559,910	559,588	322	559,574	559,252	322	336	336	-
(内郷)	面積	1,749	870	879	828	823	5	828	823	5	-	-	-
	材積	565,034	463,551	101,483	452,415	451,900	515	452,415	451,900	515	-	-	-
(勿来)	面積	4,616	2,972	1,644	2,673	2,667	6	2,590	2,584	6	83	83	-
	材積	1,887,245	1,687,677	199,568	1,603,362	1,602,730	632	1,539,632	1,539,000	632	63,730	63,730	-
(遠野)	面積	5,220	3,276	1,944	3,165	3,162	3	3,150	3,147	3	15	15	0
	材積	2,287,816	2,013,973	273,843	1,977,021	1,976,599	422	1,970,281	1,969,881	400	6,740	6,718	22
(田人)	面積	6,170	4,429	1,741	4,422	4,404	17	4,338	4,320	17	84	84	-
	材積	3,247,548	3,004,242	243,306	2,996,104	2,994,698	1,406	2,954,302	2,952,896	1,406	41,802	41,802	-
(好間)	面積	1,315	631	684	579	576	3	577	574	3	2	2	-
	材積	373,904	292,933	80,971	277,066	276,798	268	276,418	276,150	268	648	648	-
(小川)	面積	3,646	1,982	1,664	1,620	1,601	19	1,617	1,599	19	3	2	1
	材積	945,018	747,511	197,507	634,162	632,368	1,794	633,445	631,669	1,776	717	699	18
(三和)	面積	11,828	8,195	3,633	8,120	8,057	63	7,072	7,013	58	1,048	1,043	5
	材積	5,866,177	5,371,473	494,704	5,334,417	5,329,707	4,710	4,588,711	4,584,338	4,373	745,706	745,369	337
(四倉)	面積	2,478	1,681	797	1,234	1,232	2	1,233	1,231	2	1	1	-
	材積	809,452	708,217	101,235	568,095	567,874	221	567,937	567,716	221	158	158	-
(川前)	面積	6,190	3,893	2,297	3,872	3,854	18	3,665	3,647	18	207	206	0
	材積	2,103,401	1,804,733	298,668	1,795,211	1,794,087	1,124	1,674,941	1,673,828	1,113	120,270	120,259	11
(久之浜)	面積	860	591	270	456	451	5	455	451	5	0	0	-
	材積	187,630	165,671	21,959	138,030	137,604	426	137,900	137,474	426	130	130	-
(大久)	面積	2,529	1,870	659	1,819	1,767	52	1,817	1,765	52	2	2	-
	材積	885,474	802,927	82,547	777,018	771,084	5,934	776,247	770,313	5,934	771	771	-

いわき農林事務所

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

天然林												竹林	無立木地			更新困難地
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
23,745	2,752	20,993	-	-	-	972	12	960	22,773	2,740	20,033	220	380	182	198	656
3,496,030	815,083	2,680,947	-	-	-	139,956	3,295	136,661	3,356,074	811,788	2,544,286	174,904	-	-	-	-
23,745	2,752	20,993	-	-	-	972	12	960	22,773	2,740	20,033	220	380	182	198	656
3,496,030	815,083	2,680,947	-	-	-	139,956	3,295	136,661	3,356,074	811,788	2,544,286	174,904	-	-	-	-
2,580	607	1,973	-	-	-	101	0	101	2,479	607	1,872	45	33	4	30	20
409,766	180,036	229,730	-	-	-	12,666	27	12,639	397,100	180,009	217,091	35,584	-	-	-	-
1,306	39	1,266	-	-	-	61	-	61	1,244	39	1,205	16	5	1	4	20
173,137	13,243	159,894	-	-	-	8,770	-	8,770	164,367	13,243	151,124	12,432	-	-	-	-
2,046	309	1,737	-	-	-	75	8	68	1,970	301	1,669	19	11	2	9	45
307,329	94,345	212,984	-	-	-	11,322	2,005	9,317	296,007	92,340	203,667	15,216	-	-	-	-
921	47	874	-	-	-	26	-	26	895	47	848	3	5	2	2	45
112,619	11,651	100,968	-	-	-	3,072	-	3,072	109,547	11,651	97,896	2,168	-	-	-	-
1,943	305	1,638	-	-	-	126	1	125	1,817	305	1,513	19	32	24	8	65
283,883	84,947	198,936	-	-	-	17,011	329	16,682	266,872	84,618	182,254	15,064	-	-	-	-
2,055	114	1,941	-	-	-	104	1	103	1,951	114	1,837	20	37	17	19	46
310,795	37,374	273,421	-	-	-	17,248	54	17,194	293,547	37,320	256,227	16,176	-	-	-	-
1,749	25	1,724	-	-	-	88	-	88	1,660	25	1,635	9	97	43	54	11
251,444	9,544	241,900	-	-	-	14,584	-	14,584	236,860	9,544	227,316	7,104	-	-	-	-
736	55	681	-	-	-	66	1	65	670	54	616	5	2	1	2	36
96,838	16,135	80,703	-	-	-	9,021	182	8,839	87,817	15,953	71,864	4,288	-	-	-	-
2,026	382	1,644	-	-	-	23	-	23	2,003	382	1,622	37	13	4	9	77
310,856	115,143	195,713	-	-	-	3,155	-	3,155	307,701	115,143	192,558	29,464	-	-	-	-
3,708	138	3,570	-	-	-	99	0	98	3,610	138	3,472	10	59	35	23	39
531,760	41,766	489,994	-	-	-	15,529	316	15,213	516,231	41,450	474,781	7,736	-	-	-	-
1,244	449	795	-	-	-	63	-	63	1,181	449	732	15	25	6	19	28
241,357	140,343	101,014	-	-	-	7,857	-	7,857	233,500	140,343	93,157	11,544	-	-	-	-
2,318	39	2,279	-	-	-	61	2	59	2,257	37	2,220	5	39	28	11	68
308,190	10,646	297,544	-	-	-	7,678	382	7,296	300,512	10,264	290,248	4,304	-	-	-	-
404	140	265	-	-	-	9	-	9	395	140	256	3	6	4	2	14
49,600	28,067	21,533	-	-	-	838	-	838	48,762	28,067	20,695	2,056	-	-	-	-
710	103	607	-	-	-	70	-	70	640	103	537	15	17	11	6	143
108,456	31,843	76,613	-	-	-	11,205	-	11,205	97,251	31,843	65,408	11,768	-	-	-	-

(注)森林計画課資料

(4) 所有形態別森林資源表

区分	総数	立木地												
		総数			人			工			林			
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	育成単層林			育成複層林			
								総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	面積	118,095	115,470	70,442	45,029	62,021	61,506	515	60,208	59,706	501	1,813	1,799	14
	材積	38,441,937	38,441,937	32,971,301	5,470,636	30,560,032	30,513,683	46,349	29,418,270	29,373,344	44,926	1,141,762	1,140,339	1,423
個人	面積	67,477	66,110	39,270	26,840	33,218	32,946	272	32,065	31,798	268	1,152	1,148	4
	材積	22,707,462	22,707,462	19,496,994	3,210,468	17,788,919	17,764,155	24,764	17,062,962	17,038,515	24,447	725,957	725,640	317
森林組合	面積	1,349	1,340	743	597	730	726	4	718	714	4	12	12	-
	材積	462,496	462,496	384,557	77,939	380,256	379,906	350	371,570	371,220	350	8,686	8,686	-
会社	面積	6,857	6,355	3,465	2,890	2,895	2,879	16	2,795	2,779	16	100	100	-
	材積	1,832,334	1,832,334	1,498,569	333,765	1,355,780	1,354,786	994	1,297,873	1,296,879	994	57,907	57,907	-
団体	面積	2,914	2,804	934	1,870	846	817	29	779	754	25	67	63	4
	材積	697,751	697,751	464,546	233,205	435,528	433,514	2,014	389,880	388,155	1,725	45,648	45,359	289
学校	面積	120	120	90	30	90	90	-	90	90	-	-	-	-
	材積	41,352	41,352	36,897	4,455	36,882	36,882	-	36,882	36,882	-	-	-	-
社寺	面積	857	834	529	305	456	454	2	452	450	2	4	4	-
	材積	268,741	268,741	230,763	37,978	208,595	208,402	193	206,172	205,979	193	2,423	2,423	-
県有	面積	4,047	4,011	3,737	274	3,727	3,719	9	3,726	3,718	9	1	1	-
	材積	1,541,696	1,541,696	1,504,432	37,264	1,500,960	1,499,761	1,199	1,500,396	1,499,197	1,199	564	564	-
市町村有	面積	12,061	11,802	8,643	3,159	8,166	8,069	97	8,100	8,003	97	66	66	-
	材積	3,475,006	3,475,006	3,072,529	402,477	2,917,086	2,907,399	9,687	2,886,761	2,877,074	9,687	30,325	30,325	-
財産区有	面積	2,676	2,654	1,879	775	1,874	1,862	12	1,681	1,669	12	193	193	-
	材積	1,190,252	1,190,252	1,085,351	104,901	1,081,414	1,080,604	810	945,503	944,693	810	135,911	135,911	-
その他公	面積	323	298	135	163	112	110	2	110	107	2	3	3	-
	材積	81,502	81,502	61,820	19,682	56,250	55,989	261	55,896	55,635	261	354	354	-
部落有	面積	398	390	269	121	260	256	4	254	250	4	6	6	-
	材積	163,763	163,763	149,704	14,059	146,610	146,004	606	142,789	142,183	606	3,821	3,821	-
共有	面積	16,380	16,122	8,193	7,929	7,099	7,033	66	6,898	6,838	60	201	195	6
	材積	5,070,261	5,070,261	4,084,867	985,394	3,753,462	3,748,198	5,264	3,629,148	3,624,701	4,447	124,314	123,497	817
公社	面積	793	793	772	21	766	764	2	766	764	2	-	-	-
	材積	263,791	263,791	261,933	1,858	260,157	259,953	204	260,157	259,953	204	-	-	-
セクター	面積	1,817	1,813	1,761	52	1,760	1,760	0	1,752	1,752	0	8	8	-
	材積	636,112	636,112	629,415	6,697	629,209	629,206	3	623,357	623,354	3	5,852	5,852	-
その他	面積	25	25	22	3	22	22	-	22	22	-	-	-	-
	材積	9,418	9,418	8,924	494	8,924	8,924	-	8,924	8,924	-	-	-	-

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

立木地												竹林	無立木地			更新 困難地
天			然			林			総数	伐採跡地	未立木地					
総数			育成単層林			育成複層林							天然生林			
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹					
53,450	8,936	44,514	-	-	-	1,376	30	1,346	52,074	8,906	43,168	363	945	349	597	1,317
7,881,905	2,457,618	5,424,287	-	-	-	198,764	8,110	190,654	7,683,141	2,449,508	5,233,633	289,352	-	-	-	-
32,892	6,324	26,568	-	-	-	826	12	814	32,067	6,312	25,754	309	562	242	320	496
4,918,543	1,732,839	3,185,704	-	-	-	118,385	2,900	115,485	4,800,158	1,729,939	3,070,219	246,816	-	-	-	-
610	17	593	-	-	-	2	-	2	608	17	592	0	3	1	2	6
82,240	4,651	77,589	-	-	-	252	-	252	81,988	4,651	77,337	240	-	-	-	-
3,460	587	2,873	-	-	-	68	7	61	3,392	580	2,812	8	36	8	27	458
476,554	143,783	332,771	-	-	-	10,232	2,155	8,077	466,322	141,628	324,694	6,264	-	-	-	-
1,958	117	1,841	-	-	-	14	-	14	1,945	117	1,827	0	34	17	16	76
262,223	31,032	231,191	-	-	-	1,999	-	1,999	260,224	31,032	229,192	112	-	-	-	-
30	0	30	-	-	-	0	-	0	30	0	30	-	0	-	0	-
4,470	15	4,455	-	-	-	10	-	10	4,460	15	4,445	-	-	-	-	-
378	75	303	-	-	-	27	0	26	351	75	277	8	12	2	10	3
60,146	22,361	37,785	-	-	-	3,677	45	3,632	56,469	22,316	34,153	6,144	-	-	-	-
283	18	265	-	-	-	5	-	5	278	18	260	0	30	9	21	6
40,736	4,671	36,065	-	-	-	722	-	722	40,014	4,671	35,343	144	-	-	-	-
3,636	574	3,062	-	-	-	157	10	147	3,479	564	2,915	1	155	33	122	103
557,920	165,130	392,790	-	-	-	25,751	2,603	23,148	532,169	162,527	369,642	1,088	-	-	-	-
780	16	763	-	-	-	34	0	34	746	16	730	1	18	14	3	4
108,838	4,747	104,091	-	-	-	5,064	184	4,880	103,774	4,563	99,211	1,096	-	-	-	-
186	25	161	-	-	-	3	-	3	183	25	158	1	11	1	11	12
25,252	5,831	19,421	-	-	-	405	-	405	24,847	5,831	19,016	776	-	-	-	-
130	13	116	-	-	-	3	-	3	126	13	113	1	3	0	3	5
17,153	3,700	13,453	-	-	-	550	-	550	16,603	3,700	12,903	672	-	-	-	-
9,023	1,161	7,862	-	-	-	235	1	234	8,788	1,160	7,628	33	77	22	55	149
1,316,799	336,669	980,130	-	-	-	31,301	223	31,078	1,285,498	336,446	949,052	26,000	-	-	-	-
27	8	18	-	-	-	-	-	-	27	8	18	-	-	-	-	0
3,634	1,980	1,654	-	-	-	-	-	-	3,634	1,980	1,654	-	-	-	-	-
53	1	52	-	-	-	0	-	0	53	1	52	-	4	-	4	-
6,903	209	6,694	-	-	-	22	-	22	6,881	209	6,672	-	-	-	-	-
3	-	3	-	-	-	2	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-
494	-	494	-	-	-	394	-	394	100	-	100	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積(その1)

区分	保 安 林					計
	水 か 保	ん 安 林	源 養 林	土 砂 流 出 備 林	土 砂 崩 壊 備 林	
総数	-	-	(55.37)	(1.37)	(1,128.55)	(1,185.29)
	7,650.38	8,380.11		216.65	1,701.77	17,948.91
相 双 農 林 事 務 所	総数	-	(55.37)	(0.19)	(601.89)	(657.45)
		5,451.28	4,800.91	88.38	991.73	11,332.30
	相馬市	-	(20.58)	-	(101.76)	(122.34)
		677.27	701.80	3.69	175.07	1,557.83
	南相馬市	-	(9.24)	-	(142.42)	(151.66)
		1,113.03	1,572.59	35.19	267.19	2,988.00
	(原町)	-	-	-	(53.06)	(53.06)
		107.61	551.43	4.78	109.13	772.95
	(鹿島)	-	(9.24)	-	(80.89)	(90.13)
		1,005.42	860.00	19.55	133.18	2,018.15
	(小高)	-	-	-	(8.47)	(8.47)
		-	161.16	10.86	24.88	196.90
	新地町	-	(23.48)	-	(31.16)	(54.64)
		240.42	208.65	-	39.33	488.40
	飯舘村	-	-	-	-	-
		20.06	271.00	2.02	-	293.08
広野町	-	(2.07)	-	(54.60)	(56.67)	
	530.91	133.55	3.19	54.60	722.25	
楡葉町	-	-	(0.19)	(5.79)	(5.98)	
	-	56.14	12.06	15.74	83.94	
富岡町	-	-	-	-	-	
	374.04	148.95	4.88	3.36	531.23	
川内村	-	-	-	(160.04)	(160.04)	
	2,299.38	856.31	6.83	213.48	3,376.00	
大熊町	-	-	-	(82.82)	(82.82)	
	196.17	68.32	0.72	106.93	372.14	
双葉町	-	-	-	(5.08)	(5.08)	
	-	577.64	1.99	23.86	603.49	
浪江町	-	-	-	(18.22)	(18.22)	
	-	155.17	16.19	92.17	263.53	
葛尾村	-	-	-	-	-	
	-	50.79	1.62	-	52.41	
い わ き 農 林 事 務 所	総数	-	-	(1.18)	(526.66)	(527.84)
		2,199.10	3,579.20	128.27	710.04	6,616.61
	いわき市	-	-	(1.18)	(526.66)	(527.84)
		2,199.10	3,579.20	128.27	710.04	6,616.61
	(平)	-	-	(1.18)	(101.00)	(101.18)
		251.93	269.81	27.96	158.63	708.33
	(常磐)	-	-	-	(60.69)	(60.69)
		230.93	58.48	2.09	60.69	352.19
	(小名浜)	-	-	-	-	-
		-	45.71	15.68	3.02	64.41
	(内郷)	-	-	-	-	-
		182.57	24.19	6.45	-	213.21
	(勿来)	-	-	-	-	-
		-	140.32	3.83	5.20	149.35
	(遠野)	-	-	-	(12.54)	(12.54)
		-	238.59	1.81	12.54	252.94
(田人)	-	-	-	(12.19)	(12.19)	
	162.62	262.59	22.63	12.19	460.03	
(好間)	-	-	-	-	-	
	-	284.77	2.79	14.35	301.91	
(小川)	-	-	-	(3.23)	(3.23)	
	0.91	662.07	10.50	7.42	680.90	
(三和)	-	-	-	(34.31)	(34.31)	
	460.98	168.61	11.89	85.57	727.05	
(四倉)	-	-	-	(132.75)	(132.75)	
	96.54	373.60	13.48	140.72	624.34	
(川前)	-	-	-	(49.17)	(49.17)	
	544.31	493.61	0.78	49.17	1,087.87	
(久之浜)	-	-	-	(15.56)	(15.56)	
	-	21.43	1.11	55.32	77.86	
(大久)	-	-	-	(105.22)	(105.22)	
	268.31	535.42	7.27	105.22	916.22	

(注) ()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

(5) 制限林の種類別面積(その2)

区分	自然公園					計	保安施設 地区	砂防 指定地	ぼた山崩壊 防止区域
	県立自然公園				計				
	第一種 特別地域	第二種 特別地域	第三種 特別地域	小計					
総数	-	(102.10)	(302.83)	(404.93)	(404.93)	-	(51.72)	-	
	7.39	240.29	572.52	820.20	820.20	3.31	526.00	2.04	
相 双 農 林 事 務 所	総数	-	(70.60)	(50.47)	(121.07)	(121.07)	-	(11.94)	-
		-	99.18	113.92	213.10	213.10	0.06	251.81	-
	相馬市	-	(70.60)	(49.76)	(120.36)	(120.36)	-	(0.83)	-
		-	95.08	51.23	146.31	146.31	-	38.79	-
	南相馬市	-	-	-	-	-	-	(1.75)	-
		-	-	-	-	-	0.06	34.00	-
	(原町)	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	0.06	3.60	-
	(鹿島)	-	-	-	-	-	-	(1.16)	-
		-	-	-	-	-	-	28.35	-
	(小高)	-	-	-	-	-	-	(0.59)	-
		-	-	-	-	-	-	2.05	-
	新地町	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	0.61	-
	飯舘村	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	5.03	-	
広野町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	4.93	-	
楡葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	
富岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	
川内村	-	-	-	-	-	-	(1.97)	-	
	-	-	-	-	-	-	72.22	-	
大熊町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	1.51	-	
双葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	2.28	-	
浪江町	-	-	(0.71)	(0.71)	(0.71)	-	(6.88)	-	
	-	4.10	62.69	66.79	66.79	-	78.78	-	
葛尾村	-	-	-	-	-	-	(0.51)	-	
	-	-	-	-	-	-	13.66	-	
い わ き 農 林 事 務 所	総数	-	(31.50)	(252.36)	(283.86)	(283.86)	-	(39.78)	-
		7.39	141.11	458.60	607.10	607.10	3.25	274.19	2.04
	いわき市	-	(31.50)	(252.36)	(283.86)	(283.86)	-	(39.78)	-
		7.39	141.11	458.60	607.10	607.10	3.25	274.19	2.04
	(平)	-	(11.92)	(17.03)	(28.95)	(28.95)	-	(0.39)	-
		-	72.34	85.41	157.75	157.75	-	2.27	-
	(常磐)	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	2.97	-
	(小名浜)	-	(1.83)	-	(1.83)	(1.83)	-	-	-
		-	6.95	-	6.95	6.95	-	2.22	-
	(内郷)	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	0.07	21.04	-
	(勿来)	-	(1.34)	-	(1.34)	(1.34)	-	-	-
		7.39	25.87	30.81	64.07	64.07	3.05	4.68	-
	(遠野)	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	15.28	-	
(田人)	-	(11.95)	-	(11.95)	(11.95)	-	-	-	
	-	11.95	-	11.95	11.95	-	29.08	-	
(好間)	-	-	-	-	-	-	(38.09)	-	
	-	-	-	-	-	-	125.76	2.04	
(小川)	-	-	(167.63)	(167.63)	(167.63)	-	(1.30)	-	
	-	8.03	167.63	175.66	175.66	-	7.69	-	
(三和)	-	-	(67.70)	(67.70)	(67.70)	-	-	-	
	-	-	174.75	174.75	174.75	-	29.83	-	
(四倉)	-	(3.07)	-	(3.07)	(3.07)	-	-	-	
	-	4.26	-	4.26	4.26	0.13	16.58	-	
(川前)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	7.93	-	
(久之浜)	-	(1.39)	-	(1.39)	(1.39)	-	-	-	
	-	11.71	-	11.71	11.71	-	-	-	
(大久)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	8.86	-	

(注) ()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

単位 面積:ha

急傾斜地 崩壊危険 区域	鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による風致 地区	林業種苗法 による特別 母樹林	文化財保護 法による史跡 名勝天然記念 物に係る指定 地等	都市緑地保全 法による緑地 保全地区	自然環境保全 法による原生 自然環境保全 地域	自然環境保全 法による自然 環境保全地域 の特別地区	県自然環境 保全地域 特別地区
(0.08)	(130.61)	-	-	(3.79)	-	-	-	(9.29)
9.88	213.41	-	-	20.80	-	-	-	29.76
-	(118.17)	-	-	-	-	-	-	-
0.83	198.69	-	-	1.35	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1.35	-	-	-	-
-	-	-	-	0.01	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1.34	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.83	77.66	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	(118.17)	-	-	-	-	-	-	-
-	121.03	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(0.08)	(12.44)	-	-	(3.79)	-	-	-	(9.29)
9.05	14.72	-	-	19.45	-	-	-	29.76
(0.08)	(12.44)	-	-	(3.79)	-	-	-	(9.29)
9.05	14.72	-	-	19.45	-	-	-	29.76
-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.96	-	-	-	5.15	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.88	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.26	-	-	-	10.10	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.59	-	-	-	0.41	-	-	-	-
-	(12.44)	-	-	-	-	-	-	-
-	14.72	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.23	-	-	-	-	-	-	-	20.47
-	-	-	-	-	-	-	-	(9.29)
-	-	-	-	-	-	-	-	9.29
0.09	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
(0.08)	-	-	-	-	-	-	-	-
1.04	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	(3.79)	-	-	-	-
-	-	-	-	3.79	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

森林計画課資料

(6) 樹種別材積表

単位 材積:千m3

区 分		総 数	人工林	天然林
針葉樹	スギ	23,087	23,077	10
	ヒノキ	1,474	1,474	—
	アカマツ・クロマツ	8,221	5,806	2,415
	カラマツ	149	149	—
	ヒバ	10	—	10
	ヒメコマツ	—	—	—
	モミ	21	—	21
	その他	9	8	1
	小 計	32,971	30,514	2,458
広葉樹	クリ	4	4	—
	クヌギ	103	17	86
	ブナ	—	—	—
	ナラ	28	—	28
	その他	5,335	25	5,310
	小 計	5,470	46	5,424
	特殊樹種	0	0	—
合 計		38,442	30,560	7,882

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
富岡町	9	72	67	5		4	6	
大熊町	10	6	4	1	1	1	1	
	11	2		2		1	1	
広野町	12	9	4	5		3	1	
双葉町	13	9		8	1	1	1	
新地町	14	1	1			2	1	

(注) 森林保全課資料

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃林地			荒廃危険地 (概成)	計	
	崩壊地	地すべり地	小計			
総数	1,676	166	1,842	1,165	3,007	
相 双 農 林 事 務 所	相 馬 市	101	25	126	47	173
	南 相 馬 市	242	61	303	92	395
	新 地 町	31		31	10	41
	飯 舘 村	109		109	36	145
	広 野 町	25		25	13	38
	檜 葉 町	78		78	10	88
	富 岡 町	63		63	17	80
	川 内 村	76		76	29	105
	大 熊 町	50	7	57	8	65
	双 葉 町	91		91	18	109
	浪 江 町	66	13	79	37	116
	葛 尾 村	12		12	21	33
	事務所計	943	107	1,049	338	1,387
い わ き 農 林 事 務 所	い わ き 市	733	60	793	827	1,620
	事務所計	733	60	793	827	1,620

(注) 森林保全課資料(平成28年度)

注1 「荒廃地等」とは、山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流、及び地すべり地などの荒廃林地や、荒廃の兆しがある荒廃危険地をいう。

注2 「崩壊地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、崩壊が発生した山腹斜面、土石流などにより、溪岸が浸食されたり流出土砂が異常に堆積している溪流及び植生が衰退したことによるはげ山などをいう。

注3 「地すべり地」とは、地下水が原因となり、山地や丘陵地の土地の一部がすべり面を境に移動する現象が発生している斜面をいう。

注4 「荒廃危険地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、荒廃の兆しが見られ、崩壊地に移行する恐れが高い箇所などをいう。

注5 「概成」とは、治山工事において荒廃地の復旧などを目的として計画した一連の工事が完了した場合をいう。

注6 四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

種類	風害			水害			雪害			干害			凍害		
	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
総数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
相双農林事務所	相馬市														
	南相馬市														
	新地町														
	飯舘村														
	広野町														
	檜葉町														
	富岡町														
	川内村														
	大熊町														
	双葉町														
	浪江町														
	葛尾村														
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いわき農林事務所	いわき市						1								
	計	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 森林保全課資料

注1 被害量は整数止め (0.5未満は0と表示)

単位 面積：ha 松くい虫、カシノガキイムシ：m3

種類	松くい虫			カシノガキイムシ			その他病虫獣害			林野火災			その他		
	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
総数	8,737	8,497	8,110	73	97	105	—	—	—	29	1	—	—	—	—
相双農林事務所	相馬市	390	357	234	54	54	30								
	南相馬市	280	204	234			6								
	新地町	360	66	66	19	17	20								
	飯舘村		83	46		26	48								
	広野町		100												
	檜葉町														
	富岡町														
	川内村														
	大熊町														
	双葉町														
	浪江町														
	葛尾村		17	6			1								
計	1,030	827	586	73	97	105	—	—	—	—	—	—	—	—	
いわき農林事務所	いわき市	7,707	7,670	7,524							29	1			
	計	7,707	7,670	7,524	—	—	—	—	—	—	29	1	—	—	—

松くい虫の被害量には、相双（富岡）管内の一部数値は含まない。

(10) 防火線等の整備状況

区分	予防資機材					初期消火機材					防火管理道 (m)
	自 動 音 声 警 報 機	予 防 立 看 板	標 板	警 報 旗	防 火 ポ ス ト	可 搬 式 消 火 ポ ン プ	水 の う 付 手 動 ポ ン プ	背 負 式 消 化 器	携 帯 用 火 火 セ ッ ト	簡 防 用 火 水	
総数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相双農林事務所	相 馬 市										
	南 相 馬 市										
	新 地 町										
	飯 館 村										
	広 野 町										
	檜 葉 町										
	富 岡 町										
	川 内 村										
	大 熊 町										
	双 葉 町										
	浪 江 町										
	葛 尾 村										
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
いわき農林事務所	い わ き 市										
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 予防資機材、初期消火機材 (森林保全課資料(平成28年度))
防火管理道 (森林整備課資料(平成28年度))

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～3ha	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha 以上	
総 数	6,323	3,492	1,273	826	463	123	101	31	14	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	484	301	80	58	28	5	8	3	1
	南相馬市	872	492	188	113	43	21	9	6	-
	新地町	142	98	23	15	3	2	1	-	-
	飯舘村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広野町	80	49	21	6	3	-	1	-	-
	檜葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	富岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川内村	149	80	27	24	12	4	1	1	-
	大熊町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	双葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浪江町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葛尾村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,727	1,020	339	216	89	32	20	10	1	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	4,596	2,472	934	610	374	91	81	21	13
	計	4,596	2,472	934	610	374	91	81	21	13

(注) 2015年農林業センサス

東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。）内については、調査を実施できなかったため、調査結果には含まれていない。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数：人、面積：ha

区 分	総 数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総 数	2,017	21,908	2	3,467	2,015	18,441	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	—	—				
	南相馬市	2	933	1	17	1	916
	新地町	1	15			1	15
	飯舘村	(1)	520	(1)	520		
	広野町	—	—				
	檜葉町	—	—				
	富岡町	—	—				
	川内村	(1)	2,266	(1)	2,266		
	大熊町	—	—				
	双葉町	—	—				
	浪江町	—	—				
	葛尾村	—	—				
計	3	3,734	1	2,803	2	931	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	2,014	18,174	1	664	2,013	17,510
	計	2,014	18,174	1	664	2,013	17,510

(注) 森林計画課資料

平成29年10月1日現在

※人数は共同申請の場合、その森林所有者全員の人数

※長期受委託に基づく受託者の申請の場合、それを1人とカウント

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない

※公有林の人数の()は、複数市町村に跨がる同一者を()で表示

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(森林組合)

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	4	10,813	3	309,523	90,396	
相双農林事務所	相馬市	相馬地方	2,598	1	52,034	17,736
	南相馬市					
	新地町					
	飯舘村	飯舘村	995	0	59,074	4,748
	広野町	双葉地方	3,407	1	102,952	22,918
	檜葉町					
	富岡町					
	川内村					
	大熊町					
	双葉町					
	浪江町					
	葛尾村					
	計	3	7,000	2	214,060	45,402
いわき農林事務所	いわき市	いわき市	3,813	1	95,463	44,994
	計	1	3,813	1	95,463	44,994

(注) 平成28年度森林組合一斉調査(林業振興課)

(生産森林組合)

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	10	558	0	130,921	1,349	
相双農林事務所	相馬市	山上	26	0	8,568	81
	富岡町	赤木山				休止中
	双葉町	山田第一				休止中
		山田第二				休止中
	計	4	26	0	8,568	81
いわき農林事務所	いわき市	赤井	132	0	4,200	165
		大平				休止中
		高野	61	0	34,980	205
		常磐湯ノ岳	99	0	44,550	330
		西小川	118	0	33,410	451
		下永井	122	0	5,213	117
	計	6	532	0	122,353	1,268

(注) 平成28年度森林組合一斉調査(林業振興課)

イ 事業内容及び活動状況等

計画区内の4森林組合は、森林整備事業(造林・保育・治山・林道等)のうち、保育事業を主として行っている。また、林産事業を行っている組合は1組合のみで、10,000㎡以上を生産している。なお、原子力災害により、営林活動が制限されたり、事務所の移転を余儀なくされている組合がある。

(4) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	造林業	素 材 生産業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総 数	42	65	18 (2)	42	11	15
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	2	2	3	2	
	南相馬市	3	6	3	13	2
	新地町					
	飯舘村		5	1		
	広野町	1	1		2	
	檜葉町		2		2	1
	富岡町		3			2
	川内村		3	2		
	大熊町			1	1	
	双葉町				1	
	浪江町		8	2	1	2
	葛尾村		3			
	計	6	33	12	22	4
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	36	32	6 (2)	20	7
	計	36	32	6 (2)	20	7

(注) 造林業：2015年農林業センサス

(「×」・・・調査経営体の秘密保護上秘匿とされているもの)

木材卸売業のうち素材市売市場：平成27年木材需給と木材工業の現況（林業振興課）

素材生産業外：福島県木材業者等登録名簿（平成29年3月末）（林業振興課）

(5) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	年 度	～19才	20才～	30才～	40才～	50才～	60才～	70才～	合 計	
総 数	平成17年	3	46	57	90	157	133	64	550	
	平成22年	4	53	98	100	172	176	73	676	
	平成27年	2	35	59	65	118	110	47	436	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	平成17年	-	-	2	3	10	5	2	22
		平成22年	-	4	7	8	8	10	6	43
		平成27年	-	2	7	6	7	8	5	35
	南相馬市	平成17年	-	8	6	7	18	17	6	62
		平成22年	-	9	17	7	23	25	6	87
		平成27年	-	4	5	6	10	18	5	48
	新地町	平成17年	-	-	-	1	1	-	-	2
		平成22年	-	-	-	-	4	-	-	4
		平成27年	-	1	-	2	3	1	2	9
	飯館村	平成17年	-	-	-	6	7	8	2	23
		平成22年	1	3	4	8	11	19	3	49
		平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-
	広野町	平成17年	-	-	-	4	-	-	-	4
		平成22年	-	-	2	2	2	1	-	7
		平成27年	-	-	-	-	1	-	1	2
	檜葉町	平成17年	-	1	1	3	5	2	-	12
		平成22年	-	1	2	2	7	2	-	14
		平成27年	-	-	1	-	-	-	-	1
	富岡町	平成17年	-	6	5	5	6	3	2	27
		平成22年	-	5	3	-	1	3	4	16
		平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-
	川内村	平成17年	-	3	-	5	8	17	8	41
		平成22年	-	3	7	5	10	14	6	45
		平成27年	-	-	2	2	4	9	1	18
	大熊町	平成17年	-	1	1	-	2	-	-	4
		平成22年	-	1	-	1	3	-	-	5
		平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-
	双葉町	平成17年	-	1	-	-	1	-	-	2
		平成22年	-	-	1	-	2	-	-	3
		平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-
浪江町	平成17年	-	2	5	5	20	9	4	45	
	平成22年	-	2	6	9	10	17	6	50	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
葛尾村	平成17年	-	1	-	3	7	5	3	19	
	平成22年	2	1	1	1	5	5	-	15	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	平成17年	-	23	20	42	85	66	27	263	
	平成22年	3	29	50	43	86	96	31	338	
	平成27年	-	7	15	16	25	36	14	113	
い わ ぎ 農 林 事 務 所	いわき市	平成17年	3	23	37	48	72	67	37	287
		平成22年	1	24	48	57	86	80	42	338
		平成27年	2	28	44	49	93	74	33	323
	計	平成17年	3	23	37	48	72	67	37	287
		平成22年	1	24	48	57	86	80	42	338
		平成27年	2	28	44	49	93	74	33	323

(注) 国勢調査

(6) 林業機械化の概況

ア 高性能林業機械

単位 台

区分	高性能林業機械								
	フェラバンチャー	プロセッサ	フォワード	スキッド	タワーヤーダ	スイングヤーダ	ハーベスタ	その他	
総数	3	24	23	-	-	6	7	7	
相双農林事務所	相馬市			1					
	南相馬市	2	1	4			1	1	2
	新地町								
	飯舘村								
	広野町								
	檜葉町								
	富岡町			1					
	川内村	1	2	3				2	
	大熊町								
	双葉町								
	浪江町								
	葛尾村		3	4			1	1	
	計	3	6	13	-	-	2	4	2
いわき農林事務所	いわき市		18	10			4	3	5
	計	-	18	10	-	-	4	3	5

(注) 林業振興課資料 (平成27年度)

イ 林業機械

単位 台

区分	集材機	林内作業車	林業用トラクタ
総数	25	79	46
相双農林事務所	11	32	24
いわき農林事務所	14	47	22

(注) 林業振興課資料 (平成27年度)

(7) 作業路網等の整備の概況

単位 上段:路線数 下段:延長(m)

区分	合計	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
総数	71 72,691	12 6,377	9 7,030	6 7,797	15 15,644	29 35,843	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	8 3,351	2 1,240			1 776	5 1,335
	南相馬市	11 4,983	1 437			3 1594	7 2952
	新地町	4 4,030				1 360	3 3,670
	飯舘村	-					
	広野町	-					
	檜葉町	-					
	富岡町	-					
	川内村	6 2,515	4 950				2 1,565
	大熊町	-					
	双葉町	-					
	浪江町	-					
	葛尾村	-					
	計	29 14,879	7 2,627	- -	- -	5 2,730	17 9,522
	い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	42 57,812	5 3,750	9 7,030	6 7,797	10 12,914
計		42 57,812	5 3,750	9 7,030	6 7,797	10 12,914	12 26,321

(注) 福島県森林・林業統計書(平成23~27年度)

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	1,042	495	1,537	1,010	437	1,447	96.9	88.3	94.1
針葉樹	724	495	1,219	853	437	1,290	117.8	88.3	105.8
広葉樹	318	—	318	157	—	157	49.4	—	49.4

(注) 計画欄は、前計画の前半5ヵ年分（H25～H29）に対応する計画量。

実行欄は、前計画の前半5ヵ年分（H25～H29）の実行量。

ただし、本計画の樹立年度（H29）の実行量については見込量。

四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

森林計画課資料

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
9,965	3,905	39.2

(注) (1) の注に同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
6,131	633	10.3	3,289	245	7.4	2,842	388	13.7

(注) (1) の注に同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 拡張：箇所 実行歩合：%

	開設延長			拡張箇所		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	6.7	2.4	35.8	32	39	121.9
うち林業専用道	1.8	0.0	0	0	0	—

(注) (1) の注に同じ

森林整備課資料

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源 ^{かん} 涵養	218	56	26%	1	0.0065	0.7%
災害防備	313	31	10%	17	24	141%
保健・その他	8	—	—	4	4	100%

(注) 計画欄は、前計画の前半5ヵ年分(H25～H29)に対応する計画量。

実行欄は、前計画の前半5ヵ年分(H25～H29)の実行量。

ただし、本計画の樹立年度(H29)の実行量については見込量。

森林保全課資料

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面積		
計画	実行	実行歩合
—	—	—

(注) (5)アに同じ

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：ヵ所、実行歩合：%

種類	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数	46	47	102%

(注) (5)アに同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保育		—	—	—
伐採	総数	—	—	—
	主伐	—	—	—
	間伐	10.48	8.58	82%
その他		—	—	—

(注) (5)アに同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅, 別荘, 工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
26		28		167	221

（注）面積欄には、前計画の前半5ヵ年に対応する異動面積を記載した。

農用地は、田、畑、樹園地とする。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原野	農用地	その他	合計
0	37	47	84

（注）面積欄には、前計画の前半5ヵ年に対応する異動面積を記載した。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 材積:千m³ 面積:ha 延長:km)

分期		I	II	III	IV	
伐採立木材積	総数	総数	1,775,019	1,862,992	2,358,400	2,358,400
		針葉樹	1,487,856	1,470,451	1,538,700	1,538,700
		広葉樹	287,163	392,541	819,700	819,700
	主伐	総数	1,085,910	1,138,954	1,639,400	1,639,400
		針葉樹	798,747	746,413	819,700	819,700
		広葉樹	287,163	392,541	819,700	819,700
	間伐	総数	689,109	724,038	719,000	719,000
		針葉樹	689,109	724,038	719,000	719,000
		広葉樹				
総数		6,562	6,676	6,654	6,654	
造林面積	人工造林	3,394	3,360	3,332	3,332	
	天然更新	3,168	3,316	3,322	3,322	
林道開設延長		72	99	—	—	

(注) 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様

※ 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

森林計画課資料

(2) 分期別期首別資源表

単位: 面積ha 材積千m³

区分		面積											材積	
		総数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級		
前期期首	総数	115,818	1,782	3,306	5,675	11,473	16,607	39,119	28,824	9,032	0	0	38,442	
	人工林	総数	62,019	467	1,232	2,788	6,923	12,827	23,777	10,761	3,244	0	0	30,560
		育成単層林	60,206	461	1,205	2,731	6,398	12,680	23,081	10,469	3,181	0	0	29,418
		育成複層林	1,813	6	27	57	525	147	696	292	63	0	0	1,142
	天然林	総数	53,799	1,315	2,074	2,887	4,550	3,780	15,342	18,063	5,788	0	0	7,882
		育成単層林												
		育成複層林	1,376	2	8	20	57	72	447	630	140	0	0	199
天然生林		52,423	1,313	2,066	2,867	4,493	3,708	14,895	17,433	5,648	0	0	7,683	
後期期首	総数	115,818	5,687	2,630	3,016	7,304	12,270	25,210	42,889	16,813	0	0	39,502	
	人工林	総数	62,694	2,127	747	1,868	4,659	9,215	18,533	19,698	5,846	0	0	31,687
		育成単層林	59,358	2,021	726	1,849	4,312	8,894	17,567	18,435	5,554	0	0	29,907
		育成複層林	3,336	107	21	19	347	322	966	1,263	292	0	0	1,780
	天然林	総数	53,124	3,560	1,883	1,148	2,645	3,054	6,677	23,190	10,967	0	0	7,815
		育成単層林												
		育成複層林	1,380	4	10	6	37	66	179	739	339	0	0	181
天然生林		51,744	3,556	1,873	1,142	2,608	2,988	6,498	22,451	10,628	0	0	7,634	
第Ⅲ分期期首	総数	115,818	10,415	1,433	2,607	2,993	8,354	16,021	37,695	27,847	8,453	0	40,355	
	人工林	総数	63,366	3,931	463	1,232	2,788	6,907	12,241	22,546	10,192	3,066	0	32,555
		育成単層林	58,518	3,715	461	1,205	2,731	6,362	11,435	20,491	9,294	2,824	0	30,047
		育成複層林	4,848	216	2	27	57	545	806	2,055	897	242	0	2,508
	天然林	総数	52,452	6,484	970	1,375	205	1,446	3,780	15,150	17,655	5,386	0	7,800
		育成単層林												
		育成複層林	1,380	0	6	8	20	57	72	447	630	140	0	172
天然生林		51,072	6,484	964	1,367	185	1,389	3,708	14,703	17,025	5,246	0	7,628	
第Ⅳ分期期首	総数	115,818	8,489	5,687	1,846	1,940	4,959	11,846	24,139	40,941	15,972	0	41,309	
	人工林	総数	64,164	4,286	2,127	747	1,868	4,657	8,792	17,519	18,639	5,529	0	33,278
		育成単層林	57,762	3,855	2,021	726	1,849	4,308	8,071	15,612	16,384	4,936	0	29,930
		育成複層林	6,402	431	107	21	19	348	720	1,907	2,256	593	0	3,348
	天然林	総数	51,654	4,203	3,560	1,099	72	302	3,054	6,620	22,301	10,443	0	8,031
		育成単層林												
		育成複層林	1,380	0	4	10	6	37	66	179	739	339	0	180
天然生林		50,274	4,203	3,556	1,089	66	265	2,988	6,441	21,562	10,104	0	7,851	
第Ⅴ分期期首	総数	115,818	6,227	10,415	1,096	1,470	2,917	8,054	15,277	35,872	26,564	7,927	42,038	
	人工林	総数	64,995	4,677	3,931	463	1,232	2,787	6,607	11,522	21,255	9,622	2,900	33,848
		育成単層林	57,044	4,043	3,715	461	1,205	2,729	5,789	10,152	18,192	8,252	2,507	29,636
		育成複層林	7,952	634	216	2	27	58	819	1,370	3,063	1,370	393	4,212
	天然林	総数	50,823	1,549	6,484	633	238	130	1,446	3,755	14,617	16,942	5,028	8,190
		育成単層林												
		育成複層林	1,380	0	0	6	8	20	57	72	447	630	140	184
天然生林		49,443	1,549	6,484	627	230	110	1,389	3,683	14,170	16,312	4,888	8,006	

※ 天然林の天然生林1齡級には伐採跡地を含む。
四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。